

弁理士 同友会だより



Vol. 20-1 2014. 12

(電子版第6号)

弁理士同友会発足の基本理念

本会はクラブ30周年を機に、名称を弁理士同友会と改め、「弁理士道の精神に沿って研鑽し、活躍する同志が結集し、友情と団結とを信条として飛躍的な発展を図る」との理念の下、内にあるにはクラブ本来の目的である友愛と相互扶助の精神に基づき、広く同友の士の賛同を得て名と共に体の刷新を図らんとするものであり、また、外にあるには、弁理士としての使命職責を良く見極め、派利、派略を超え斯界の改革並びに知的財産権制度の健全なる構築に寄与せんとするものである。

弁理士同友会の行動目標

一、「弁理士像の理想を求めること」

会員が弁理士としての崇高な理想像を追求する為に、深い教養と高い品位の保持と向上に務め得る研鑽の場たる環境作りを目指すこと。

一、「職域環境の充実を図ること」

会員が弁理士としての使命職域を遂行する為に、相互の努力により多面的な情報を収集し、得られた建設的で有意義な意見を内外に表明し得る母体たる環境作りを目指すこと。

一、「友愛・相互扶助を図ること」

会員が弁理士としての個々の立場をより安定して維持し得る為に、友愛と互譲の精神に基づき、個人的、社会的環境の変化に対応でき得るよう相互の関係強化を図り扶助できる場たる環境作りを目指すこと。

一、「社会的責任・国際貢献を果たすこと」

会員が弁理士として内外の職務を遂行するにあたり、指導的立場としての社会的責任を自覚し公正の維持に務め、また、国際的にも貢献し得る専門家集団にふさわしい母体たる環境作りを目指すこと。

弁理士同友会だより 平成26年度号(電子版第6号)目次

※各目次はハイパーリンクになっています

同友会だよりの発行にあたって			
平成26年度広報担当副幹事長	高下 雅弘	・・・・・・・・	6
弁理士同友会幹事長挨拶			
平成26年度弁理士同友会幹事長	粕川 敏夫	・・・・・・・・	7
日本弁理士会会長挨拶			
平成26年度日本弁理士会会長	古谷 史旺	・・・・・・・・	9
日本弁理士会執行役員会報告			
平成26年度日本弁理士会副会長	吉村 俊一	・・・・・・・・	11
日本弁理士政治連盟報告			
平成26年度日本弁理士政治連盟副会長	小川 眞一	・・・・・・・・	13
平成26年度弁理士連合クラブ報告			
平成26年度弁理士連合クラブ副幹事長	井澤 幹	・・・・・・・・	17
日本弁理士会「知財戦略会議(WG)」報告			
平成26年度日本弁理士会知財戦略会議座長	小川 眞一	・・・・・・・・	19
平成27年度日本弁理士会役員定時選挙報告 「当選のお礼と抱負」			
平成27年度日本弁理士会副会長	粕川 敏夫	・・・・・・・・	29
平成26年度日本弁理士会 委員長・センター長報告			
福利厚生委員会	山崎 高明	・・・・・・・・	30
例規委員会	石川 憲	・・・・・・・・	32
パテントコンテスト委員会	市野 要助	・・・・・・・・	34
企業弁理士知財委員会	渡邊 豊之	・・・・・・・・	36
会員規律に関する特別委員会	丸山 英一	・・・・・・・・	37

平成26年度褒章受章者・表彰受賞者の声

平成26年度黄綬褒章	松田 忠秋	・・・・・・・・	38
平成26年度「知財功労賞」(特許庁長官表彰)	坂本 光雄	・・・・・・・・	40

平成26年度弁理士同友会三役奮闘記(総務・会計)

総務担当副幹事長	安彦 元	・・・・・・・・	42
会計担当副幹事長	徳増 あゆみ	・・・・・・・・	43

平成26年度弁理士同友会委員会報告

創立50周年記念事業実行委員会報告			
創立50周年記念事業実行委員会委員長	井澤 幹	・・・・・・・・	45

平成26年度弁理士同友会委員会報告(福利厚生委員会)

「納涼会・旅行会及び忘年会報告」

福利厚生委員会委員長	岩田 克子	・・・・・・・・	47
------------	-------	----------	----

平成26年度弁理士同友会地域活動報告

北海道委員会委員長	古田 和義	・・・・・・・・	51
東海委員会委員長	廣江 政典	・・・・・・・・	53

平成26年度弁理士同友会委員会報告

人事委員会報告			
人事委員会委員長	中村 盛夫	・・・・・・・・	57
役員協議委員会報告			
役員協議委員会委員長	藤浪 一郎	・・・・・・・・	59
政策委員会報告			
政策委員会委員長	伊賀 誠司	・・・・・・・・	60
研修委員会報告			
研修委員会委員長	笹野 拓馬	・・・・・・・・	63
法規委員会報告			
法規委員会委員長	中村 信彦	・・・・・・・・	67
組織委員会報告			
組織委員会委員長	大井 一郎	・・・・・・・・	68

会員の広場 新規入会者より

会員	寺坂 真貴子	7 5
会員	中里 卓夫	7 6
会員	市野 要助	7 7
会員	森 有希	7 8
会員	河合 利恵	7 9
会員	吉田 倫太郎	8 0
会員	関 大祐	8 1
会員	加太 章生	8 2
会員	坂口 吉之助	8 3
会員	川崎 ひかり	8 4

会務報告

平成26年度総務担当副幹事長	安彦 元	8 5
----------------	------	-----

同友会通信

野球同好会「パイレーツ」	小島 猛	8 9
テニス同好会	神崎 正浩	9 1
ゴルフ同好会「桜友会」	長内 行雄	9 2
女子ゴルフ部「Cheers☆ゴルフ部」	徳増 あゆみ	9 4
ジョギング部「エンペランズ」	大橋 剛之	9 7

資料

平成26年度弁理士同友会役員等名簿	1 0 2
平成26年度日本弁理士会役員等名簿	1 0 7
弁理士同友会会則	1 1 1

編集後記

広報委員長	笹川 拓	1 1 4
-------	------	-------

表紙「題字」	田中 武文
「シンボルマーク」	早川 正広

同友会だよりの発行にあたって

平成26年度広報担当副幹事長

高下 雅弘



平成26年度の同友会だよりをお届けいたします。

本年度は当会から選出された古谷史旺日本弁理士会会長の任期2年目に該当します。当会と致しましても、吉村俊一副会長、小川眞一執行理事を中心に、古谷執行部の政策実行を支えてまいりました。

また、本年度は弁理士同友会創立50周年の節目の年に当たります。当会では昨年11月4日に弁理士同友会創立50周年記念式典および祝賀会を開催いたしました。井澤幹実行委員長の下、菅直人先生、特許庁長官、日本弁理士会会長をはじめとする多くのお客様にお越し頂き、盛大に催すことができました。お越し下さいました皆様にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さらに、本年度は粕川敏夫幹事長の下、多くの若手会員が執行部に登用され活躍なさる年となりました。研修委員会担当副幹事長の松本直子先生、東海委員会担当副幹事長の助廣朱美先生、福利厚生委員会担当副幹事長の駒場大視先生がいずれも登録5年未満ながら副幹事長に任命され、各方面にてご活躍なさいました。私自身も若輩で未熟者ではございますが、50周年記念事業実行委員会・広報委員会・北海道委員会の各担当副幹事長を拝命し、諸先輩方のご指導ご鞭撻を賜りながら会務に携わらせて頂きました。

このように平成26年度は、当会のベテラン・中堅・若手会員がバランス良く力を発揮し、大きな実りのある年になったものと考えます。この同友会だよりが、当会会員の皆様にとって、本年度の当会会員のたいなるご活躍を振り返って頂くきっかけとなり、また当会会員でない皆様にとっては、以前、私自身も当会に入会する決め手となりました、当会のアットホームで温かい雰囲気を感じて頂くきっかけになりましたら、誠に幸いです。

以上

弁理士同友会幹事長挨拶

平成26年度弁理士同友会幹事長

粕川 敏夫



平成25年度に引き続き、平成26年度の弁理士同友会幹事長を務めさせていただきました粕川敏夫です。

弁理士同友会会員の皆様には、昨年に引き続き弁理士同友会の活動にご協力いただき、心よりお礼申し上げます。

本年は、当会選出の古谷史旺日本弁理士会会長2年目の年となりました。今年は吉村俊一副会長、小川眞一執行理事などの多くの同友会会員の方が活躍された年となりました。

弁理士同友会としても、古谷会長の政策の実現と、弁理士会の会務が円滑に進められるよう協力をして参りました。特に、今年は弁理士法の一部改正により、弁理士法第1条に使命条項が加わりました。これは大変画期的なことであり、今後の我々弁理士の指針をなすものだと思っております。

弁理士同友会としても、弁理士会各委員等への人材の選出を積極的に行うと共に、弁理士連合クラブ、弁理士政治連盟とともに政策の提言などを進めて参りました。

この過程では、多くの会員の皆様に多大なご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。あわせて、何分にも不慣れなことが多く、十分な活動ができなかった反省は、将来の活動につなげていければと思っております。

本年は、弁理士同友会にとって、創立50周年を迎えた年でもあります。11月4日にホテルオークラにおいて「創立50周年記念式典・祝賀会」を開催いたしました。記念式典では、日本弁理士会役員の方々、各会派の幹事長をお招きして、これまで弁理士同友会の発展に貢献していただいた方に対して、感謝の意味を込めまして表彰させていただきました。また祝賀会では、伊藤仁特許庁長官をはじめ、途中から菅直人元総理大臣をお招きして200名を超える方にご臨席いただき、盛大に執り行うことができました。アトラクションも多くのご列席者の方にお楽しみいただき大変うれしく思いました。この式典・祝賀会を通じて、創立当時よりご活躍のベテランから入会されたばかりの若手会員まで一丸となり、次の新しい未来を創ることができたと思っております。お忙しい中ご臨席いただきました方、また多大なご寄付をいただいた先生方、委員として参加していただいた会員の方々にはこの場をお借りして心より感謝申し上げます。

同友会内では、昨年に引き続き組織基盤強化として研修及びイベント活動に力を入れてまいりました。今年は、50周年記念事業も予定されていたため研修会の開催回数は少なくなりましたが、ベテランと若手との交流を図るため、今年は登録祝賀会の際に特別講演として、当会会員でもあります志賀国際特許事務所会長の志賀正武先生にご講演をいただきました。当日は立見も出るほどの盛況で、新規登録者だけでなく、若手の会員にも刺激となり、ベテラン会員と若手会員との相互交流もできたと思っております。このような研修やイベントなどを通じて、今年は多くの新規入会者を迎えることができ、大変有意義であったと感じております。

また今年の旅行会は、50周年記念事業があるため、会員になるべく負担を掛けないために、隅田川・東京湾クルーズと東京ディズニーランドとしました。近場とあって家族連れの参加も多く、小雨交じりではありましたが、和やかな雰囲気の中開催することができました。

そのほかにも同友会では、口述練習会をはじめ、若手向けのイベントや、野球やジョギング、ゴルフなどの幅広いサークル活動が活発に行われており大変活気がある会となっていると思っております。

本年度は皆様多大なご支援・ご協力をいただき、通常の事業活動に加えて、50周年記念事業という大きなイベントも恙無く執り行うことができました。これも今年入会されたばかりの会員からベテランの会員の方まで、皆様の惜しみないご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

最後に、昨年に引き続き2年間、皆さまには多大なご協力とご指導・ご鞭撻をいただきましたこと心より感謝申し上げます。

以 上

平成26年度日本弁理士会会長挨拶

年頭所感 ご挨拶

平成25年・26年度日本弁理士会会長

古谷 史旺



新年おめでとうございます。

弁理士同友会のご支援を得て、平成25～26年度の日本弁理士会の会長を務めさせて頂いております。

余すところ3ヶ月となり、2年間の総仕上げに向けて頑張っています。

昨年の4月25日、弁理士法の一部改正案が国会で成立いたしました。

59年間の永きに亘り求め続けた『使命条項』が、弁理士法第1条に創設されました。

現行法では、弁理士法の目的が「工業所有権」（特許、実用新案、意匠、商標）での括りでしたが、改正法では、弁理士は「知的財産」に関する専門家である、と明記されました。しかも、この「知的財産」とは、平成14年に成立した「知的財産基本法」第2条第1項に規定される「知的財産」と同義と位置付けられたのです。

つまり、この法律で知的財産とは、“発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。”と定義され、弁理士の専門領域が確認された画期的改正です。

そのことは、弁理士に対する期待の大きさを表しており、99%超が中小企業とされる我が国の産業構造の実態に即して、知的財産に関するあらゆる相談のあり方を、待ち受け型ではなく積極的な提案型相談に変えることが求められている、と認識しております。

日本弁理士会は、『使命条項』の創設を前提に、弁理士の存在価値を高める様々な方策を講じてきました。

弁理士試験の合格者が大增員されたため、合格者の約2～3割が全くの実務未経験者で占められています。登録前義務研修により、一通りのことは学べますが、わずか2～3ヶ月の研修で実務が熟せるほど、現実には易しくありません。

そこで、ベテランの弁理士が弁理士試験に合格した実務未経験者を、実践的な研修で徹底的に教育す

る、各クラス10名以下の『弁理士育成塾』を立ち上げました。約1年をかけて昨年の11月に第1期の卒業生を送り出しました。

この方々が社会でどのような評価を受けるか、不安でもあり、楽しみでもあります。

また、企業に勤務する弁理士も2,000名を超えています。この方々が企業で弁理士としての存在価値を高める方策も1年半をかけて検討し、その成果を『企業弁理士のためのスキルアッププログラム』として纏めて頂きました。

それを活用して頂くことにより、企業にとって必要不可欠な人材と評価されるようになることを願っております。

さらに、弁理士の存在価値を高めるためには、社会から信頼される専門家としての高い見識と、節度ある行動が求められると思っています。

そのためには、一万人を擁するに至った弁理士の規律が、正しい方向にあるかの厳正な検証と改革の断行が必要です。『会員規律に関する特別委員会』を立ち上げて、すでに答申も受けておりますので、会員の声をお聞きした上で、総意を形成したいと考えています。

さらにまた、日本弁理士会の組織のあり方を検証し、無駄は大胆に省き、必要とされる機関は果敢に創設する、メリハリのある抜本的改革を目指して『組織改革特別委員会』を立ち上げました。既に同委員会から改革の方向性について中間答申書が出されましたので、必要とする修正を加えた上で、会員の総意を得たいと考えております。

日本弁理士会は、弁理士制度を利用される国民の皆様のご期待に添うべく、高度な専門知識と規律ある行動を通じて、社会に貢献して行きたいと念じております。

本年が皆様にとりまして、より良い一年でありますことを祈念し、併せて、弁理士同友会諸兄の引き続きのご支援を賜りたくお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

以 上

日本弁理士会執行役員会報告

古谷執行部での1年を振り返って

平成26年度日本弁理士会副会長

吉村 俊一



[はじめに]

弁理士同友会所属の副会長として、我が弁理士同友会所属の古谷会長の2年目執行部の一員として務めさせて頂いております。弁理士同友会会員の皆様におかれましては、日頃より、ご支援、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、粕川敏夫幹事長をはじめとした弁理士同友会執行部の皆様には、日本弁理士会の会務運営にご理解とご助言を賜り、大変ありがとうございました。古谷会長の2年の任期も余すところ僅かになりましたが、最後まで引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

[弁理士法の改正]

平成26年4月25日に弁理士法改正法案が国会で可決成立いたしました。長年の念願であった「使命条項」が弁理士法第1条に創設されました。日本弁理士会の歴史上、極めて意義のある改正の一つであろうと思います。その改正法案の可決成立は、日本弁理士会及び弁理士政治連盟による改正に向けた長年の取り組みと、前年度の日本弁理士会執行部の大きなご努力とによるものであり、その実現が、古谷会長の任期中に実現できたことは、一人の弁理士として、また、弁理士同友会所属の弁理士として、大変嬉しく思っております。

本年度の執行部は、弁理士法改正に関連した事項についての取り組みと、平成26年2月24日の産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委委員会での取り纏めで「日本弁理士会が自主的に取り組むべきもの」として提示した事項についての取り組みとを重要な取り組み事項として行って参りました。かなり忙しい会務でしたが、ようやく第4コーナーに入り、あとはゴールに向けて進むのみでございます。

[担当会務]

私は、総会、常議員会、監事会、外部意見聴取会、会員規律に関する特別委員会、例規委員会、財務委員会、事務所競争力強化ワーキンググループ等を担当しています。

総会は、5月30日に定期総会を行いました。また、1月21日に第1回臨時総会を行い、3月18日に第2回臨時総会を行う予定にしています。

会員規律に関する特別委員会は、本年度設置された特別委員会であり、丸山英一委員長のもと、会員の処分の公表についての検討、綱紀委員会や審査委員会等の委員として外部の学識経験者等を選任すること等、重要案件に取り組んで頂きました。

例規委員会は、石川憲委員長のもと、特に第1回臨時総会と第2回臨時総会に向け、短い期間に多くの規則改正案をご審議頂きました。なお、総会や常議員会には上程されない内規等の規則改正も幾つか行い、例えば国外旅費規程の改訂、規定の用語解釈の検討等もご審議頂きました。

財務委員会は、前記した国外旅費規程の改訂、慶弔規則の改正に伴う財務シミュレーション等々を行って頂きました。

事務所競争力強化ワーキンググループは、会員事務所の競争力を強化する方策を検討して会員に提案し、事務所の競争力の強化の取り組みを支援し且つ推進することを目的としています。具体的には、弁理士業務に要するコストの分析、業務報酬の客観的な検討、事務管理の合理化及び効率化のための方策の検討等を審議し、提言し、発信する予定です。

[おわりに]

古谷会長の2年の任期もあと僅かになりました。1年目副会長の石川憲先生の後を引き継ぎ、会長会派である弁理士同友会所属の副会長として務めて参りました。古谷政権2年の総仕上げとして、種々の政策を仕上げて成果としていく作業は大変ではありましたが、弁理士同友会の会員の皆さまをはじめ、多くの会員の皆さまのご協力を得て、ようやく集結しつつあります。残りの任期も引き続きご支援ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

以 上

日本弁理士政治連盟報告

日本弁理士政治連盟副会長

小川 眞一



1. 日本弁理士政治連盟の設立から40年

日本弁理士政治連盟（弁政連）は、昭和49年（1974）1月30日開催の日本弁理士会臨時総会における幹旋決議に基づいて、同年11月21日に設立された。「日本弁理士会の方針に沿って日本弁理士会の事業を達成するために必要な政治活動を行い、もって弁理士制度および知的財産制度の発展に寄与する」ことを目的としている（日本弁理士政治連盟規約第3条）。設立から早40年が経つ。

この連盟は、弁理士を構成員とするもので、平成4年12月22日の日本弁理士会臨時総会において「原則加入」導入の日本弁理士政治連盟規約改正が承認され、翌年1月26日の弁政連臨時総会で決議されるに至っている。

従って、弁政連へは原則全ての会員が加入していることになっているが、強制的に活動資金（会費）を集めることはしていないため、会費納入者は全会員の凡そ1割程度（1000人程度）に止まっている。

しかし、今までの弁政連の活動無くして、今回の弁理士法の改正やその他の我々を取り巻く環境の整備はなしえなかったはずである。過去をみれば、80年振りに成し遂げた平成12年の弁理士法抜本改正、著作権の契約代理、特定不正競争防止法の代理、税関における輸出入の差し止め代理、外国出願の標榜代理、特定侵害訴訟の共同代理、そして今回の弁理士法における「知的財産に関する専門家」としての使命条項の新設、出願前のアイデア段階からの相談業務の明確化等々、枚挙に暇のない活動成果は、全弁理士が等しく享受している。

折角の機会でもあるので、この紙面をお借りして、弁政連の活動を簡単に紹介する。少しでも、弁政連の活動を知って頂き、活動にご理解とご協力を頂けたら幸いである。

なお、平成26年度の弁政連役員構成は、以下のとおりである（下線は同友会会員）。

[会 長]

杉本勝徳

[副会長] 17名〔登録順〕

<u>谷山 守</u>	<u>飯田昭夫</u>	中島三千雄	松尾憲一郎	水野勝文
稲岡耕作	<u>小川眞一</u>	奥村茂樹	富崎元成	福田伸一
<u>粕川敏夫</u>	榎本英俊	田邊義博	<u>石川 憲</u>	大澤 豊
鈴木一永	瀧野文雄			

普段は、主にこの正副会長18名で弁政連を運営し、政治家等への働きかけを行っているが、他に、理事70名、顧問10名（主に弁政連会長経験者）、相談役22名（主に本会会長経験者）、監事2名の役員が在籍し、場面に応じて知恵を出してもらっている。

2. 弁政連の活動報告

日本弁理士会および知的財産業界をめぐる内外の環境は劇的に変動しており、今後の日本弁理士会を政治的側面から形作る活動を担っている弁政連としては、極めて重要な時期に直面している。このような状況下、弁政連としては国家の知的財産政策に協力するとともに、1万人以上の弁理士の期待に応え得るように、次のことを実行している。

(1) 弁政連活動をより組織的な活動にすると共に、その活動状況を全国の弁理士に幅広く広めるように努めている。

弁政連には17名の副会長および70名の理事がいる。副会長にはそれぞれ業務の分担をし、政治家のパーティに出席する、政治家の勉強会やレクチャーに出席する等の日常業務をより組織的に実行してもらっている。また、理事には各委員会の委員に就任してもらい、弁政連の組織活動を活性化してもらっている。また、大都市圏だけでなく、全国の弁理士に対して、様々な媒体を用いて活動や日常業務に有用と思われる情報を流している。弁政連の機関誌は、「弁政連ニュース」が年1回発行され、活動の成果を報告しているが、刻々と変わる政治情勢を的確に伝えるため、「弁政連フォーラム」も毎月発行することにした。

(2) 政府の知的財産政策に協力している。

安倍政権の国土強靱化政策には知的財産政策も入っている。政治家および行政とともに協力して、知的財産を国力の礎とすることを目指している。

*国土強靱化政策大綱には、以下のような項目もある。

○ 教育・研究機関、民間企業において優れた人材を育成するとともに、研究開発に対するインセンティブを導入して、全ての施策分野において国土強靱化に係るイノベーションを推進する。また、優れた技術の普及、活用を促し、頻発する自然災害、老朽化対策における技術的課題の解決に積極的に貢献する。（関係府省庁）

○ 研究機関や民間企業における国土強靱化に係る研究開発を促進する。その際、国土強靱化に係る研究開発の他目的への転用、他目的の研究開発の国土強靱化の各分野への活用を推進し、効率的、効果的な研究開発に努める。（関係府省庁）

(3) 弁理士を国家の知的財産政策のインフラとして位置づけさせる。

電気、機械、ソフトウェア、化学、バイオの各分野における1万人の技術専門家集団である弁理士は、世界180カ国にネットワークを張りめぐらして国際的業務を遂行している団体でもある。国家の知的財産政策には欠かせないインフラとして活動することができる。この点を、広く政治家等にアピールすることで弁理士の地位向上を目指している。

(4) 弁政連活動が必要なときは集中的に行う。

弁政連は限られた予算で1万人弁理士の将来を担保する活動をしている。従って、従前以上に資金と時間を集中的、且つ効率的に使用して各種事業を実行していかなければならない。

(5) 法改正により使命条項が新設され、弁理士は「知的財産に関する専門家」として位置づけられた。また、「知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする」ことも明確にされた(新弁理士法第1条)。

弁政連は、日本弁理士会とともに、自民党、公明党、民主党の経済産業部会、衆議院と参議院の経済産業委員会、自民党、公明党、民主党の弁理士制度推進議員連盟の所属国会議員に対し説明に回り、弁理士法改正について我々の要望と早期の法案成立を強く訴えた。

具体的には、副会長の数名で分担し、衆・参両議院会館内の関係議員を廻り、「弁理士の使命の明確化(特に、知的財産に関する専門家としての使命の明確化)」、「相談業務の拡充(出願前のアイデア段階からの相談業務の明確化)」等が法案に盛り込まれるよう陳情活動を行い、加えて国会審議および附帯決議において弁理士の更なる活用を求めた。

ご承知のように、当該法案は参議院先議であり、平成26年4月1日に参議院経済産業委員会、4月2日に参議院本会議、4月23日に衆議院経済産業委員会、4月25日に衆議院本会議、のそれぞれにおいて可決・成立した。この本会議前、本法案を審議する衆参両院の経済産業委員会で傍聴する機会を得たが、羽藤前特許庁長官や茂木元経産大臣には、我々の要望する弁理士法の改正に関してしっかりと答弁して頂いた。重要法案が目白押しの中、法案審議としては比較的手薄な参議院を先議として頂いたことも、迅速な法案の成立に拍車をかけた。

(6) サポーター制度を活用し、弁政連の会費を一人でも多くの会員が積極的に納入して頂けるよう具体策を検討し、実行している。

弁政連は会員の年会費で運用しているが、会費納入者は先にも触れたとおり、1000人程度で全弁理士の1割でしかない。即ち、1000人の会費で弁政連活動を展開している。

しかし、その成果は1万人弁理士全員に還元されるわけで、9000人の弁理士が年会費を払わず成果だけを享受する歪んだ状態となっている。

このままでは弁政連活動は行き詰まり、いざというときに政治的活動ができない状態となってしまう。

弁理士制度、知的財産制度は、事情を最も良く知る弁理士が働きかけなければ、制度を利用する国民のための真の改革・改善は望むべくもない。我々弁政連は、政治信条に偏らず全方位の外交を行い、弁理士制度、知的財産制度に深い理解と協力をお願いできる政党・国会議員に対し、分け隔てなく政治活動を行っている。活動の成果は、弁政連に加入しているか否かに拘わらず弁理士全員が等しく享受される。加入しないこと、会費を納めないことに、心は痛まないのだろうか？

先にも触れたが、80年ぶりとなった平成12年の弁理士法抜本改正、著作権の契約代理、特定不正競争防止法の代理、税関における輸出入の差し止め代理、外国出願の標榜代理、特定侵害訴訟の共同代理、弁理士法における使命条項の新設、出願前のアイデア段階における相談業務の明確化等々、枚挙に暇のない活動成果は、全弁理士が等しく享受している。

9000人の未納の弁理士には、是非会費の納入をお願いしたいが、2万円の年会費を払えない弁理

士経験の浅い方には「サポーター」制度という別の会費支払方法を制定した。

これは弁理士登録18年未満の会員で、今までに2万円の年会費を納入して下さっていない会員を対象とするもので、月額1000円を納入して頂くというものである。2万円を納入して頂いている会員には今まで通り2万円の納入を続けて頂きたい。

このサポーター制度によって多くの会員から納入頂ければ、より強力な政治活動が可能となる。1万人弁理士の明るい未来を築くため、是非協力をお願いしたい。

なお、サポーター会員には、政治家の勉強会、パーティ等への無料招待も随時考えている。

3. おわりに

早いもので、私の弁政連副会長としての活動も満8年になる。平成18年(2006年)に本会の副会長に就任し、その頃から政治家とお会いする機会が増え、その流れで翌平成19年から弁政連の副会長に就任し、今日に至っている。

我々知財の分野に関わりの深い政治家は、いわゆる利益誘導に走るようなところはなく、純粹に国の発展、国民の幸福を願って活動してくれる。一度顔見知りになるとなかなかやめられないものである。弁政連正副会長には気の置けない連中が揃っているので、居心地が良いのかも知れない。今回の衆議院選挙に際しては、自民44名、公明23名、民主15名ほどの方を弁政連として推薦したが、ほぼ全員当選を果たし、ほっとしている。また、知財に関する政策協議をあちらこちらで始めることになるだろう。

最後にサポーター会員制度の標語を記しておわりとする。

「弁政連は弁理士の未来をサポートします。ですから、弁理士の皆さんは弁政連の現在をサポートして下さい。具体的には、弁政連のサポーターになって下さい。」

以上

平成26年度弁理士連合クラブ報告

平成26年度弁理士連合クラブ副幹事長

井澤 幹



本年度、山川茂樹連合クラブ幹事長の下、鈴木知副幹事長、青山仁副幹事長と共に副幹事長を仰せつかっております井澤幹と申します。連合クラブのご報告をということで、一番年下との理由から任命されましたので、さくっとご報告させていただきます。

今年度は、「会長選挙の年」でしたが、昨年の丸山連合執行部に引き続き、今年も三派の連携がうまくいきましたので、選挙活動をする事のない平和な一年を過ごすことができました。会派所属は弁理士全体からして既に“少数派”となっております。今後ますます三派の連携は必須と考えます。今後も連携がうまくいくことを心より祈っております。

他にも、ご報告したいことは山ほどありますが、青山仁副幹事長のご尽力により連合クラブの機関紙も今年度から電子媒体になりましたので、その宣伝がてらURLを添付します。

連合クラブの活動の詳細は下記URLからご覧ください。

<http://rengo.gr.jp/kaiho.html>

【主な活動】

- 02月25日 第1回幹事会、第1回定時総会、懇親会・古谷会長を励ます会
(事業報告、決算、事業計画、予算、人事報告、等)
- 06月18日 日本弁理士クラブとの会合
(日弁会長候補 共同推薦の打診)
- 06月21日 西日本弁理士クラブ旅行会 (下呂温泉)
- 06月30日 第1回調整委員会
- 07月05日 日本弁理士クラブ旅行会 (登別温泉)
- 08月07日 日本弁理士クラブとの政策協議
- 09月03日 第2回幹事会、第2回定時総会
(日本弁理士会役員候補予定者の推薦の件)
- 09月06日 連合旅行会・研修会 (三谷温泉)
(三派会合)
- 09月07日 連合ゴルフ大会 (みとゴルフ倶楽部)
- 09月17日 日本弁理士会役員立候補受付・選挙運動開始
- 09月22日 同候補者確定

- 10月05日 同選挙運動終了
- 10月23日 同当選人確定
- 11月20日 第3回幹事会、第1回臨時総会
(次年度連合役員人事の承認の件)
- 11月20日 連合当選祝賀会
- 11月26日 日本弁理士クラブ当選祝賀会
- 12月15日 新旧連合役員引き継ぎ

以 上

日本弁理士会「知財戦略会議（WG）」報告

平成26年度日本弁理士会知財戦略会議座長

小川 眞一



I. はじめに

前回の同友会だよりで、知財戦略会議（WG）の組織と職務について説明した。また、昨年自民党等国会議員に提出した提言についても説明した。この会議は2013年度から実質的に動き出した組織であり、今年度も引き続いて組織することとなった。役割及びメンバーは、以下のとおりである。弁理士同友会からは、私の他に、山崎高明先生（会長室長）、粕川敏夫先生（弁理士同友会幹事長・弁政連副会長）にも参加頂いている。

（役割）

- （1）会長室強化のために、会長の政策ブレーンとなるべき「知財戦略会議（WG）」を組織する。
- （2）諮問を受けて答申を出すという組織ではなく、会長からの相談・要望に応じ、しかるべき方向性を提言する組織とする。
- （3）日本弁理士会として採るべき政策、採るべき行動を具体的に提言し、執行役員会の承認の下に実行に移してもらう。
- （4）政党、経団連、一般ユーザーや国民等の外部に対し、日本弁理士会として発信すべき内容を検討し、その提言を行う。

（メンバー）

上記役割を果たすため、戦略会議のメンバーは、会派及び弁政連の政策担当者等並びに会長室を主なメンバーとした。

- 小川眞一（会議座長・執行理事）、○山崎高明（会議事務局長・会長室長）、
- 山本晃司（前連合副幹政策担当・弁ク幹事長）、○永岡重幸（前連合政策委員長）、
- 清水義仁（西弁政策担当副幹事長）、○河野登夫（西弁政策委員長）、
- 渡邊敬介（前日弁政策委員長・現同幹事長）、○富崎元成（弁政連副会長）、
- 水野勝文（弁政連副会長）、○大澤豊（弁政連副会長）、○粕川敏夫（同友幹事長・弁政連副会長）

今回はこの知財戦略会議（WG）の提言のうち、幾つかを具体的に紹介する。

なお、以下に述べる提言は、あくまでも知財戦略会議（WG）における会長への提言であり、執行役員会の承認も得ているが、実行は本会議（WG）の関知するところではない。その点、ご承知おき願いたい。また、このWGは、一昨年の古谷会長の就任時に新たに設置されたもので、委員は、三派及び弁政連の政策担当者等と会長室とで構成されている。古谷会長の私的政策提言機関としての性格が強いため、次年度の当WGの設置の可否及び組織編成は、次年度会長の意向次第である。

II. 知財戦略会議（WG）からの提言の紹介

今まで、特許庁や国会議員等に提言すべきものとしてまとめた提言の内容を簡単に紹介する。実現されたものもあれば、実現半ばのものもある。

以下、提言の内容について幾つか紹介する。

（A）日本知的財産支援センター（知財支援テラス）の設置

中小企業の知的財産の創造、保護、活用を総合的に支援し、産業の活性化のための方策として「日本知的財産支援センター（略称：知財支援テラス）」の創設を提案する。

知財推進計画2013では、“知財総合支援窓口機能の強化”を提言しており、2014年度の弁理士会執行部はこれを受けてこの支援窓口に弁理士の支援員を増やし充実させる努力をしてきた。しかし、この支援窓口における支援も所詮、相談があって初めて動き出す受け身的なものである。

そこで、より能動的・主体的に中小・ベンチャー企業の知財支援ができないかとの観点から、知財総合支援窓口機能の更なる強化策として、「日本知的財産支援センター（略称：知財支援テラス）」の創設を提案する。

1) 知財支援テラスの概要

「日本知的財産支援センター（略称：知財支援テラス）」という法律に基づく公的な法人を、国の予算で、国の機関として設置してもらうことで、統一的な管理体制が構築でき、全国の中小企業の知財掘り起こしや知財情報の提供、相談等を含む総合的な知財支援が可能となる。そのため、この「知財支援テラス」の設置は、知財総合支援窓口機能の更なる強化を図るもので、中小企業の知的財産の創造、保護、活用を総合的に支援し、産業の活性化のため国が事業として行うべきであり、日本弁理士会もその立ち上げや運営に積極的に協力すべきである。

運営に当たっては、日本弁理士会及び弁理士が主導的役割を果たすべきで、中小企業等への知財情報の提供・相談、知財の掘り起こし、出願準備の支援、権利活用の支援等を主な業務とすべきである。また、くれぐれも民業を圧迫することがないように、弁理士過疎地を除き、知財支援テラスによる特許出願等の代理業務は原則禁止する必要がある。特許出願代理等の弁理士の専権業務に関しては、知財支援テラス以外の弁理士や特許事務所に案件を振り分ける必要がある。

2) 知財支援テラスを設置すべき理由

日本は、バブル崩壊以降、失われた20年と言われるほどの低迷を続けてきた。しかし、日本には今もなお世界トップクラスと言われている科学技術、クールジャパンと称される日本文化やアニメ等の知的財産がある。これらを活用することによって、我が国産業にイノベーションを起こすことは可能である。

そして、日本再興のためには、とりわけ日本国企業の99%以上を占め、また全従業員数の70%以上を占める中小企業420万社の活性化が必要である。中小企業の活性化無くして、我が国産業の再興はあり得ない。

中小企業知財の活用に関しては、今までも個別に施策が打たれてきたが、個別の展開では統一性を欠き、知財の活用に迷う中小企業はどこを頼ったらよいのか分からない。現状では「知財総合支援窓口」

が存在するが、相談業務中心の限定的なものになりがちで、支援する弁理士等も任意の協力とならざるを得ない。

日本国政府は「日本再興戦略」で知財インフラの整備を謳っている。その一環として、中小企業等の民間活力を最大限に引き出すためには、上述した「日本知的財産支援センター」（略称：知財支援テラス）の設置も検討に値すると考える。知財支援テラスの設置は、総合的な中小企業知財の支援が可能で、知財支援の強化につながる可能性を秘めている。そのため、在野の弁理士等民業を圧迫しない範囲で業務を行うとの条件のもとに、日本弁理士会としては積極的にその設置と運営に協力することが望ましい。

3) 知財支援テラスの想定イメージ

(1) 知財支援テラスの想定イメージとしては、以下のとおりであり、運営をうまく行えば、現行の「知財総合支援窓口」以上に、中小企業知財の支援強化につながると考える。

① 土業関係者による中小企業等の支援を通じた産業の活性化を使命として定め、国家機関・地方公共団体等の官庁の枠を超え、また地域の枠を超えて、中小企業等の知的財産を総合的に支援する仕組みを構築する。

② 現在の「法テラス」の「総合法律支援法」に倣って、根拠となる「中小企業知的財産総合支援法」（仮称）を制定し、国の機関として、国費で、「日本知的財産支援センター」（略称：知財支援テラス）」という公的な法人を設置し、日本全国の拠点に出張所（知財支援テラス事務所）を置き、中小企業の知的財産の創造、保護、活用を総合的に支援する体制を整備する。また、中小企業が直面する知的財産のあらゆる問題の解決に必要な情報やサービスの提供を行う。

③ 弁理士、他土業（弁護士、中小企業診断士等）、銀行が協力して、知財に馴染みはないが潜在能力を備えている中小企業等への知財情報の提供、相談受け、知財掘り起こし、出願の準備や権利化の支援（資金の支援も含む。）、特許事務所等の紹介、案件の特許事務所への振り分け等を行う。

(2) 知財支援テラスの運営に当たっての留意点

① 従来の総合支援窓口との関係、発明推進協会との関係をどうするか、調整しなければならない。

② 知財支援テラスには、コーディネータを置き、相談内容に応じたチーム編成を行い、知財の掘り起こし、出願の準備支援、資金支援等を行う。コーディネータはベテラン弁理士が勤める。

③ 特許出願、意匠登録出願、商標登録出願等の代理業務は、弁理士過疎地を除き原則として行わず、そのような弁理士の専権業務に関しては、知財支援テラス以外の在野の弁理士や特許事務所に任せる必要がある。例えば、知財支援テラスに賛同し契約している弁理士・特許事務所に依頼をする。

知財支援テラスの勤務弁理士等は、国に準ずる公的な法人から給料をもらう公務員に準ずる立場の職員であるから、知財情報の提供と相談、知財の掘り起こしと出願準備の支援、案件の在野弁理士への振り分け等に徹してもらう。

なお、状況に応じ、掘り起こし段階から在野弁理士を絡めることにより、弁理士一貫関与の要請にも沿うようにする。

④ 案件の振り分け先の弁理士・特許事務所は、地方の企業に対しては、極力地元の弁理士・特許事務所を活用する。

⑤ 振り分け先の手数料がまちまちでも困るので、ある程度の目安となるべき適正な料金表を備える。

⑥ 地域での人脈を活かすが、事業が他の地域にも及ぶ場合等は、他地域の知財支援テラス事務所と

連携する。

- ⑦ 相談受け業務の他に、知財を活かした地域産業復興プロジェクトを策定・実施等の事業も行う。
- ⑧ 資力に乏しい中小企業に対しては、資金援助も検討する。
- ⑨ 単なる相談窓口ではなく、中小企業の活性化を通じた産業の振興を最終目標とする。

(3) 知財支援テラスにおける弁理士の身分とその役割

① 知財支援テラスは法律に基づき全額国費によって設立する公的な法人（準独立行政法人）となる。ここに勤務する弁理士は、知財支援テラスの職員（準公務員）としての身分を持つ。

② 責任者たる弁理士は「コーディネータ」としてチームを編成し、プロジェクトを牽引する。責任者たる弁理士はコーディネータ役として主導権を持つ。

③ 知財支援テラスでは、中小企業に役立つ知財情報を提供するとともに、相談を待つだけでなく、地方自治体や商工会議所と連携して、積極的な発明発掘活動を行う。

これまで知財を活用できていなかった中小企業等の潜在的な需要を掘り起こすことが重要な活動であり、国費を用いて中小企業のアイデアを活かすような仕事をしてあげることが使命となる。

4) その他

① 国の予算を使って、国の機関として、「知財支援テラス」を設置することが無理になった場合、日本弁理士会としては、それでも中小企業の知財総合支援は積極的に行うべきである。日本弁理士会が独自に行うということになれば、例えば、「中小企業キャラバン隊」を作って、全国の中小企業（メーカー等）密集地域をターゲットに知財総合支援活動（特に、知財情報の提供と相談、知財の掘り起こし等の活動）を展開することも考えられる。

② 「知財支援テラス」の立ち上げと運営維持には、おそらく数十億円単位の膨大な国家予算を必要とする。また、多くの弁理士等人員も費やされる。運用次第では在野弁理士の反発も予想される。他土業の協力も仰がねばならない。他機関との調整も必要となる。それに見合うニーズがあるかも検討しなければならない。

(B) 弁理士法の改正

弁理士による中小企業等の知財の掘り起こしや、保護・活用等の知財活動全般に亘る支援を行いやすくするために、また、「知財支援テラス」への協力体制をしっかりと整えるために、弁理士法を改正すべきである。

具体的には、弁理士による総合的な中小企業の支援等による産業活性化策の実行と知財支援テラスを支えるための大義となるべき、

- ① 「使命条項の創設」、
- ② 「弁理士自治の確立」が、必要である。

また、中小企業を支える弁理士の資質確保・自己研鑽強化の観点から、

- ③ 「条約等の試験制度の見直し」、
- ④ 「研修制度の見直し」が、必要である。

また、中小企業の総合的・国際的・戦略的な知財管理への対応の観点から、

- ⑤ 「弁理士の業務範囲の見直し」、

- ⑥「弁理士と依頼者間の秘匿特権の明記」、
- ⑦「利益相反行為の見直し」が、必要である。

また、弁理士の中小企業支援活動や社会貢献活動に必要な経営基盤の強化の観点から、

- ⑧「一人法人制度の導入による法人化の奨励」が、必要である。

そして、非弁行為による不測の損害防止の観点から、

- ⑧「非弁行為の取り締まりの強化」が、必要である。

ご承知のように、今回の弁理士法改正で、このうち弁理士の使命条項が新設され、また、出願以前のアイデア段階での相談業務が標榜業務として明確化された。

(C) 新実用新案制度の創設

ボーダレス化の進行により、我が国の物づくり産業の空洞化は避けられないが、今日もなお世界トップクラスと言われている科学技術、クールジャパンと称される日本文化やアニメーション等の知的財産を活用することによって我が国産業にイノベーションを起こすことは可能である。特に、雇用の大半を担う 420 万社の中小企業の活性化がそのキーでもある。いまや日本の中小企業は、中国、韓国等の台頭により、低付加価値製品は厳しい状況に置かれている。それ故、より加価値の高い製品やサービスを開発することが重要であり、米国のシリコンバレーのベンチャー企業のような企業を多数産み出すために、中小企業には、新たな環境づくり、新たな仕組みづくりが必要である。

そして、そのためには、現在ほとんど利用されていない無審査で登録を認める実用新案制度を廃止して、制度の利用に長けていない中小企業・小規模事業者でも、入りやすく、かつ開発企業に優しい新たな知財保護システムの導入を図る必要がある。即ち、小発明といわれている考案を、新たな簡易的な保護制度で保護する制度の導入である。入りやすく、かつ優しい保護を受けるためには、進歩性（当業者がきわめて容易に考案できないこと）の要件は必要でなく、新規性（新しいこと）があつて付加価値が高ければ、それで十分である。そのような付加価値の高い小発明をシッカリとした審査の下に、安定した権利を与えることのできる新実用新案制度を創設することが必要である。

具体的には、登録要件を例えば、産業上利用可能性があることは勿論だが、①新規性があつて、②付加価値の高い有用な考案（使い勝手がよくなった、便利になった等）であれば登録を認めるというように、要件を緩和することによって登録しやすくする一方、そのような権利の濫用を防止する観点から、差止請求権等の権利行使には当該考案の実施を条件とする等一定の制限を課した新実用新案制度を創設すべきである。中小企業等においては取得した権利を活用することで、自社利益の向上につなげることができるであろう。

(D) 知財等の専門家による海外進出日本企業の支援

一定の要件（日本語対応、役員に日本人有資格者が在籍すること等）を備えた日本国あるいは諸外国の特許事務所・法律事務所の国内外の拠点に知財専門家を常駐させ、中小企業等がいつでも専門人材を活用できる仕組みを構築すべきである。

JETRO等を介した官による直接的な支援も必要であるが、加えて、海外に精通した民間の弁理士、弁護士等の専門家が、既に構築されている海外の特許、法律事務所のネットワークを利用して、海外に進出した日本企業に対し支援を行うことが有効である。

このため、日本企業が海外展開する現地に日本の専門家が常駐しやすくする制度並びに進出先の専門家を国内の特許、法律事務所に常駐させやすくする制度を構築すべきである。例えば、海外においては進出先各国の就労条件の規制緩和が不可欠である。また、進出先の専門家を国内の特許、法律事務所に招いて常駐させやすくするために、労働ビザ要件の緩和、永住権取得要件の緩和等、検討すべきである。

(E) クリエーター、発明者の育成と知財教育の充実

日本が、文化・科学技術をリードしていくためには、創造性教育の予算・人員を増加する必要がある。その際、技術者、映像作家、音楽家等のクリエイター及び専門家である弁理士等を活用する施策を講ずるべきである。また、クリエイターに、きちんと報酬が還元される仕組みを検討すべきである。

コンテンツを持続的に産み出すには、社会でクリエイター尊重意識を醸成するとともに、学校教育においても、初等教育から高等教育まで持続的かつ意識的にクリエイターを育てていく必要がある。発明等（発明、考案、意匠等）を産み出す科学技術においても同様である。スポンサーから提供されたコンテンツ制作費が、クリエイターに十分に還元されることによって、クリエイターを目指す若者にインセンティブを与える仕組みを検討することも必要である。

(F) 新しいタイプの知財を創成するための保護対象拡大

新しい時代に即した産業の発展を促進するために、四法（特許法・実用新案法・意匠法及び商標法）における保護対象を見直して、現状よりも広い保護を、他国に率先して与えるべきである。また我が国のサービス業のノウハウを護る国際的なスキームの構築についても検討すべきである。

技術開発の対象がデジタル化、ソフト化するに伴い、従来の知的財産権法ではカバーできない態様の知的財産が増えている。

例えば、①ノーベル賞の山中教授の iPS 細胞を用いた治療方法の発明（* 「治療方法」は現在のところ産業上利用することができない発明として不特許事由とされているが（特許法第 29 条第 1 項柱書）、これを特許の対象とすることによって技術革新を促し、一方で医師の行う治療行為には特許権の効力が及ばないとして、医療行為には支障を生じないようにすべきである）、②ビジネスモデルの仕組み、宅配・介護といったサービス業のノウハウなど（進出先で直ぐにサービススタイルを真似されたのでは先行投資者はやる気をなくす）。

これらを保護する制度を早急に構築すべきである。特に、新サービスの市場展開に対して何らかの先行者利益を保護する仕組みはできないか、新サービス業のグローバル展開を日本の国際競争力の強化につなげる制度設計はできないか、等検討すべきである。

(G) 産業財産権制度とノウハウ保護とを結び付けた新制度（タイムスタンプの活用）の創設

1. 提案の要点

ノウハウの存在について公的な証明を取得でき、かつその証明に基づいて、将来的に特許権等を取得することが可能な制度を創設すべきである（提案 1）。

そして、この制度の運用を特許庁が所轄するものとし、当該制度に関する代理業務を弁理士の専権業務とすべきである（提案 2）。

2. 提案の詳細

(1) 提案1について

(a) 知的財産を保護する戦略として、従来より、特許権を始めとする産業財産権を取得してその活用を目指す戦略と、ノウハウとして秘匿する戦略とが使い分けられている。しかしながら、これらの戦略は二者択一的であり、事後的な選択の変更を考慮した制度は存在しない。

一方、知的財産には、産業財産権を取得すべきか、ノウハウとして秘匿すべきか、一概には決められないものが少なからず存在する。そのため、知財保護戦略には、見込み違い等により少なからぬ損失を生じることがある。例えば、特許出願が適切ではなかったと事後的に判明した場合、強制公開によりノウハウが他人に知れ渡り、仮に公開前取下げができたとしても出願費用が無駄になる。一方、ノウハウとして秘匿した後に権利取得が必要と判明した場合、出願の遅れにより他人に権利を取得されることもある。公証制度、あるいは電子タイムスタンプ等により他人の出願日前の実施が証明できたとしても、先使用权の確保に止まり、独占排他権による実施の制限は不可能である。

以上のような不都合は、要するに、先願主義下で出願を出発点とする産業財産権制度と、電子タイムスタンプ等のノウハウ保護制度との関係が乏しいことにその一因があると思われる。

そこで、ノウハウの存在について公的な証明を取得でき、かつその証明に基づいて、将来的に特許権等を取得することが可能な制度を創設することを提案する。

つまり、電子タイプスタンプ等を利用して、日付及び内容の同一性（改竄されていないこと）を証明する仕組みを一步進め、それらの日付及び内容を基礎に優先権を主張して特許出願等を行なうことができ、その一方、権利取得の意思表示がない対象物は強制公開の対象とせず、ノウハウとして秘匿できる制度を創設すべきと思料する。

当該制度においては、まず優先権主張の基礎とするために、証明取得の要件として、優先権主張の基礎となる「正規の国内出願」（パリ条約4条A（2）、（3））として認められるための最小限の要件を課す。その一方、現在の特許出願等で要求されている厳密な記載要件を大胆に緩和し、ひとまずは証明取得に必要な手続負担及び費用負担を特許出願等のそれと比して大幅に削減し得るものとする。例えば、クレームの記載を任意的とし、書式も自由又は最小限の要求として、学会論文そのもの、あるいは従来の公開技報的な簡易記載のものでも証明取得には足りるとする。優先権主張の効果がどこまで認められるか、はあくまで制度利用者の自己責任とする。

以上の制度によれば、特許出願等を行なう場合と比較して制度利用のハードルを下げることができ、かつ利用者が希望しない限り証明対象の知財が公開されることはないため、従来、ノウハウとして秘匿する戦略が選択されていた知財の相当数を将来的な権利取得の基礎としてすくい上げることができる。また、権利取得を目指すべきであった知財に対して、優先期間という限定があるにせよ、事後的な戦略変更を可能とすることができる。

(b) ところで、以上の制度において、優先権主張の基礎となる文書の存在及び日付の認定に際し、電子タイムスタンプを利用することは、必ずしも必要ではない。例えば、現行のインターネット出願手続と同様、特許庁が文書を受理及び保管し、受理日付を付したプルーフ及び受領証を返送する形でも構わない。

しかし、特許庁が電子タイムスタンプの証明事業者として文書の日付を証明すると共にその文書を基礎に優先権を主張して特許出願をできるようにすることには、以下のようなメリットがある。

① 単に、文書そのものを受理するだけの場合、その存在を公開しないで長期に亘って存在を証明するためには、特許庁はその期間文書の保管を続ける必要があり、負担が大きい。しかし、文書に電子タイムスタンプを付して保有者に送り返すようにすれば、その後特許庁においてその文書自体を管理する必要がない。そして、優先権主張の基礎として電子タイムスタンプと共にその文書が提出された場合には、その文書の日付を特許庁自らが証明しているので、その日付を信頼することができる。

② 文書の保有者は、その文書を優先権主張の基礎とするか否か、すなわち特許権等の取得を求めるか否かに関わらず、電子タイムスタンプの付与された文書を保持しておくことにより、信頼できる公的機関により日付の証明された証拠として、先使用权等を主張するために利用することができる。

(2) 提案2について

上記の制度において、制度利用の対象物を優先権主張の基礎とするためには、日付及び内容について公信力を担保する必要があり、かつ特許法等にも一定の手当が必要となる。したがって、制度の運用は特許庁の所轄とすべきである。また、特許庁に対する手続であり、かつ、証明取得にあたっての記載内容は優先権主張の効果と密接に関連する専門性を有することから、当該制度に関する代理業務は当然に弁理士の専権業務とすべきである。

Ⅲ. おわりに

本稿では、知財戦略会議（WG）からの提言を7つほど紹介したが、その後の取扱い状況等も3点ほど簡単に触れておく。

(1) まず、(A)「日本知的財産支援センター構想（知財支援テラス構想）」であるが、自民党の知的財産戦略調査会（保岡興治会長）の会合の場で紹介してもらった（特許庁も同席）。国の関与を促す政策であり、多大な国家予算を伴うことから、戦略調査会の議員からも難色が示された。ある議員からは、知財総合支援窓口があるのに、膨大な国家予算を使って組織を作る必要があるのか、との批判もあった。この会合の事務局を務めるある議員からは弁理士法改正が落ち着いたら研究に取りかかろうとの言葉も頂いたが、衆院選となってしまった。自公政権に変化はないが、今後どうなるか分からない。

しかし、中小企業への知財情報の提供、知財の掘り起こしとなると、準公務員の立場で中小企業へアプローチしてあげた方が、企業は気楽に活用してくれるのではないかと。我々在野の弁理士は国家資格者とはいえ、一個人の立場であり、その立場で知財を全く知らない中小企業などに出向いて知財の掘り起こしでもしようものなら、煙たがられるのが落ちである。どうせ商売に来たのだらう程度にしか思われないのではないかと。公務員の立場で知財を広める活動を行うのとはわけが違っているのである。知財支援テラスで働く弁理士資格者もいわば国から給料を貰って働く公務員のようなものである。国から給料をもらいながら、知財情報の提供、知財の掘り起こし、知財の相談に徹するのが知財支援テラス職員（準公務員）の役目であり、そのために給料を貰っているのであるから、自ら代理して個別案件を処理しなくとも十分に生活が成り立つはずである。知財支援テラスの設置は、中小企業知財の掘り起こしにもなるし、在野弁理士の活用にもなる。また、企業にとっても知財を知り、活用し、利益に結び付ける機会を得ることができる。また、弁理士試験合格者の就職先にもなる。相互にメリットがあると思う。

幸いにして、今般、弁理士法の改正も成り、その第1条（使命条項）に弁理士の「知的財産権に関する専門家」としての位置づけが明記された。そして、また、その第4条（業務）に、出願以前のアイデ

ア段階での相談業務が可能である旨、明確にされた。これにより相談業務の品質向上の一層の取り組みを促し、我が国企業等による知的財産の戦略的な創造・保護・活用を的確に支援するための基盤が整えられた。あとはどう実行するかである。弁理士個人の実行は勿論大切であるが、日本弁理士会としてどう取り組むかも問われている。また、経済及び産業の発展に資するため、日本弁理士会は国に対しどのような取り組みを促すべきかを提言し、協力すべきことはしっかりと協力していかなければならない。知財支援テラス構想は、その取り組みの一提案でもある。

なお、「知財支援テラス」は日本弁理士会で商標登録を済ませている（登録第 5700021 号）。

(2) 次に、(G)「産業財産権制度とノウハウ保護とを結び付けた新制度の提案（タイムスタンプの活用）」であるが、このタイムスタンプの研究に関しては、既に今年（2014年）の夏頃から、特許庁、INPIT、タイムスタンプ業者（大手三社）、JETRO、弁理士会等を交えて会合を開いている。特許庁もタイムスタンプ自体の活用は前向きに考えているようであるが、我々が提案していることにまで踏み込んで行く気は無いようにも見える。今後の研究次第ということになるのかも知れない。

タイムスタンプの良いところは、タイムスタンプ局に送信するデータは原本ではなくハッシュ値（当該原本の電子指紋）で良いこと。そのハッシュ値にタイムスタンプを押し、認証とともに送り返してもらえばよい。原本からハッシュ値を作ることは出来るが、ハッシュ値から原本を復元することは出来ない。そのため、タイムスタンプ局での秘密漏洩の危険はない。それ故、ハッシュ値を送信するだけで優先権主張の基礎に出来れば危険が無く一番良い。ところがハッシュ値を送信しただけでは優先権主張の基礎に出来るか、問題がある。ハッシュ値が正規の国内出願の要件を満たし得るものか、疑問だからである（ハッシュ値からでは優先権証明書が起こせないと思われるが、技術的に可能になるかどうかはよく分からない）。また、送信する先が民間であれば優先権主張の基礎となる正規の国内出願としての要件を満たさない。民間に提出したものを「出願」とは言わない。そうするとタイムスタンプ局は「特許庁」である必要がある。そして、優先権主張の基礎とするために、「原本（電子データ）」を送信する必要がある。特許庁であれば、秘密漏洩の心配がないから、ハッシュ値だけでなく「原本（電子データ）」を送信することになって支障はないであろう。「原本（電子データ）」が送信できれば、優先権主張の基礎に出来る。

(3) 更に、(C)「新実用新案制度の創設」の提案についてであるが、前自民党政調会長に提言しており、また、特許庁を交えた会合の場でも会長から話されているようである。しかし、特許庁では新実用新案制度の創設を真剣に検討している様子は見えない。ほとんど利用されていない実用新案制度をどのようなものとするか、また有用な考案をどのように保護するかは、中小企業に活力を付ける上で極めて重要であると思う。このところ日本の出願件数だけが激減し（日本2012年8千件）、他の実用新案制度採用国は軒並み増加している（2012年：中国74万件、台湾2万5千件、独1万5千件、ロシア1万4千件、ウクライナ1万件。特に中国は2010年40万件、2011年58万件、2012年74万件、2013年89万件と激増していて他の国を圧倒している）。進歩性の要件を課さない国も結構あるし（タイ、マレーシアなど）、進歩性基準を緩やかにしている国もある（中国など）。

よく中小企業の相談に乗るが、目の付け所が良く商品化したら売れるだろうなというアイデア商品も多い。しかし、いざ知財による保護となると、進歩性の要件を満たさないようなものがほとんどである。

やはり、実用新案権であっても、組み合わせの問題で無効にされる危険があり、権利化に躊躇せざるを得ない案件が多い。そのようなものでも世に出して有用なものは、うまく知財で保護してあげたいものである。些細なものと思われるものであっても製品化されて利便性が著しく向上したものは、保護してあげる価値があるのではないか。新規性・有用性を備えれば進歩性が無くとも保護できると言うことであれば、格段に実用新案登録出願は増えるであろう。それでも権利化されれば、独占権なのであるから、取得価値はある。誰も真似出来なくなる。しかも、進歩性が備わっていなくとも有効な権利だから無効審判でつぶしにくい。実用新案権を取得する意味も出てこようというものである。実用新案の保護はそれでよいのだと思う。ただ登録要件を下げたのであるから、権利行使には権利者による実施を条件としたい。権利者による実施を条件とすれば産業・経済の活性化にもなり、一石二鳥ではないか。

以 上

平成27年度日本弁理士会役員定時選挙報告

当選御礼と抱負

平成27年度日本弁理士会副会長

粕川 敏夫



平成27年度日本弁理士会役員定時選挙におきまして、ご推薦いただき副会長に当選させていただきました粕川敏夫です。弁理士同友会の皆様には、選挙の際にご推薦と多大なご支援をいただき誠にありがとうございました。本紙面をお借りして心より厚く御礼申し上げます。また選挙では相談役の丸山英一先生、役員協議委員会委員長の藤浪一郎先生に大変お世話になり、本当にありがとうございました。

私は、これまで2年間弁理士同友会の幹事長を務めさせていただくとともに、約1年にわたって弁理士政治連盟副会長をはじめ、弁理士会の各種委員会の委員も務めさせていただきました。この間、弁理士会では古谷史旺会長のもと、石川憲前副会長、吉村俊一副会長と同友会選出の役員の方が大いに活躍され、その後姿から色々と勉強させていただきました。そして、古谷会長をはじめとする執行部の成果として、弁理士法の一部改正により、弁理士法第1条に使命条項が明記されました。これは我々弁理士にとっては、これからの未来を指し示すものであり、弁理士の地位の向上につながると共に、弁理士に対する社会からの期待も高まるものと考えております。

また一方で、経済社会のグローバル化の進展や、特許等の出願件数の低迷と弁理士数の増大、産業財産権だけでなく多法域にまたがる複雑な事案の増大など、弁理士を取り巻く環境は非常に厳しく、それぞれの課題に早急に対応していく必要があります。

平成27年度は、この改正弁理士法が施行される元年となり、これを実現していく年とすべく、伊丹勝次期会長の下「我らの力で知財の未来を切り拓く！」をスローガンに、(1)コア業務及び周辺教務拡大、(2)弁理士業務の魅力を高める、(3)弁理士会の組織強化を大きな政策の柱としています。

グローバルドシエや将来的なPLT加盟、意匠に関するハーグ条約の発効、商標の新たな保護対象などを踏まえて、我々の将来のコア業務のあり方がどのようになるのか、また足元の特許出願等の出願件数の減少に対して弁理士会としてどのように取り組むのか大きく問われることとなると思います。

微力ではございますが、これまでの数少ない会務での知識・経験を活かすと共に、弁理士同友会の皆様からの温かいご指導・ご鞭撻を賜り、何とか1年間務めてまいりたいと思っております。

以上、略儀ではございますが、本誌面を頂戴して当選のお礼と、次年度会務についての抱負を申し上げます。まだまだ若輩にて微力ではありますが、弁理士同友会の会員の皆様のご指導を賜りながら、次年度副会長として精一杯努力いたす所存でございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

平成26年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

福利厚生委員会報告

平成26年度日本弁理士会福利厚生委員会委員長

山崎 高明



1. 福利厚生委員会は、弁理士会の共済制度が廃止された平成19年以降、実質的な活動は行わない委員会となっております。しかし、例規設置委員会であるために廃止されることはなく、必要最小限度の3名の委員を選任し、4月の第1回委員会のみを開催するものとなっております。平成26年度もその予定でしたので、委員の引き受け手もないため、私が委員長に就くこととしました。

しかし、委員会が開催されると、委員から熱心な提案がなされ、「死亡弔慰金が3万円というのはいかにも低額ではないか」という疑問が呈されたため、この「3万円」という金額はどのように決定されたのかを調査することとなりました。

平成19年度の福利厚生委員会の答申書、その他の資料を調査した結果、現行の死亡弔慰金等の慶弔費の金額については、共済制度が廃止される理由となった保険業法の改正の後に出された金融庁の通達が根拠となっていることがわかりました。その通達とは、「慶弔見舞金として社会通念上一般的とされる程度の金額であれば、保険業者ではない団体が支給しても、保険業法に違反することにはならない」というもので、その「社会通念上一般的とされる程度の金額」として、「給付原因の如何を問わず、1回の給付が最高10万円程度」とされていました。

つまり、「3万円」という金額は、これを3回支給しても10万円を超えない金額として設定されたのではないかと、という推測が成り立ちます（3回死亡することはありませんが、傷病見舞金等との合計です）。しかし、通達は、「1回の給付が最高10万円程度」といっているのです。この点は、直接金融庁に問合わせて確認しました。そうすると、死亡弔慰金等の慶弔費の金額は、これを見直す必要、あるいは、見直す余地があるのではないかとということになりました。

2. そこで、共済制度の廃止に伴って廃止された慶弔費も含めて、全て「上限10万円」で復活させようということになり、委員会は1回の開催では終われなくなってしまいました。結局、6回に亘って開催され、大幅な慶弔費の項目の増加及び金額の増額を提言する答申書を提出するに至りました。

そもそも、当初は、福利厚生委員会に対しては諮問が出されていなかったのですが、委員会のほうから役員会に要求して、「日本弁理士会の福利厚生事業として会員へ支給する金員の項目及び金額の再検討及び策定」という諮問を出してもらいました。

合理的な理由であって会員間の公平性が担保できるものであれば、弁理士会の出費を増やすことは、過剰な余剰金を減らすことにも貢献すると考え、考え得る項目について全て「上限10万円」で答申することとしました。

3. しかしながら、この答申書に沿った会令等の改正案を特許庁総務部秘書課弁理士室に持ち込んだところ、簡単に言えば「ばらまき」と言われてしまい、いくつかの項目については断念し、または減額を余儀なくされました。その結果として、平成27年3月の第2回臨時総会の議案として上程されることとなった日本弁理士会慶弔規則（会令第81号）の改正内容は、以下のようになりました。

- (1) 「死亡弔意」、「傷病見舞」については、現行の国会令のまま存置する。支給額については、増額する。「死亡弔慰」は、100,000円の弔慰金を支給する。「傷病見舞」は、1月以上3月未満弁理士としての職務をとることができないと認められる場合に20,000円の見舞金、3月以上6月未満弁理士としての職務をとることができないと認められる場合に40,000円の見舞金、6月以上弁理士としての職務をとることができないと認められる場合に60,000円の見舞金を支給する。入院日数の短縮化が図られている現代においては、傷病見舞金が支給される条件としての職務不能期間を短縮するべきだからである。
- (2) 「慶事祝意」については、現行の国会令のまま存置する。適当額の記念品等の贈与に留める。
- (3) 「健康診断補助」については、従来から運用によって実施されており、今後も運用によって実施する。ただし、予防医学の推進による会員の健康維持の観点から、支給額を10,000円程度に増額する。
- (4) 「長寿祝意」を新設する。国民の祝日に関する法律における「敬老の日」の制定趣旨に則り、いわゆる傘寿（80歳）に達した場合に長寿に敬意を表するものであり、また、永年の弁理士業務に対する慰労と感謝を表するものである。支給の要件は、会則第144条第1項第2号の会費の納付の免除の要件に倣って、「登録通算年数が25年以上の会員が満80歳に達した場合」とする。「長寿祝意」の額は、内規等で定め、60,000円程度とする。

4. 以上の内容にて、第2回臨時総会の議案として上程されることになりましたが、平成27年度は、福利厚生委員会は廃止されることになったと聞いております。しかし、今年度のような検討の必要が生じた場合には、他の委員会において対応が可能であるのか、やや疑問ではあります。今年度の経緯を踏まえると、福利厚生委員会というものは、実質的な活動は無くとも、設置しておくべきものではないか、と考えております。

以 上

平成26年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

例規委員会報告

平成26年度日本弁理士会例規委員会委員長

石川 憲



平成26年度日本弁理士会例規委員会の委員長を仰せ付かっております石川です。

本年度は、途中経過ではありますが13の諮問事項を検討し、本報告を執筆している段階では、現在諮問されている全ての諮問事項につきまして審議終了している状況で、お陰様で最後まで無事に委員長を全うすることができそうです。

当委員会は、現状、9名の会員で構成されております。

また、当委員会の職務権限は、

(1) 日本弁理士会例規に関する調査、研究をし、例規全般の整合性を図る措置を講ずることとなっております。

本年度の例規委員会への諮問事項は、多岐にわたり、総会にて審議される重要な改正をはじめとして、執行役員会での承認のみで改正可能な内規の改正も含まれております。例規委員会についてあまり馴染みのない方もおられると思いますので、少々例規委員会について説明をします。

例規委員会は、日本弁理士会における会則、会令、会規、内規さらにはガイドラインといった会員が順守すべきルールを作成、改正の提案があった場合、これらの提案が例規に照らしあわせて、妥当なものであるかを審議して、執行役員会へ答申することが主な役割であります。

従いまして、総会や常議員会にて審議対象となる改正案は、すべからく例規委員会で審議することになり、しかも、その改正案を総会、常議員会の事前に審議するため、執行役員会が行おうとしている改正、さらには、執行役員会が何を志向しているのかについても分かってしまうのが、この例規委員会の醍醐味です。

特許委員会といった実務系委員会に比べると、地味には見えてしましますが、先ほどの醍醐味に加えて、例規作成には論理的思考が求められるとともに、言葉を大切にすることを求められるなど、慣れてくると非常に面白い委員会であると思います。

また、議論も活発で、会員に直接関わる例規についての審議ですから委員会のメンバーは責任感をもって議論されております。

つづいて、本年度の諮問事項について触れさせていただきますと、本年度は、審査委員会、綱紀委員会の組織および職権調査について、事務所引継ぎに関する公表、事務所の広告に関する一部改正といった内容を審議しました。いずれの改正も会員に深く関係する規定の見直しとなっており、すでに臨時総会にて承認され、改正されている例規もございます。

このように、例規委員会は、日本弁理士会にとって重要事項を審議するためにはなくてはならない委員会であり、本稿をお読みいただき、少しでも興味を持っていただけましたら幸いです。

以 上

平成26年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

パテントコンテスト委員会報告

平成26年度日本弁理士会パテントコンテスト委員会委員長 **市野 要助**

本年は弁理士の社会的な責任と活動領域が使命条項として法律条文化された画期的な年でした。この記念すべき年に、その社会的な活動の一端を担える青少年への知財教育の先端のパテントコンテスト委員会委員長と知的財産支援センターの役員を担当させて頂き感謝しております。同友会の諸兄の支援を頂き、全力を傾け活動させて頂いております。3人の副委員長の筆頭は大先輩の飯田昭夫先生にお願いしており、元委員長の舟橋榮子先生と関西のベテランの田中勝也先生に副委員長として支えて頂いております。

弁理士会・平成26年度の事業計画中には、【社会貢献】として、「日本弁理士会は、知的財産制度の啓発活動を継続的に行い、広く社会に貢献するための活動を行います」とあり、その(1)として、「知財教育の促進」項目を挙げ、「未来を担う子供達に対し、知的創造(発明等)についての創造教育啓発活動を推進します。児童、生徒、学生向けの知的教育コンテンツを活用し、必要に応じて拡充し、教育現場の実情を踏まえた啓発活動を展開します。また、教員向けのコンテンツを作成し、児童に対する知財教育支援を行います。高専機構との協定事業を進め、次世代を担う若者への知財教育に協力します。また、大学、高専、高校の学生・生徒に、パテントコンテストやデザインパテントコンテスト等への参加を促し、若者への知財啓蒙活動を行います。」と、記載されています。知財支援センター、パテントコンテスト委員会はここに規定された事業の実行部隊であり、今年度はそれを担当させていただきました。

パテントコンテスト委員会では、高校、高専、大学の3部門にわたり、パテントとデザインパテントを募り、生徒や学生さんからの応募作品から優秀なものを審査・選出し、優秀作品については特許出願や意匠出願を行うアドバイスを弁理士の諸先生方をお願いするものです。出願料・手数料・特許料や意匠登録料を弁理士会で負担して、生徒や学生さんに出願から登録までの経験を通じて、特許登録や意匠登録の理解を深めてもらいます。また、あわせてその家族の皆さんや学校・大学関係者に「弁理士」の社会的な役割を理解してもらうことに寄与しております。

セミナーで地方の高校、高専、大学を訪問してわかることは、セミナーの実施を要請してくるくらい的高校等は、その地域の商工業、農水産業等のリーダー的な機関になっており、地域の産業発展に核として大きく寄与している、ということです。少子化で地方創生が叫ばれている今日、これらの高校等と絆を深くして地域の産業の発展を支援できることは弁理士業の誉とすることです。知財のセミナーで目を輝かせて質問してくる生徒・学生さんと触れ合うことでは使命感の喜びを覚え、特許や意匠登録まで成し遂げた際に見られる輝きの瞬間の顔に、ともに喜びと達成感を共有できるように心して対処していきたいと思えます。

パテント応募件数は、平成14年度から平成26年度まで3部門合計で、85, 56, 89, 114,

234, 214, 248, 262, 333, 341, 428, 377, 494と多くなってきており、かつその内容も少しずつ高度になっております。また、デザインパテント応募件数も、ここ数年250件～400件になっており3Dプリンターの普及により試作品も写真添付で分かりやすくなってきています。さらに、応募される学校のパテントやデザインパテントへの理解が深まってきていると同時に、応募学校数も次第に増加してきております。応募総数の増加と応募学校数が全国的に更に大きく広がり、輪をみせるように今後も注力していくことが望ましいと思われまます。

今年度は、これらの応募件数の中から、パテントコンテストでは29件、デザインパテントコンテストでは31件が表彰される。飯田昭夫先生、舟橋榮子先生、ほかの選定委員各位のさらなるご尽力で、この中から弁理士会長賞等の優秀作品が特別に表彰されます。1月26日、イイノホール表彰会場で選定委員長の毛利 衛日本科学未来館長も出席して表彰式・記念撮影会が行われます。来年度は、この選定委員の数が弁理士会から3名に増員選定される予定です。選定委員の増員の実現に努力したことが、本年度のパテントコンテスト委員会のプログレスの一つでもあります。

また、もう一つの知財教育の輪である、弁理士会の知的財産支援センターでは、小学校、中学校、高校、高専、大学に、知財授業を出前で行ってきております。弁理士会の知財教育の出張授業は、文科省の高校での知財教育のカリキュラム化実現にも寄与しております。教員向けのコンテンツを作成し、児童に対する知財教育支援を行います。高専機構との協定事業を進め、次世代を担う若者への知財教育に協力しております。高専や大学に知財授業に出かけましたが、生き生きとして目を輝かせている生徒や学生さんたち、達成感で喜んでいる学生たちに会えることで私の心も和んできて、支援授業をやってよかったと思いました。

日本は高齢化の一途を歩んでおり、2025年には高齢化のピークを迎えます。経済面でも暗雲がみえており、地方創生で次代を担う若い人たちに期待を込めて、生き生きとして目を輝かせている生徒たちが多く育つように協力・尽力して行きたいと願っています。

以 上

平成26年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

企業弁理士知財委員会報告

平成26年度日本弁理士会企業弁理士委員会委員長

渡邊 豊之

平成26年度の企業弁理士知財委員会の渡邊です。弁理士同友会のご推薦により委員長を務めております。以下、企業弁理士知財委員会の活動状況を簡単にご報告します。

当委員会は設立されてから、まだ4年目です。構成される委員は企業勤務の企業内弁理士である点、就業後である平日夜間に委員会が開催される点が、他の委員会と大きく異なる点です。当委員会が設立された背景には、企業内弁理士の増加が挙げられます。現在、弁理士が全体で1万人を突破していますが、企業内弁理士も2000人を超えました。一昔前とは異なり、企業内弁理士も日本弁理士会にもっと貢献すべきであると思いますが、企業勤務であるゆえに難しいのが現状です。そんな企業内弁理士の活動の受け皿の1つとなるのが当委員会であると考えています。

当委員会は、諮問事項の「企業における企業内弁理士の地位向上のための方策の検討・提言」および9つの委嘱事項に基づき活動しています。そのなかでも最大の活動は、古谷会長が掲げる「-弁理士の存在価値を高める-（次世代に引き継ぐシッカリとした礎を築こう）」のなかの人材育成と業務支援であって、企業内弁理士のスキルを上げて弁理士の存在価値を高めるための『企業内弁理士向けの研修プログラム』を開発することです。この活動は昨年度から始まり、今年度は企業内弁理士が修得すべきスキルや知識を抽出し、それらを一冊のテキストにまとめました。来年度以降もテキストを改訂してブラッシュアップしなければなりません。企業内弁理士が修得すべきスキルや知識をテキストとして結果を出せたと思っています。テキストは企業側の視点で構成されていますが、特許事務所側の役割を確認する意味においても、全弁理士に役立つものと思っています。そのほかにも多くの企画が当委員会から起案され、研修や交流会として実現しております。

以上、簡単ではございますがご報告申し上げます。今後とも、弁理士同友会会員の先生方にはご指導、ご鞭撻の程よろしく願い申し上げます。

以 上

平成26年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

会員規律に関する特別委員会報告

平成26年度日本弁理士会会員規律に関する特別委員会委員長

丸山 英一



この委員会は、会員にとって非常に厳しい内容となる処分の公表に関して具体的に提案するために設置されたものと理解しています。

委員会に対する【諮問事項】は、(1) 処分事案の公表に関する具体的提案と、(2) 調査・審査組織における外部委員の登用に関する具体的提案というものでした。

諮問の(1)は、まさしく処分の公表に関するものです。処分の公表に関しては、7、8年前頃の産構審だったかと思いますが、そこでの議論の中でも、処分のHP公表が話題になり、当時の日本弁理士会としては、ジャーナル公表にとどめ、HP公表には踏み切らなかったようでした。いろいろな議論があったのだと思います。

このたびはおもむきが違っていたように思います。その処分のHP公表の議論が、弁理士の使命条項の導入における会員規律の重視という観点からでてきたからです。使命条項は、弁理士の念願だったように思います。会員規律を重視していることを社会に対して表明するのは、日本弁理士会として当然です。弁理士の専権条項(75条)は弁理士が社会的存在であるが故に与えられたものであり、社会と乖離して弁理士は存在し得ないからです。

弁理士の使命条項が導入されたら、会員規律を重視していることを社会に対して表明する流れは必然だったのかしれません。

HP公表は、大きなリスクがあります。HPの記事はどのように悪用されるかわからないからです。この委員会でもこの点での議論は白熱していました。

諮問(2)の外部委員の登用に関しては、登用自体にあまり異論はでなかったように思います。綱紀委員会や審査委員会では、これまでも公平の立場に立って判断してきているとのことでした。外部委員になっていただける方に関しては、広く人材を求めていくものと思います。

以上

平成26年度褒章受章者・表彰受賞者の声

黄綬褒章に浴して

平成26年度黄綬褒章

松田 忠秋

平成26年度春の褒章に際して黄綬褒章の栄に浴し、身に余る光栄に存じます。これも、平成25・26年度日本弁理士会会長古谷史旺先生をはじめ、弁理士同友会の皆様方各位のご指導ご支援の賜物と、心から感謝申し上げます。

私は、昭和37年3月地元の金沢大学工学部電気工学科卒業と同時に上京し、東芝府中工場に技術者として10年余り勤務した後、帰郷して地方の機械メーカにまた10年余りお世話になり、その後弁理士に転向したため、随分遅いゼロからのスタートになりました。しかし、このように回り道をしたことにより、電気、機械の両方に相応の知識経験があり、各企業からの特許出願業務について、いつも楽しんで取り組むことができました。また、意匠、商標などについても、自分なりに注力できたと思います。

私は、昭和58年の弁理士試験の合格直後にご縁があり、名古屋の岡田英彦先生にお目に掛かった際に弁理士同友会に入会するようお勧め頂き、すぐに入会させて頂いて現在に至っております。弁理士同友会では、平成12年五十嵐和壽先生の幹事長時代に北陸委員会（福井、石川、富山の3県管轄）が創設され、初代委員長として福井の戸川公二先生が就任されました。その後、私が平成13・14・15年度の委員長を仰せ付けられました。なお、平成13年度は、小池晃先生、小倉正明先生がそれぞれ日本弁理士会の会長・副会長に就任された年で、同友会幹事長は、坂本光雄先生が勤められました。一方、北陸委員会では、平成13年1月に金沢にて、白崎真二先生、小倉正明先生による研修を行い、同年9月には、富山県氷見市にて、弁護士・弁理士小林幸夫先生による濃密な研修を実施しました。9月の研修には、坂本先生その他、吉田芳春、中村信彦、飯田昭夫の各先生方もご出席になり、北陸地方の他クラブの会員も大勢出席して、大変盛況であり、有意義でした。

私自身は、昭和59年3月に弁理士登録、同年9月に金沢市内の兼六園のすぐ近くに特許事務所を開設して、お陰様で現在まで元気に業務を継続遂行することができました。この間、弁理士会では、常議



員の他、北陸地方委員会・北陸委員会の各副委員長、北陸部会部会長、北陸支部副支部長などを担当させて頂き、特別功労者表彰（2回）、永年功労表彰を頂いた上、特許庁長官表彰をも頂戴致しました。業務上では、地方の零細な単独弁理士事務所でありながら、平成2年12月のペーパーレス出願開始と同時に特許・実用新案のオンライン出願を開始し、平成16年1月には、特定侵害訴訟代理業務の付記弁理士の第一陣に加わることができました。一方、昭和60年4月に発明協会石川県支部に入会し、昭和62年4月に同支部常任理事に就任して、石川県内の各地で実施される発明協会主催の無料発明相談の相談員を他の県内弁理士と分担して継続担当し、平成23年6月（一社）石川県発明協会常任理事に就任して現在に至っております。また、平成15年4月～平成23年3月には、民事調停委員（金沢地裁、同簡裁所属）を拝命し、一般民事事件の一端に触れる機会を得ることもできました。

このようにして振り返ってみますと、45歳にして転身した自分としては、本当に恵まれたありがたい弁理士人生を送ることができたと思います。これも、ひとえに、弁理士という崇高な使命の職業に携わることができたこと、それに加えて、錚々たる先輩諸氏が数多く集う歴史・伝統ある弁理士同友会にご縁を頂いたお蔭であると、つくづく感謝するばかりです。昭和59年早春、例年のない寒い東京で受けた新人研修会において、当時の研修所長小山欽造先生から、「弁理士仲間は家族である。」との心温まる言葉を頂いたことを改めて嬉しく思い出します。

幸いにして、後継の優秀な弁護士・弁理士を身内に得ることができましたので、これからは、苦勞を掛けた家内にもいささかの孝行をしつつ、心身の許す範囲で業務に励み、多少なりと世の中のお役に立てればありがたいと考えています。今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

以 上

平成26年度褒章受章者・表彰受賞者の声

思い掛けない受賞

平成26年度「知財功労賞」(特許庁長官表彰)

坂本 光雄



このたびは、はからずも平成26年度知財功労賞 特許庁長官表彰を受賞することができ、大変光栄に思っております。これも偏に、日本弁理士会からのご推薦をいただいたことと、弁理士同友会の会員として活動させていただいたことのお陰であり、心より感謝いたしております。

知財功労賞の表彰式は、4月18日の発明の日に行われました。表彰式では、羽藤秀雄特許庁長官から直々に表彰状をいただき、大変感激いたしました。表彰式後に、羽藤特許庁長官、松島みどり経済産業副大臣を囲み、同伴者と一緒の写真を撮っていただき、後日、これらの写真を特許庁より送っていただきました。この写真を見るたびに、表彰式を思い出し、自分がよくこの場に居ることができたものだと改めて感じながら、受賞の喜びを噛みしめているところです。

また、上記表彰式には、妻も出席し、一緒に受賞を喜び合うことができ、一度でいいから、このような場に連れて行けたらいいな、と思っていたことが実現できたことも大きな喜びの1つになっています。

弁理士にとって、知財功労賞は、大変名誉のある大きい賞であると考えておりましたので、今年度受賞できたことは、受賞対象者に私を強く推して下さった日本弁理士会のお陰であり、感謝の気持ちを、いつまでも忘れることなく持ち続けて参ります。

この受賞に当り、脳裏に浮かんできたのは、先ず、苦勞して東京へ出てくることができたことと、次いで、遅まきながら弁理士の資格がとれたことでした。

現在があるのも、又、このたびの受賞ができたのも、このことが原点となっていると思われまます。

前者については、これまで身内の者以外にはお話ししたことはありませんでしたが、私が歩んできた人生の一部ですので、一部触れさせていただきます。

東京へ出てくることができたのは、兄の病気から始まりました。

山口県の高校在学中に、兄が大病を患い、あらゆる治療を試みても快方に至らず、闘病は長期に及ぶことになりました。そのため、親から私への経済的援助は断たれました。高校は奨学金で何とか卒業できましたが、就職活動しても家族に病人が居るという理由で、どこにも採用されませんでした。やむなく、自衛隊員になることを決意して、山口市の陸上自衛隊に入隊しました。新隊員教育を受ける前に、東京へ行くためにはどうしたらよいかと上司に聞いたところ、「ここで一番になれば、岐阜市にある通信の教育隊に行ける。そこで更に頑張れば東京へ行ける」といわれたことを励みに3カ月間頑張り、岐阜市へ行くことができました。岐阜では、自衛隊の通信業務の教育を受けながら東京行きを願い努力した

結果、防衛庁（現防衛省）での勤務を命じられ、東京行きが実現しました。このように、山口から岐阜経由で東京へくるという特殊なルートで、長い時間かかりましたが、東京へ出てくることができたことが私の人生のすべての始まりと思っています。

次に、不可欠なのが、弁理士の資格を取得できたことです。

防衛庁で働きながら日本大学へ入学し、夜勉強して日本大学を卒業しました。大学卒業前に入った特許事務所では、実務の勉強をし、仕事ができるようになってから、やっとの思いで弁理士試験に合格できました。弁理士の資格を取得してからは、日常業務を遂行する傍ら、弁理士同友会の会務活動をしながら日本弁理士会の会務活動に積極的に取り組むとともに、日本弁理士会の会務以外の活動にも取り組んで参りました。

このたびの受賞の功績概要にも、これらのことが評価され、大変ありがたいと思っています。

また、このたび受賞できたのは、私一人だけの力ではなく、私の活動を理解し支えてくれた事務所の皆様、家族、周りの多くの人のお力によるものであります。心から厚く御礼を申し上げます。

最後になってしまいましたが、受賞に際して粕川幹事長はじめ、多くの先生からご祝詞を賜り誠にありがとうございました。改めて厚く御礼申し上げます。

これからも、知的財産権制度の発展のために、尽力して参りたいと考えております。これまでと同様にご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以 上

平成26年度弁理士同友会三役奮闘記（総務・会計）

三役奮闘記（総務）

平成26年度弁理士同友会総務担当副幹事長

安彦 元



平成26年度弁理士同友会総務担当副幹事長の安彦と申します。年の瀬を迎えてようやく総務の仕事も終わりに近づいた印象があります。昨年の今頃だったと思いますが、粕川幹事長から電話で総務就任の打診がありました。昨年度も同友執行部にいたため、今年は役は無いだらうと思っていたため、まさしく寝耳に水でしたが、普段から大変お世話になっている幹事長からの直々の要請を断りきれず、謹んでお引き受けさせていただいた次第です。

総務の仕事は、総会の手配、同友会員に対するメールやFAXによる各種連絡、会員名簿の管理から各種動員要請等、総務の「そう」が「しょ」になった、まさしく庶務、雑用係です。しかし、庶務を通じて同友の皆様とコミュニケーションを取ることから始まり、そこから少しずつネットワークが形成されて、同友会の中でも多数の知り合いができ、良い面も沢山ありました。また、正副幹事長会後の飲み会は、非常に楽しく、私にとって「憩いの場」でした。

他の執行部の方々と比較するとあまり庶務以外に仕事をしていないのでは？と思われるかもしれませんが、最後の役員当選祝賀会並びに受賞祝賀会では司会の役をいただき、微力ながら尽くさせていただきました。

また今年度は、古谷弁理士会会長の2年目でもあり、会長を輩出した当会としては、それをしっかりと支えなければならない立場であり、しかも同友会50周年記念もありました。つまり今年は同友にとって、大きく注目される機会が2度もありましたが、同友会執行部のみならず、同友会全員の皆様の協力で乗り切ることができました。今思えば、いざというときにまとまって巨大な力を発揮する我々同友会のパワーというものは、とてつもなく大きなものだと思います。またそれだけでなく、いつも楽しく和やかで仲の良い同友会員の皆様は、本当に素晴らしい仲間であると思います。

総務を1年やって分かったこと、それは「同友会が好きになった」、ということに尽きると思います（別に今までそうでなかったとかは全くありませんが）。

最後になりますが、粕川幹事長を始め副幹事長の皆様、また同友会員の先生方、1年間支えていただき誠にありがとうございました。

以上

平成26年度弁理士同友会三役奮闘記（総務・会計）

三役奮闘記（会計）

平成26年度弁理士同友会会計担当副幹事長

徳増 あゆみ



平成26年度会計を担当させていただきました徳増です。先週開催された知財功労賞受賞・当選祝賀会及び忘年会が盛会のうちに終わり、通帳残高を確認し、ひと息ついたところで本原稿を作成しています。

会員の先生方におかれましては、今年度も会費を引き続きお支払いいただき、誠にありがとうございます。

今年は弁理士同友会創立50周年ということで11月に記念式典が執り行われましたが、50周年ということは、とりもなおさず、本会所属の先生方の多くが毎年継続して会費を納入してくださっているということで、この事実は決して忘れてはならないと思料する次第です。

さらに並行して、ご寄付及び広告掲載のお願いもさせていただきました。

趣旨にご賛同いただいた有志の先生方からは、温かいご助力を過分に賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、年初、前任の本田淳先生より必要資料等を引き継いでから怒濤の一年が経過しようとしています。折にふれて本田先生その他の先生方のアドバイスを頂戴し会計の職責を終えようとする今、同友会全体の会計を預かる副幹事長としての仕事と、三役としての仕事の二つをやり終えたという実感があります。

会計の仕事自体は、同友会の活動全般を金銭的にフォローする役目です。具体的には、（1）選挙対策事業・福利厚生事業（旅行会、納涼会、忘年会など）・研修事業（研修会（東京・北海道））の収支管理（2）各種総会及び委員会活動の収支管理（3）慶弔行為規定の実行（4）会費徴収及び納入状況確認（5）弁理士連合クラブ（以下「連合」）分担金、日本弁理士クラブ（以下、「日弁」）や西日本弁理士クラブ（以下、「西日本」）主催行事への参加に関連した費用の支出管理が中心です。今年度は創立50周年が重なったので、上記（1）に50周年記念事業が加わり、上記（4）に寄付募集行為が加わったことが若干目新しいかもしれません。

今年は、粕川執行部2年目にして50周年記念の年ということと、会長選挙の年ということで、かなりの緊縮財政を執行部や各委員の先生方をお願いしました。その中で頑張ってくださった皆様に心から

感謝する次第です。また、選挙が無投票に終わり、支出を抑制できたことは会計として大変運が良かったです。おくれましたが、来年度日本弁理士会役員に当選された皆様、誠におめでとうございます。

数多のご協力と幸運に恵まれ、おおまかにではございますが、一般会計・50周年記念事業特別会計とも、当初予算に一致する実績で終えることができそうです。

一方、三役としての仕事は、同友会内外の委員会及び団体が行う各種会合に参加させていただくことです。

同友会「内部」の会合といっても、人事や役員協議等、あまり参加する機会のない委員会に横断的に出席することは三役ならではといっても過言ではありませんし、同友会の活動を俯瞰的に眺める良い機会だったと思います。

外部ですと、八派幹事長懇親会や、連合・日弁・西日本の三派がそれぞれ主催する新旧役員慰労激励会・旅行会・当選祝賀会に参加させていただきました。

日弁や西日本の先生は初めて見る先生が大半でしたし、普段全く遭遇することのない政治的な会合で相応の話ができるわけもなく…ということで、雰囲気を感じとることで精一杯でした。しかし、他派の先生方のお話しを伺う機会が無かった私にはとても新鮮で、旅行会の宴席では少し砕けた姿を垣間見ることもあり、大変興味深かったです。また、他派の同世代の先生方とお話しできたのも楽しい経験でした。

いずれの仕事も大変な時期はありましたが、終わってみればどちらも得難い貴重な経験です。

会計に登用してくださった幹事長の粕川先生、今年度総務の安彦先生には、ひとかたならぬお世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

最後に、一年の活動を通じて今後の検討課題がいくつかあるように思われます。例えば、新規会員が昨年18名、今年13名とハイペースで増えており、大変喜ばしい限りです。他方で会員増に比例し、会費徴収等いくつかの場面で事務負担が増大しております。また、現在、同友会には複数の名簿が存在し、会計には会計名簿の更新管理が一任されていますが、更新漏れの恐れもあります。会計個人のボランティアにも限界があり、今後の発展に相応しい形態を模索する段階に来ているのかもしれない。

来年は弁理士同友会51年目、次の50年先を見据えた一步を踏み出す年でもあります。今後の同友会運営について検討される際にご考慮いただければ幸いです。

以上

平成26年度弁理士同友会委員会報告



創立50周年記念事業実行委員会報告

創立50周年記念事業実行委員会委員長

井澤 幹

11月4日ホテルオークラ東京にて、無事に50周年記念式典・祝賀会を終えることができました。

伊藤仁特許庁長官をはじめとします特許庁首脳部の皆様、古谷史旺日本弁理士会長をはじめとします日本弁理士会役員の皆様、知的財産制度関連団体の代表の方々、各会派幹事長をはじめとします各会派首脳部の皆様にご臨席頂き、同友会会員を含めまして総勢195名という大変多くの皆様にご参加いただけたことが出来ました。

景気が良いとは決して言えない中、こんなに沢山の方々にご参加いただけた事、大変うれしく思っております。

式典では、厳かな雰囲気の中、特別功労賞3名、功労賞14名、感謝32名を表彰させて頂きました。

祝賀会は、式典とは打って変わって華やか雰囲気の中で行われました。

スペシャルゲストとして菅直人元総理大臣にご祝辞を頂き、アトラクションとして、オリコンウィークリーチャート最高9位のアイドルグループ「ALL OVER」をお呼びし、3曲ご披露頂きました。生で見るアイドルの歌やダンスはとても迫力があり、大変盛り上がりました。





実行委員会としては、この50年を支えてくれた諸先輩方に感謝の意を込めまして、緊縮財政の中、出来る限りの「おもてなし」をさせて頂きたいと思い準備をして参りました。

その思いは、終宴後も名残惜しいとばかりにご退席せずワイワイとお話に夢中になっているお姿から、また、お見送りの際に「素晴らしい祝賀会だった!」「盛り上がったね〜!」と多くの皆様からお褒め頂けた事から、おもてなしをすることが出来たと実感し、ほっと胸を撫で下ろすことができました。

期限ギリギリになるまで動かない委員長にヤキモキされながら、実行委員の皆様は本当によく動いてくれました。メインとなって動いてくれました、粕川幹事長、石川副委員長、菊池先生、高下先生、松本先生、徳増先生、笹川先生の奥様、司会



の田辺先生・岩田先生・笹野先生、その他の委員の皆様、本当に本当に有難うございました。

追伸：引き続き、伊賀先生、松本先生を中心に記念誌を作成しております。皆様のお手元に届くまでもうしばらくお待ちください。

以上

平成26年度弁理士同友会委員会報告（福利厚生委員会）

納涼会・旅行会及び忘年会報告

～皆様お楽しみ頂きましたでしょうか～

平成26年度福利厚生委員会委員長

岩田 克子

★納涼会（東京湾貸切クルーズ）

平成26年6月7日（土曜日）、貸切クルーザーの船上において開催されました。

今年は50周年記念事業が開催されることから納涼会が例年よりも早い時期の開催となり、また、旅行会と納涼会を合わせた形での開催となりました。

当日は暴風雨という天気の中、40名近い方々にご参加頂くことができ、貸切クルーザーでの船上炭火焼BBQをビールを片手に、和気あいあいとした雰囲気での会を進行することができたと思います。長内先生が御令嬢をお連れになり、また数名の先生方がお子様をお連れになられ、子供同士がすぐに打ち解けて楽しそうに船内を走り回っていたのが印象的でした。鈴木聡子先生がその後入会されましたので、きっとこのクルーズを心より楽しまれたことと思います。

（記：駒場）



★旅行会宿泊（SPA&HOTEL 舞浜ユーラシア）

納涼会の後は、そのまま旅行会に突入！SPA&HOTEL 舞浜ユーラシアでは、源泉掛け流し岩露天風呂を始め、檜風呂・寝湯・洞窟風呂・アトラクションバスなど質の高い23種の温浴設備にて、心身ともに安らぎました！韓国アカスリや、マッサージなども満喫し、美味しいお酒を頂いた後は、次の日のゴルフ・観光に備えて就寝しました。入会間もない河合利恵先生もご参加頂き、皆で絆を深めることができました。（記：岩田）

★旅行会二日目ゴルフ組（八千代ゴルフクラブ）

ゴルフ組は、八千代ゴルフクラブにおいて、計9名の参加者でラウンドしました。今回は、同友会ゴルフ同好会の桜友会との合同開催となりました。ラウンド前は小雨が降っており、今日一日止むことはないのかと若干憂鬱な気持ちとなりましたが、ラウンドが始まると図ったかのように雨が止み、その後も雨が降ることなく快適にラウンドを終了することができました。参加者の皆さんの日頃の行いが良いからですね！前日の豪雨にもめげず、ご参加頂きました先生方、本当にありがとうございました！！（記：仲村）



★旅行会二日目観光組（東京ディズニーランド）

雨のディズニーランドを覚悟して、雨具の用意をしつつ現地に着くと、傘をさすかどうか迷う程の殆ど気にならない小雨。それも10時頃には雨が上がり、その後も閉園時間まで降られませんでした。そんな天候だったため、入場者数も少なく、各アトラクションの待ち時間も短く沢山回れたり、パレードやショーも良い位置で観られたり、汗もかかず日焼けもせずに一日を涼しく快適に過ごせたり、と実に結果オーライな天候でした。

8:30 東京ディズニーランドのゲートに集合しました。参加者は全部で11人。

ちょうどこの時期、プロジェクションマッピングを駆使してシンデレラ城をスクリーンにした光と映像と音楽の夜間ショー「ワンス・アポン・ア・タイム」が評判でした。予約なしでの立ち見も当然可能ですが、ゆっくり座って観られる指定席もあったので、まずはその指定席の抽選に行きましたが、あえなく外れてしまい…。振り返ると、この日唯一の失敗はこれでした。

その後、シンデレラ城をバックに参加者全員で記念撮影。担当副幹事長は、カメラを託したキャストさんから、ミッキーの耳を生やされるという魔法をかけられる（ミッキー像の耳がぴったりフィット!）。さすがは魔法の国ですねー。



ある程度全員でまとまって行動し、ランチも全員でとった後は、中原先生ファミリーと、以外の男女七人との2グループに分かれて行動しました。中原先生ファミリーは、お子様向けアトラクションを中心に最終的にのべ20箇所もまわられたとか!



一方、男女七人グループも負けてはいません。ファストパスを有効利用しつつ、順調に効率良く人気アトラクションをほぼ制覇（スターツアーズ（2回）、キャプテン EO、ホーンテッドマンション、ウエスタンリバー鉄道、ビーバーブラザーズのカヌー探検、蒸気船マークトウェイン号、スプラッシュマウンテン、モンスターズインク“ライド&ゴーシーク! ”、ビッグサンダーマウンテン）。

アトラクション以外で印象的だったのは、「ウエスタンランド写真館」。西部劇セットを前に、ウエスタンスタイルのコスチュームをまとっての記念撮影。本委員会委員長がなりきっています!

日が落ちてからの「エレクトリカルパレード」もしっかり鑑賞。朝からハードな回り方をしたせいで若干クタクタになりつつ、そこからミッキーの家に向かい実物のミッキーと触れ合うと、全員の疲れが吹っ飛び癒されました。長年にわたり世界中で愛されているキャラクターの力は凄いものです（これも魔法?）。

最後に、目玉のショー「ワンス・アポン・ア・タイム」を鑑賞し、プロジェクトマッピング技術の素晴らしさを身をもって体験。閉園時間 22:00 までしっかり遊んで、無事に解散しました。

(記：小野友彰)



★当選祝賀会及び忘年会

本年度は、本会の坂本光雄先生が知財功労章を受章され、また、平成 27 年度日本弁理士会役員定時選挙において、副会長に粕川敏夫先生、常議員に井澤幹先生、岩田克子先生、大橋剛之先生が無事に当選されましたので、通年の忘年会と併せて、各先生方をお祝いする会を平成 26 年 1 月 3 日、霞山会館にて開催致しました。

第 1 部は受賞・当選祝賀会ということで、司会の安彦先生の開会の辞により始まり、幹事長粕川先生のご挨拶、御来賓代表の渡邊敬介先生、日本弁理士会会長古谷先生のご挨拶等に続いて、当選された各先生方からもご挨拶を頂き、全体として厳粛な雰囲気の中、会が進行しました。

坂本先生への祝辞では、天野先生が大変感慨深い面持ちで坂本先生のご紹介と受賞を祝されたことや坂本先生の力強い挨拶に、参加者全員が心を打たれ、素晴らしい先輩方がいらっしゃる同友会の素晴らしさを実感いたしました。

第 2 部の忘年会は、第 1 部とは打って変わってラフな雰囲気となりました。同友会に新規に入会された先生方のご挨拶の後、隠し演目でありました余興として、入籍されたばかりの小野先生、今年ご結婚された古川先生へ、有志 4 名による祝福の歌が捧げられました。歌は木村カエラのバタフライで、とても素敵な歌声が会場内に響き、和やかなムードで進行しました。

また、次年度幹事長の青山先生がひくクジによって豪華な景品を抱えて帰られた先生、スタンド花を分けて帰られた先生、皆十分に楽しまれた様子でその後の 2 次会も盛況となりました。最終的に 55 名という多数の会員の方にご参加頂くことができ、大変嬉しく思います。 (記：駒場)



平成26年度弁理士同友会地域活動報告

北海道委員会の活動

平成26年度北海道委員会委員長

古田 和義



本年度より同友会北海道委員会委員長を引き継ぎました、古田和義と申します。日本弁理士会の北海道支部長を務められていた中村直樹先生、そして札幌医科大学教授であり日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員長を歴任された石埜正穂先生と、多くの実績がある先生方から委員長のバトンを引き継ぐには、正直、経験不足も甚だしいと感じておりますが、何卒、宜しくお願い申し上げます。

同友会北海道委員会では、毎年「北海道研修会」を開催しております。当研修会では、北海道の知財分野の発展、引いては産業振興にご尽力頂いている吉田芳春先生を講師としてお招きし、多岐に渡るテーマで講義を行っております。北海道在住の弁理士数は幾ばくか増加しましたが、依然絶対数が少ない状況です。e-learningにて本州開催の研修等を聴講できる機会は増えてきましたが、地方における研修環境は、やはり弁理士の会員数が多い地域とは大きな差があります。その状況下において、ホットな話題と吉田先生のご経験に基づく具体的な解説を聞く事が出来る本研修は、北海道の弁理士にとって大変重要なものとなっております。

今年度の研修会は、下記テーマのもと10月に開催されました。世界的に注目を集めた、スマートフォンをめぐる知財訴訟について吉田先生から話題提供がございました。ビジネスシーンにおける両者の駆け引きは報道等で知る機会はありましたが、それはほんの一部の側面にすぎませんでした。本研修では、更に詳しい内情まで踏み込み、それぞれの戦略から学ぶべきポイントの解説がありました。

今回の開催にあたりまして、講義頂いた吉田先生に厚く御礼申し上げます。毎回興味深いテーマで、難解な背景や情報も非常に解り易く解説頂きました。加えて、粕川敏夫幹事長、高下雅弘担当副幹事長および徳増あゆみ先生には、本研修の調整に尽力頂きました。この場をお借りして御礼申し上げます。

上述のとおり、本研修は北海道在住の弁理士をはじめ各方面の知財関係者が集まる貴重な機会となっております。今後とも継続して開催頂きたく宜しくお願い申し上げます。

◎平成26年度北海道研修会 平成26年10月11日(土)

TKP 札幌カンファレンスセンター 午後3時～5時10分

テーマ「アップル vs サムスン訴訟から学ぶ」

・アップル vs サムスン訴訟を題材に、PCT 出願における移行国の選択の仕方、権利行使を考えた権利取得の仕方、法制度に対応した各国毎の権利取得、特許・意匠・商標の組合せ方、各国での訴訟状況など

について。

残された紙面を拝借し、少しだけ自己紹介させていただきます。私は現在、北海道にて農薬等の農業資材を主に取り扱う企業に所属しております。弊社では農薬や培土の他に、種苗生産や作物の品種育成も行っており、私はその種苗に関する研究開発に携わっております。社内の知財環境改善を目標に、知財に関する勉強を開始。そこで出会った方々の影響を受け、一念発起。業務の傍ら受験勉強、紆余曲折(?)を経て平成18年に弁理士登録に至りました。それ以降、研究開発業務と弊社の知財案件を担当することとなり、現在に至ります。専門はバイオテクノロジーですが、化学分野にも分野を広げるべく奮闘中であります。

昨今、日本の農業改革を耳にする機会が増えました。「日本の高品質な農作物や高レベルの農業技術を世界に向けて発信すべき。」こういった目標自体に異論はありませんが、その一方で、「ではどのように？」という点では、様々な議論・対策が必要と感じております。ただ、一企業に属する身であり、まだまだ経験も足りず大きなことは言えません。今後は、同友会の先生方との交流を益々深めて、日本農業の拠点である北海道を盛り上げていければと考えております。宜しくお願い申し上げます。

以 上

平成26年度弁理士同友会地域活動報告

東海委員会の活動

平成26年度東海委員会委員長

廣江 政典



今年度の東海委員会の活動について報告します。

1. 親睦会（平成26年3月14日）

日本弁理士会「現役員慰労会及び新役員激励会」の閉会後に親睦会を開催しました。親睦会には執行部から、幹事長 粕川敏夫 先生、副幹事長 安彦元 先生、副幹事長 徳増あゆみ 先生 連合クラブ相談役 丸山英一 先生、役員協議委員会委員長 井澤幹 先生の5名の皆様に出席して頂き、東海委員会からはベテランから若手まで8名が出席しました。

今年度は、弁理士法の改正と弁理士同友会創立50周年を迎えた年であったため、期の始めに有意義な情報交換ができました。

2. 第4回研修会（平成26年7月4日）

第4回研修会「中国商標法第3次改正の概要と実務上の留意点」を、テレビ会議システムを利用して弁理士会館から東海支部室へ中継しました。この研修には、8名の東海委員会所属の先生方が出席しました。

3. 口述練習会（平成26年10月8日）

東海地方に在住の口述試験受験生を対象とした口述練習会を東海支部室で開催しました。今年度は論文試験の合格者が少なかったため、9名の受験生が口述練習会に参加しました。

今年度の口述練習会では、山本喜一 先生、佐藤大輔 先生、江間路子 先生、森岡智昭 先生、渡邊豊之 先生、佐久間卓見 先生、助廣朱美 先生、坂岡範穂 先生にお手伝いして頂きました。お手伝いして頂きました先生方には大変感謝しております。口述練習会の終了後、簡単な慰労会を開催しました。

4. 忘年会・合格祝賀会（平成26年11月22日）

今年度弁理士試験の合格祝賀会を兼ねて、「忘年会・合格祝賀会」を名古屋観光ホテルで開催しました。今年度は弁理士試験の最終合格者は少なかったため、6名の合格者が参加しました。忘年会・合格祝賀会には、日本弁理士会会長 同友会会員 古谷史旺 先生、幹事長 粕川敏夫 先生、副幹事長 安彦元 先生、

副幹事長 徳増あゆみ 先生、副幹事長 助廣朱美 先生、次年度幹事長 青山仁 先生に参加して頂きました。会は幹事長 粕川敏夫 先生と日本弁理士会会長 古谷史旺 先生のご挨拶から始まり、会員同士が一年の思い出を語りあう和やかな雰囲気でした。そして、会の終盤には、日本弁理士会会長 古谷史旺 先生から合格者に向けた激励のお言葉を頂戴しました。合格者にとっては思い出深い合格祝賀会になったと思います。



5. 勉強会（毎月第1土曜）

毎月第1土曜の午前中に東海支部室において勉強会を開催しています。東海委員会には企業弁理士の先生方が数多く所属しており、この勉強会は企業弁理士の先生方が中心となって運営しています。また、この勉強会には弁護士の先生も顧問として参加しております。勉強会は、東海委員会所属の先生方が担当しており、研鑽の場として多くの東海委員会会員が出席しています。今年度の勉強会の幹事は犬飼康天先生です。今年度の勉強会の開催状況は下記の通りです。

(1) 第1回

日時：2014年1月11日（土） 10時～12時

講師：藤原純 先生

「PATENT2009 Vol162, No6 の考察」

講師：松本悟 先生

「漢検事件」平成24年（行ケ）第10065号

「数検事件」平成24年（行ケ）第10273号

(2) 第2回

日時：2014年2月1日（土） 10時～12時

講師：服部素明 先生

「無鉛はんだ合金事件」平成20年（行ケ）第10484号

講師：森岡智昭 先生

「特許を受ける権利確認等請求事件」平成24年（ワ）第32450号

(3) 第3回

日時：2014年3月1日（土） 10時～12時

講師：助廣朱美 先生

「審決取消請求事件」平成25年（行ケ）第10163号事件

講師：犬飼康天 先生

「抗CD20モノクローナル抗体事件」平成22年（ワ）第1652号

(4) 第4回

日時：2014年4月5日（土）10時～12時

講師：澤田昌久 先生

「使い捨て紙おむつ事件」平成25年（ネ）10001号

講師：伊藤洋介 先生

「練習用箸事件」平成25（ワ）2464号

(5) 第5回

日時：2014年5月10日（土）10時～12時

講師：金久保勉 先生

「審決取消請求事件」平成25年（行ケ）第10282号

講師：丸山修 先生

「あずきバー事件」平成24年（行ケ）第10285号

(6) 第6回

休会

(7) 第7回

日時：2014年7月5日（土）10時～12時

講師：福田鉄男 先生

「換気扇フィルター及びその製造方法事件」平成24年（行ケ）第10278号

講師：松本悟 先生

「端面加工装置事件」平成24年（ワ）第3817号

(8) 第8回

日時：2014年8月2日（土）10時～12時

講師：服部素明 先生

「審決取消請求事件」平成20（行ケ）10394号、平成19（行ケ）10159

講師：西東貴士 先生

「審決取消請求事件」平成25年（行ケ）10248

(9) 第9回

日時：2014年9月6日（土）10時～12時

講師：金久保勉 先生

「審決取消請求事件」平成25年（行ケ）第10031号、平成16年（行ケ）第404号

講師：森岡智昭 先生

「パテントトロールまとめ」

(10) 第10回

日時：2014年10月4日(土) 10時～12時

講師：助廣朱美 先生

「審決取消請求事件」平成25年(行ケ)第10195号～10198号

講師：犬飼康天 先生

「損害賠償等請求事件」平成23年(ワ)第8085号及び第22692号

(11) 第11回

日時：2014年11月1日(土) 10時～12時

講師：福田鉄男 先生

「特許査定取消・行政処分取消義務付等請求事件」平成24年(行ウ)第591号

講師：蛭田夏世 先生

「レーザーによって材料を加工する装置事件」平成24年(ネ)第10023号

(12) 第12回

日時：2014年12月6日(土) 10時～12時

講師：山口晃志郎 先生

「米国特許制度のオフィスアクションに対する応答」

6. 東海支部活動の支援

今年度の東海支部の活動には、以下の東海委員会所属の先生方が参加しました。(敬称略)

東海支部 副支部長	太田直矢
東海支部 幹事	森岡智昭
法務委員会	恒川圭志(委員)
人事委員会	山本喜一(副委員長)、佐久間卓見(委員)
知的財産支援委員会	服部素明(委員)
知的財産制度推進委員会	佐藤大輔(副委員長)、小早川俊一郎(委員)
総務委員会	長谷久生(委員)
教育機関支援機構	寺坂真貴子(機構長)、廣江政典(委員)
研修所	稲葉民安(副所長)、坂岡範穂(委員)
仲裁センター名古屋支部	福田鉄男

7. お礼

最後に、本年度の東海委員会の運営にあたり、東海北陸担当 副幹事長 助廣朱美 先生、東海副委員長 坂岡範穂 先生、東海副委員長 江間路子 先生、勉強会担当 犬飼康天 先生をはじめ、多くの東海員会に所属する先生方にご尽力をいただきました。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

以 上

平成26年度弁理士同友会委員会報告

人事委員会活動報告

平成26年度人事委員会委員長

中村 盛夫



本年度の人事委員会の活動につき、次の通り報告します。

本年度は、幹事長及び副幹事長が人事案件について積極的に活動されたので、委員長の負担は重くはなかった。

- 2014. 1. 14 人事・政策検討委員会 日本弁理士会館
- 2014. 1. 会員向け弁理士会委員のアンケートのFAX・メール送信(総務より)
- 2014. 1. 28 人事委員会 於 銀座マロニエ特許事務所
- 2014. 6. 26 総合政策企画運営委員会 追加委員要請 五十嵐和壽先生が受諾
- 2014. 7. 7 事務所競争力強化支援WG(新) 委員要請 7. 11 吉田芳春先生が受諾
- 2014. 7. 8 常議員候補予定者3名決定
- 2014. 7. 16 次年度幹事長候補 本人了解
- 2014. 7. 24 第2回 幹事会・総会にて 下記の役員、幹事長を承認
 - 次年度日本弁理士会役員候補(副会長1名 常議員3名)
 - 副会長候補 粕川敏夫先生
 - 常議員候補 井澤 幹先生 岩田克子先生 大橋剛之先生(登録番号順)
 - 次年度弁理士同友会幹事長候補
 - 青山 仁先生

次年度の日本弁理士会役員の人選については、常議員については幹事長が中心となって動いて頂きスムーズに決められました。副会長については既定路線から現幹事長本人が請けざるを得ないと覚悟していたようで、説得や強談判の要もなくあっけなく決定。

次年度の幹事長については、候補の先生が事務所勤務なので、折を見て所長の了解を頂いて外堀を埋めてから選任承認に漕ぎ着けられました。

弁理士クラブとの間で結成している弁理士連合クラブの役員の人選は、次年度の人事権を握る次期幹事長が担当するので、任期終了間近の人事委員会に格別の要請はない。

日本弁理士政治連盟の役員は、かねてより現役の会長、副会長から一本吊りで適切な人材を当会会員から選任するようで、人事委員会は蚊帳の外。

日本弁理士協同組合については、役員任期が2年なので、2年に一度次期役員候補選考準備会に、

各会派から少なくとも1名派遣。地域ごとに割り振られた総代及び役員（理事）の人選・調整をすることになる。（私は羽村先生の後継で何年か務めたが人事委員会とは没交渉であった）総代は選挙により選ばれるのが建前だが、積極的に立候補する組合員は稀。役員は総代会において選挙する（定款33条1項）こともできるが、予め了解を得ている組合員を総代会で指名推薦（定款33条4項以下参照）という形で正式に理事に任命している。役員は、無報酬で事業の執行に当たるのがこれまでの慣例になっている。

現在、山崎高明先生が次期役員候補選考準備会のメンバーですので、総代或いは理事を積極的に担う意思がある組合員の方は連絡することをお勧めする。

以 上

平成26年度弁理士同友会委員会報告

役員協議委員会活動報告

『元気玉プロジェクト 今年も炸裂回避』

平成26年度役員協議委員会委員長

藤浪 一郎

2014年9月初旬、選挙のセの字の忘れていた私に一通のメールが届きました。差出人は、トライアスロンでご活躍の茜ヶ久保先生。メールの内容は至ってシンプルで、そろそろ選挙も近いので役員協議委員長をやってくれと言う。いやいやご冗談を、ご勘弁くださいと通常ならやんわり断りを入れるところだと思いますが、その時の私は寝起きだったのか、よっぽど機嫌が良かったのか、「分かりましたお受けします」とうっかり返信してしまいました。

しばらくしてことの重大さに気づくも時既に遅し、前に進むしかありません。自分を呪いながら必要書類を揃えたり、選挙に突入した場合の準備・調整をしたり、候補者の先生方のご協力も得ながら行き当たりばったりで何とかこなしていきました。

候補者のプロフィール紹介及び所信表明については、弁理士会員にA4ハガキを送ることになり、業者に依頼してA4ハガキを作成しておりました。結果的に選挙は回避されたため、このA4ハガキは日の目を見ることがなかったわけですが、こんなに素晴らしい出来のA4ハガキをこのまま永遠に眠らせておくのは非常にもったいない。特に、弁理士同友会のアイドル岩田克子先生の輝き具合を皆さんに披露できないのは実に忍びない。A4ハガキを本誌に掲載することも考えましたが、諸般の事情により断念しました。

今年の実行は回避され、副会長に粕川敏夫先生、常議員に井澤幹先生、岩田克子先生及び大橋剛之先生が無投票で当選されました。当選された先生方におかれましては、本当におめでとうございます。近年、弁理士同友会では無秩序な電話攻勢はやめて、当会の強みである結束を武器に投票を確保する「元気玉プロジェクト」を実行しようとしておりますが、今年も実行回避となりました。今年立案した「元気玉プロジェクト」の戦略等は来年度の役員協議委員会にしっかり引き継いでいきたいと思っております。また、選挙の公示受付については、弁理士同友会は毎年一番に行っておりましたが、今年は受付時間の二時間前に行っても三番手でした。一番手争いも年々ヒートアップしているようです。来年は受付開始時間の3時間前くらいを目処に行くようにすると良いかと思っております。

以上

平成26年度弁理士同友会委員会報告

政策委員会活動報告

平成26年度政策委員会委員長 伊賀 誠司

1. 委員会の構成（敬称略）

委員 竹内 裕、仁科 勝史、吉田 芳春、長内 行雄、丸山 英一、山崎 高明、石川 憲、
山田 武史、笹川 拓、恒川 圭志、井澤 幹、笹野 拓馬、茂木 康彦、大和田 昭彦

2. 職務権限

政策委員会は、日本弁理士会の会務執行上の諸政策についての調査、研究に関する事項を行う。

3. 諮問事項

（1）当会幹事長、弁理士連合クラブ、日本弁理士会正副会長会、常議員会（当会選出の会員経由）からの要請に基づく事項の検討

（2）当会から選出の日本弁理士会会長古谷史旺氏を支援するためのこれからの日本弁理士会のための政策課題の検討

（3）他会派との政策研究

4. 活動内容

平成26年 1月17日 日本弁理士会作成の「産業構造審議会、知的財産分科会、弁理士制度委員会の報告書（案）への意見」に対する意見募集（政策委員会が未だ立ちあがっていないため総務担当副幹事長より弁理士同友会全体に対して意見募集）

平成26年 1月21日 上記「産業構造審議会、知的財産分科会、弁理士制度委員会の報告書（案）への意見」に対する意見を答申書として幹事長に提出

平成26年 2月17日 平成25年度第4回常議員会議案説明会（中原担当副幹事長出席）

平成26年 4月10日 政策委員会の立ち上げ（委員就任依頼）

政策委員就任にあたって、弁理士連合クラブの政策委員の兼任を依頼

平成26年 4月14日 弁理士連合クラブ第1回政策委員会（平成26年度事業計画案について）

平成26年 4月24日 平成26年度第2回常議員会議案説明会（中原担当副幹事長出席）

平成26年 7月14日 第1回政策委員会（来年度会長選に向けての政策検討）

出席者 竹内先生、山崎先生、石川先生、吉村副会長、粕川幹事長、
中原担当副幹事長 伊賀

平成26年 7月30日 上記第1回政策委員会にて協議した来年度会長選に向けた政策の検討結果

を「次年度会長候補作成の「政策概要」に対する意見・要望について」との文章にまとめ、弁理士連合クラブ政策委員会へ提出

平成26年 8月 7日 連合・日弁政策協議会

(日弁側会次年度長候補予定者の政策説明・中原担当副幹事長出席)

平成26年 8月22日 日弁からの各会派向け次年度政策案に対する意見募集

先にまとめた「次年度会長候補作成の「政策概要」に対する意見・要望について」との文章にて対応

平成26年 9月 2日 弁理士同友会臨時総会にて、次年度日弁側会長候補の推薦を決議

平成26年 9月 3日 弁理士連合クラブ、第2回定時総会及び第2回幹事会

平成26年10月10日 日本弁理士会からの「会則改正等に関する意見募集のお願い」について、委員へ意見を募集

平成26年10月20日 日本弁理士会からの「会則改正等に関する意見募集のお願い」に対する意見を答申書として幹事長に提出

平成26年11月20日 弁理士連合クラブ、第1回臨時総会及び第3回幹事会

平成26年12月 3日 平成27年度日本弁理士会役員選挙当選祝賀会 出席

平成26年12月10日 平成26年度第4回常議員会議案説明会(中原担当副幹事長出席)

平成26年12月17日 平成26年度第4回常議員会議案補充説明会

5. 所感

今年度、政策委員会として答申書をまとめたのは、上記の通り、「産業構造審議会、知的財産分科会、弁理士制度委員会の報告書(案)への意見」、「次年度会長候補作成の「政策概要」に対する意見・要望について」及び「会則改正等に関する意見募集のお願い」についての3件でした。

1件目の「産業構造審議会、知的財産分科会、弁理士制度委員会の報告書(案)への意見」については、年明け早々の意見提出が要求され、未だ政策委員も選任する前であったため、安彦総務担当副幹事長のお力を借りて、弁理士同友会の会員全体に対して意見を募って頂きました。しかしながら、意見募集期間が短かったためか、会員からの意見が特に集まらない中で、担当政策委員長としての意見を答申しました。

また、2件目の「次年度会長候補作成の「政策概要」に対する意見・要望について」は、第1回政策委員会を開催し、直接、各政策委員からの意見を集めることにしました。その結果、出席された政策委員の竹内先生、山崎先生、石川先生、それに吉村副会長、粕川幹事長及び中原担当副幹事長からそれぞれ意見を頂き、それらをまとめることにより、次年度会長候補者の政策概要に対する意見を提出することができました。

さらに、3件目の「会則改正等に関する意見募集のお願い」については、メール会議で政策委員に意見の募集を行いました。特に委員からの意見はありませんでしたので、これも担当政策委員長としての意見を答申としてまとめました。

今年度は、政策委員会としての会合を開催したのは第1回だけでしたが、その他はメール会議にて各政策委員からの意見を随時頂き、上記の通り、春・夏・秋とそれぞれ1本ずつ意見・答申をまとめることになりましたので、結構充実した委員会活動になったかと思えます。

なお、今年度の委員会活動において、日本弁理士会の議案説明会や連合弁理士クラブや日本弁理士クラブとの政策協議会において、私の日程がうまく取れず、度々担当の中原副幹事長に出席をお願いすることになりました。ご協力に感謝致します。

以 上

平成26年度弁理士同友会委員会報告

研修委員会活動報告

平成26年度研修委員会委員長

笹野 拓馬

本年度の研修委員会の活動について、下記の通り、ご報告いたします。

1. 研修委員会の構成

担当副幹事長：松本直子

委員長：笹野拓馬

委員：中村信彦 山田武史 田辺恵 澤田優子

2. 職務

研修委員会は、会則第3条第1号に定められた研修会及び同第2号に定められた講演会の企画及び開催並びに同条第4号に定められた弁理士試験受験者の指導及び会則第2条の目的達成のために工業所有権制度及び弁理士制度等に関する調査、研究、企画を行う。

3. 審議・委嘱事項

- (1) 質の高い弁理士業務を実行できる研修
- (2) 新規事業に関連する研修
- (3) 東海委員会、北陸委員会、北海道委員会の会員に対する研修への協力

4. 活動方針

本年度は、下記の4つを活動の柱としました。

- I. 弁理士同友会会員による発表の機会を増やす。つまり、本会所属の会員が弁理士業務を実行する中で得た希有の経験・知識を他の会員と共有し意見交換していただき、会員全体の実務能力の向上に寄与するとともに、会員間の相互交流を促進する。
- II. 初心者・非会員（未登録者を含む）向けの研修内容を検討し、より一層、実務経験に直結するような内容に発展させることで、新規会員獲得・定着に寄与する。
- III. 本年度は同友会50周年にあたるため、研修会の実施回数は昨年比べて減少させる見込み（7～8回実施の予定）であるが、昨年度実施した研修のうち特にニーズの高いものを発展・継続し、新たな研修テーマにも対応する。

IV. 研修委員会と組織委員会の合同開催『若手向け研修会』と、研修委員会主催の『会員向け研修会』を1本化し、全ての研修会について
研修会については研修委員会主催
懇親会については組織委員会主催
とする。申込方法の簡素化を図り、会員へのサービス向上に努める。

5. 活動内容

本年度、実施した研修会は、下記のとおりです。

● 第1回研修会

【日 程】平成26年3月20日（木）

【講 師】町田 正史 先生（本会会員・弁理士）

【テーマ】技術標準と知的財産

【参加者】19名

● 第2回研修会

【日 程】平成26年3月27日（木）

【講 師】高林 龍 先生（早稲田大学法学部教授）

【テーマ】クレーム解釈論、均等論の近時の展開

【参加者】48名



● 第3回研修会

【日 程】平成26年6月3日（火）

【講 師】吉田 哲 先生（本会会員・弁理士）

【テーマ】作用的クレームの日米相違、出願及び権利行使の段階での問題点とその対策

【参加者】28名



● 国士舘大学 特別公開講演会

[日 程] 平成26年7月12日(土)

[講 師] 山田 繁和 氏

(特許庁意匠制度企画室長・民生意匠審査長 国士舘大学大学院客員教授)

[テーマ] 特許法等の一部改正について(特に意匠の国際登録の説明から)

[参加者] 49名



● 第4回研修会

[日 程] 平成26年7月11日(金)

[講 師] 張 立岩 (Zhang Liyan) 先生

(中科専利商標代理有限公司 総経理、日本事務所代表)

[テーマ] 中国商標法第3次改正の概要と実務上の留意点

[参加者] 26名



● 北海道研修

[日 程] 平成26年10月11日(土)

[講 師] 吉田 芳春 先生(本会会員・弁理士)

[テーマ] アップル VS サムスン訴訟から学ぶ

[参加者] 7名

● 第5回研修会

[日 程] 平成26年11月26日(水)

[講 師] 上野 達弘 先生(早稲田大学教授)

[テーマ] 著作権法上の現代的課題と将来展望

[参加者] 29名



本年度は、昨年度に比べ、研修会の実施回数が少なくなりましたが、研修の内容はバラエティに富んだものとなり、特許はもとより、意匠法改正、中国商標法改正、著作権など、弁理士の業務に関連する内容を幅広く取り上げることができたのではないかと考えております。また、本会会員である複数の先生方に講師を引き受けていただくことができ、本年度の初めに決定した活動方針に沿うことができたものと思います。

企画した研修会は、いずれも、多くの方々に参加していただくことができ、特に、弁理士試験の合格年度の浅い非会員や未登録の方には、数多く研修会に参加していただくことができました。研修会を通じて、弁理士同友会を知っていただく機会になったものと思います。その一方で、本会会員の皆様の参加については、合格年度の浅い非会員や未登録の方々に比べると、あまり多いとはいえ、本会会員の皆様にも積極的に参加していただける研修の実施という点については課題が残りました。

6. 謝辞

最後になりましたが、松本担当副幹事長をはじめとする研修委員会の皆様、組織委員会、東海委員会及び北海道委員会の皆様、研修会の企画・運営にご協力いただきありがとうございました。おかげをもちまして、企画した研修会を滞りなく終えることができました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

以上

平成 26 年度弁理士同友会委員会報告

法規委員会活動報告

平成 26 年度法規委員会委員長

中村 信彦

1. 本年度委員会の構成（敬称略）

委員長：中村 信彦

担当副幹事長：中原 文彦

2. 本年度委員会の活動

法規委員会の職務権限は、「法規委員会は、弁理士関係法規及び弁理士同友会会則等に関する調査、研究、立案を行う。」です。

昨年度は、「新たな常任委員会を設置することに関し、検討の要請」があり、次年度継続審議となっておりましたが、本年度は、この件を含め審議・委嘱事項が出されていないこともあり、活動を行いませんでした。

なお、同友会内に新規に委員会を設置する、或いは、これまで活動をしていた委員会を廃止する、といった委員会の改廃については、会則、特に細則の変更を伴う大がかりなものとなります。従って、同友会の今後を見据えた議論が必要になるかと思われ、そのためにはなるべく多くの同友会会員からのご意見をいただいた上で進めなければならず、次年度以降の委員会活動に期待したいと思います。

以 上

平成26年度弁理士同友会委員会報告

組織委員会活動報告

平成26年度組織委員会委員長

大井 一郎

本年度の組織委員会の活動について下記の通りご報告させていただきます。

1. 組織委員会の構成

担当副幹事長：大橋 剛之

委員長：大井 一郎

委員：明坂 正博、飯野 智史、池本 和博、石井 理太、内田 高正、
円城寺 薫、奥富 圭一、落合 憲治、田辺 稜、中村 英子、
藤浪 一郎、細谷 道代、保屋野 光繁、茂木 康彦、山下 滋之、
渡部 仁

オブザーバー：茜ヶ久保 公二

2. 職務

組織委員会は、弁理士同友会組織の拡充および活性化を目的として、立案、審議し、実行する。

3. 諮問事項

- (1) 新規会員の入会勧誘とその組織化
- (2) 近年入会の若手会員同士の交流
- (3) 地方非会員に対する入会勧誘とその組織化
- (4) その他、組織の拡充および活性化施策の実行

4. 活動方針

4月に研修・組織・福利厚生合同委員会を開催し、組織委員会の本年度の活動方針について決定致しました。

例年にならい、下記の3つを活動方針の柱と致しました。

- 弁理士試験受験生を対象として、弁理士試験口述練習会等の各種行事を通じ、弁理士同友会の周知を図り、将来の会員獲得に繋げること。
- 若手会員及び近年の合格者を対象とし、各種行事を通じて、新規会員の入会を勧誘し、組織化を図ること。
- これらの活動を通じ、近年入会の若手会員同士の交流を図り、組織を活性化し、拡充に努めるこ

と。

なお、本年度は、50周年記念行事が開催されるため、定例のイベントを削減するとの執行部の方針により、組織委員会の予算規模が縮小し、若手向け納涼会は開催しないこととなりました。また、昨年度までは、組織委員会主催の若手向け研修会と研修委員会主催の研修会とが並行して行われておりましたが、本年度からは、効率化の観点から、研修委員会主催の研修会への一本化が図られ、組織委員会主催の若手向け研修会は廃止されることとなりました。

一方、2月の総会では、組織基盤整備の具体策の策定と実行をテーマに、組織強化の具体策として次の3つの事項を企画・実行するとの方針が執行部より打ち出されました。

① 新規会員の増加

昨年同様に実務系の研修会・若手等の懇親会を通じた新会員の勧誘を積極的に行う。

② 若手育成

副会長経験者及び若手からなる「役員連絡会」を通じて、当会選出の弁理士会役員、当会相談役・顧問と、若手会員の交流を深め、若手育成を実施する。また実務活動が多い委員会で部会を導入して、新人が委員会活動しやすく、また責任を持って活動できる委員会活動の検討・実施を行う。

③ 若手・ベテランとの交流

研修会・懇親会などの機会に、当会のベテラン会員と若手会員が交流できるイベント・企画を心がける。

このうち、①に関しては、本年度は、研修会が研修委員会主催の研修会に一本化されたため、研修委員会主催の研修会の情報を近年の合格者に配信して近年の合格者を集め、研修委員会主催の研修会の後に組織委員会主催で懇親会を開催し、懇親会の場で勧誘活動を行うことで実行致しました。

②に関してですが、副会長経験者及び若手からなる「役員連絡会」なるものは立ち上がりませんでした。また、部会に関してですが、口述練習会の問題解答チェックは、3つのグループ（部会）に分けて行いましたが、50周年記念行事が開催された関係上、本年度は組織委員会での行事が多くなかったこともあり、部会制は、組織委員会の行事全般では採用することが出来ませんでした。

③に関してですが、本年度は、50周年記念行事が開催されたため、予算の都合上、若手向け納涼会は開催されず、新規イベントの立ち上げも出来ませんでしたので、組織委員会としては、ベテラン会員と若手会員とが交流できるイベント・企画を開催することは出来ませんでした。しかし、50周年記念行事や福利厚生委員会主催の行事等で多くのベテラン会員・若手会員が集まったため、ベテラン会員と若手会員とが交流を図ること自体は出来たのではないかと思います。

5. 活動報告

(1) 長期型口述練習会（全12回）

[日 程] 平成26年3月12日（水）～8月13日（水）（隔週水曜）

[場 所] 練習会：弁理士会館地下・2階・3階会議室、商工会館6階・7階会議室

[参加者] 練習会：講師各回5～7名、受験生各回10～20名

長期型口述練習会は、主に口述落ちの受験生を対象として、3月から8月までの約半年間、隔週水曜日に全12回行いました。各回4人の講師から4パターンの問題を出題する形式で、受験生に対し実践的な口述試験の練習を行いました。この長期型口述練習会に参加された受験生は本試験でも高い合格率

を誇ったため、参加された受験生からは大変感謝されました。

なお、本年度は、研修フェスティバル等で弁理士会館の全会議室が終日埋まってしまい、弁理士会館の会議室の予約がとれない日もありましたが、商工会館の会議室も使いながら、当初の予定どおり全12回開催することが出来ました。



(2) 短期型口述練習会（全5回）

[日 程] 平成26年8月27日（水）～9月24日（水）（毎週水曜）

[場 所] 練習会：弁理士会館地下・2階・3階会議室、商工会館6階・7階会議室

[参加者] 練習会：講師各回14名、受験生各回40～50名

9月29日の弁理士試験論文合格発表前に、主に論文試験の合格発表待ちの受験生を対象として、8月末から9月末までの5週間、毎週水曜日に全5回の短期型口述練習会を行いました。この練習会では、受験生に対し各回3人の講師が3パターンの問題を出題する形式で、実践的な口述試験の練習を行いました。口述試験の難易度はまだ高く、受験生間では合格発表前からの対策が必須とされています。また、昨年度から回数を1回増やして全5回とし、第5回目は全法域を出題範囲としてより幅広く細やかな口述試験対策となるよう配慮しております。運営方法は昨年度と同様、受験生が各講師のブースを回る巡回方式と致しました。練習終了後には受験生を集め、各講師より講評が行われました。多数の講師が一言ずつ講評するので、所感が異なる場合もあるのですが、共通する必須の注意事項も多く、参加された受験生からは大変好評でした。

なお、最終回の9月24日（水）には、受験生の1人が癲癇（てんかん）の発作で倒れ、救急車で病院に運ばれる事態となりましたが、講師及び受験生の皆様の臨機応変かつ迅速なご対応により大事には至りませんでした。この回は講評を行うのを取り止め、後日メールで講評を送信することと致しましたが、受験生の皆様も理解を示し、特に大きな混乱はありませんでした。ご協力頂いた講師及び受験生の皆様、ありがとうございました。



(3) 登録祝賀会

[日 程] 平成26年5月14日(水)

[場 所] 講演会：霞が関ビル35階「東海大学校友会館」(三保の間)

祝賀会：霞が関ビル35階「東海大学校友会館」(望星の間)

[参加者] 講演会：約60名(出欠を採っていないため概算)

祝賀会：計71名(会員32名、無会派若手4名、新規登録者35名)

本年度の登録祝賀会は、昨年度と同様、特別講演と祝賀パーティーとの2部構成として執り行いました。特別講演の講演者には志賀先生をお迎えし、「指名のかかる知財プロフェッショナルを目指しなさい」という講演タイトルで講演を行って頂きました。

なお、本年度の特別講演は、昨年度のように祝賀パーティーの中で行うのではなく、時間も会場も分けて、座って聞けるようにと配慮致しました。これにより、特別講演の開始時刻を早めなければならず集客を心配しておりましたが、約50脚用意した椅子は満席となり、特別講演は立ち見が出るほど大盛況でした。

祝賀パーティーでは、本年度は就職相談ブースを設けることと致しました。しかし、求人側でブースを出されたのが1事務所のみとなり、中途半端な就職相談ブースとなってしまいました。その結果、就職相談ブースに期待をしてきた求人側・求職者側双方から逆に不満が出てしまう結果となってしまいました。なお、祝賀パーティー自体は、同友会のパンフレットを配って同友会の紹介をしながら和やかに進み、多くの新規登録者との交流を図ることが出来ました。その結果、その場で新規会員を獲得することに成功致しました。



(4) 口述講習会

[日 程] 平成26年9月30日(火)

[場 所] 講習会：弁理士会館2階2-A B会議室

慰労会：中国料理「頤和園」溜池山王店

[参加者] 講習会：計59名(講師等8名、受験生：第1部23名・第2部28名)

慰労会：計6名(講師等6名)

弁理士試験論文試験の合格発表直後、合格者を対象とし、口述試験対策を講習会形式で行う、口述講習会を実施しました。本年度も例年通り、参加者の便宜を考慮し、時間帯をずらして第1部、第2部の2回開催する2部構成で行いました。本年度も、元受験機関講師の立場から、茜ヶ久保先生より口述試

験のマナーやルール、対策等についてレジュメを配ってお話し頂きました。また、合格者の立場からは、森田先生、河合先生より体験談をお話し頂きました。なお、伊賀先生にも飛び入りでご参加頂き、口述試験に役立つお話をして頂きました。

なお、本年度は論文合格者が少なかったためか、受験生の参加人数が少なく、第1部・第2部ともに大幅に定員割れとなってしまいました（定員各60名）。一方で、参加者が少人数であり細かな質問にも答えることが出来たため、参加された受験生からは、非常に役に立ったと大変好評でした。



(5) 口述練習会

[日 程] 平成26年10月15日（水）

[場 所] 練習会：弁理士会館3階3-A～F 合同会議室

慰労会：「ブラスリー銀座ライオン」霞ヶ関コモンゲート店

[参加者] 練習会：計108名（講師・受付・誘導55名、受験生53名）

慰労会：計 43名（講師・受付・誘導43名）

本年度の口述練習会も、例年通り、同友会若手会員及び同友会の各種行事に参加経験のある若手の先生を中心に講師をお願いして開催致しました。本年度は講師がなかなか集まらず、一時は口述練習会の開催自体が危ぶまれておりましたが、皆様にご協力頂いたお陰でなんとか開催することが出来ました。また、例年に比べ、運営もスムーズに行うことが出来ました。

しかし、論文合格者の数が減ったことに加え、春秋会の口述練習会と日程が被ってしまったことから、受験生の参加人数が、例年に比べ寂しい結果となってしまいました。ただ、参加された受験生からのアンケート結果を拝見した限りでは、（受験生の人数が少なかったため）何周もまわられて良かったという意見が非常に多く、受験生からの評判は例年に比べ非常に高いものとなりました。

例年他会派と被らない日程で開催しようと努力はしているのですが、口述試験直前期は弁理士会館会議室の3階全室の予約が困難であり、予約できる日が限られてしまうなどの会場側の問題も多く、毎年頭を悩ませる問題となっております。来年度はなんとか他会派と被らない日程で3階全室の会議室をpushしたいものです。



(6) 就職説明会

[日 程] 平成26年11月19日(水)

[場 所] 説明会：弁理士会館3階3-A～F 合同会議室

懇談会：「Sign kasumigaseki」

[参加者] 説明会：計54名（運営9名、求人側14事務所28名、求職者17名）

懇談会：計50名（運営9名、求人側14事務所24名、求職者17名）

例年と同じく、第1部は「講演形式での事務所・企業紹介」、第2部は「求職者がブースを巡回する形式での個別面談」とする2部構成で就職説明会を開催致しました。また、就職説明会の後は、会場を移して、立食で食事などを採りながら「フランクな形式で採用担当者と求職希望者との懇談」をして頂く就職懇談会を開催致しました。

本年度は、求人事務所側は例年並みの14事務所を集めることが出来ましたが、求職者側は、合格者の人数が大幅に減ってしまったことに加え、春秋会の合格祝賀会と日程が被ってしまったため、何度も色々な方法で告知致しましたが全く人数が集まりませんでした。結局例年の半分以下の人数しか求職者を集めることが出来ず、求人事務所側からのクレームも覚悟致しましたが、求人事務所側への事前説明が功を奏してか、求人事務所側も合格者が少ないために求職者が少ないことに理解を示してくださり、大きなクレームにはつながりませんでした。

なお、全体的に人数が少なかったためか、運営は例年よりもスムーズに行えたと思われれます。そして、求人事務所側からも求職者側からも、この就職説明会を通じて就職に至りましたとのご報告や、この就職説明会はとてもありがたいとの感謝のお言葉を頂くことができました。就職説明会を通じて同友会の会員が所属する事務所・企業に多くの求職者が就職することで、将来の会員増につながっていくのではないかと考えています。

(7) プチ合格祝賀会

[日 程] 平成26年12月17日(水)

[場 所] 祝賀会：グリルコンフィ&ワイン「Mr. GRILLMAN」

二次会：「ブラスリー銀座ライオン」霞ヶ関コモンゲート店

[参加者] 祝賀会：計28名（講師13名、合格者15名）

二次会：計 7名（講師 4名、合格者 3名）

例年と同様、本年度も、3月から9月までの約半年以上に渡り、主に口述落ちの受験生を対象に、長期型口述練習会（全12回）・短期型口述練習会（全5回）を行い、上記の口述練習会に参加して最終合格を果たした方を対象に、プチ合格祝賀会を執り行いました。プチ合格祝賀会は、同友会の宣伝もしながらアットホームな感じで行われました。

同友会員が長期に渡り受験指導をし、合格もお祝いすることによって、合格者の同友会に対する親しみが増し、将来の会員獲得につながるものと考えます。実際、同友会に入会を希望している合格者もいらっしゃいました。

なお、本年度は、昨年度利用したパスタフローラが閉店してしまっていたため、新たに別のお店を探しての開催となりました。しかし、忘年会シーズンに昨年度までと同程度の予算で祝賀会的なことを行えるお店は虎ノ門界限では皆無であり、お店探しは非常に困難を極めました。結局会費は昨年度よりは若干高くなってしまいましたが、Mr. GRILLMAN に決めざるを得ませんでした。ただ、お店の雰囲気は良く、プロジェクター&スクリーンもありましたので、来年度以降のプチ合格祝賀会やその他の映像を使った行事等にも使えるかもしれません。なお、会費が高くなったことから、複数の講師の方からご寄附を頂きました。ご寄附を頂いた講師の皆様ありがとうございました。



6. 謝辞

最後になりましたが、本年度の行事の運営に携わって頂いた組織委員の皆様、オブザーバーの茜ヶ久保先生、研修委員会及び福利厚生委員会の皆様、1年間色々ご協力頂きありがとうございました。お陰様で本年度は15名もの方にご入会頂くことが出来ました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員 寺坂 真貴子

はじめまして。新規入会者の寺坂真貴子です。

はじめに弁理士になったきっかけについて、次に同友会に入会したきっかけについて書かせていただきます。

弁理士になったのは、2006年です。社会人になってから2006年までは特許庁審査官をしておりました。(担当分野は有機化学と高分子でした)

連れ合いの転職と同時に名古屋に移住することになったため、弁理士の資格を取得できる状態で特許庁を辞職して引越しをしました。

そこで半年ほど準備期間をおいて10月、つまり、年度の半ばに登録をしました。そのため、弁理士試験や実務修習については全く知識がありません。(弁理士試験の模擬試験の監督者をやらないかとのお誘いに対しては、自分にもわかる範囲でならやらせていただこうとおもっています)

弁理士になってからはしばらく、化学分野の審査応答書類を作成する外注弁理士として仕事をしていました。また、化学分野の特許明細書の英日翻訳もしていました。

もちろん東海支部での無料弁理士相談の当番弁理士も受け持っていました。いろいろな委員会があるのに特段なににも参加していなかったため、自分も弁理士として、しかるべき負担を分担すべきではないかと心苦しくおもっていました。そうしているうちに2012年には子供も中学に入学したため余裕ができ、委員会というものに属してみようかと思ったころに、同期弁理士の先生の勧めで教育機関支援機構に入りました。そこで当時の機構長から、会派に所属していないのなら同友会に入るのはどうですかと進められて、同友会に所属してみようかと思うにいたったわけです。

今年度、わたしは教育機関支援機構の機構長をさせていただいており、機構員をはじめとするいろいろな方からご協力をいただいて教育機関の知財教育を手助けする仕事をしています。そこでようやく、会派というものがあったり、それぞれの受け持ち、それぞれのやり方で仕事をすすめている弁理士のさまざまな人格に触れているという感じがいたします。

まだまだ、同友会の行事にはぼつぼつとしか出席できておりませんが、こまめにお誘いを送信してくださる安彦様には感謝を感じています。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員 中里 卓夫



今年度新規入会にあたり、原稿掲載の機会を頂きまして誠にありがとうございます。私は、平成20年度に弁理士試験を合格し、平成24年度に同友会に入会させて頂きました中里卓夫と申します。

私は、大学院卒業後、空調機メーカーで3年間開発業務を行い、現在特許事務所で働いております。特許事務所に入所して約7年目に入ろうとしておりますが、今でもつくづくこの知的財産業務の奥の深さを痛感しております。私は、去年勤務先の特許事務所を変更した関係で、特許を中心とする業務から商標に関する業務にも携わるようになりました。特許業務に関しては徐々に内容を把握し始めたのですが、商標業務に関しては全く携わったことがなかったため、再度新人のように実務を学び直しております。同じ知的財産業務でありながら、特許と商標ではここまで業務が異なるのかと痛感すると同時に、この知的財産業務の奥深さに魅惑され、より一層頑張ろうと思っております。

ところで、私が同友会に入会した理由は2つあります。1つ目は、特許委員会や商標委員会に入会して活動をしたかったからです。独学の勉強では実務に関係する部分以外の意欲が湧かないため、諸先輩方から刺激を受けて、もっと特許実務や商標実務を幅広く勉強したいと思ったからです。2つ目は、多くの諸先輩方と懇親を深めたいと思ったからです。実は父も同友会を所属しておりまして、父の会務を通じた友人の方々を見ておりますと、本当に素晴らしい方々ばかりと感じたため、私もこのような方々と懇親を深めたいと思ったからです。

最後になりましたが、私の趣味はテニスですので、何かテニスの練習会などがありましたら、お声をお掛けして頂けると幸いです。

このような私ですが、同友会の諸先輩方には、今後ともご指導ご鞭撻を受け賜りますよう、宜しくお願い致します。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員 市野 要助

今年度新規入会しました、市野要助です。

はじめに、原稿掲載の機会を頂きまして誠に有難うございます。

使命条項が弁理士法に加えられた今年は、弁理士「士」業が、まさに“大和こころ”“朝陽ににおう山桜”のように清々しい記念すべき年になりました。

略歴

- ・1970年特許庁入庁、審査第3部運輸審査官補心得、
- ・1974年審査官昇任
- ・1982年科学技術庁原子力安全局 査察官、運営指導官
- ・1986年特許庁審判官
- ・弁理士会活動

1. 関東支部役員等：広報委員会担当、千葉委員会担当、防災委員会副委員長、防災委員会委員長3期
2. 本会委員等：知的財産支援センター運営委員、第一事業部副部長、副センター長、パテントコンテスト委員会委員長

*審査審判

1970年に特許庁入庁、機械系審査官。運輸、プラスチック成形、塗装ロボット、応用物理、原子力制御、精密分析機器、熱機器、事務機、パチンコ機器、繊維包装機械、容器等の審査審判、裁判事件に関与。 のべ、1万件以上の特許の査定、審決を行う。

5万件以上の対比案件を精読引用、50万件以上の参考案件を対比精査判読、1000万件以上の案件をサーチ判読。

審査官になって良かったこと：創業発明家と直に特許のお話ができただこと。本田宗一郎、松下幸之助、鬼塚喜八郎、外創業の発明家オーナー諸氏十数名。

審判部での高裁の審決不服裁判事件です。特許庁長官の指定代理人（筆頭が主任）案件となり自分が審決で主任判断した審決が査定不服裁判事件になると、高裁事件の主任代理指定人としてあたるのです。在任中に延べ20件ありましたが、全部勝訴できました。

*原子力安全局の査察官、国内施設査察業務の精密分析部門の運営指導官

1982年科学技術庁に出向。原子力安全局でIAEA査察官の日本国内の査察業務に対処、IAEA査察官の日本国内査察のスケジュールの承認、国内査察レポートのIAEAへの報告書の最終認証・サイン署名。日本国内の核物質処理施設の査察業務。棚卸査察業務の指揮。分析指導監督。ウィーンIAEA本部の国際会議（10カ国）に日本政府代表として出席しプレゼン等。

特許・知財の道に入って今年で45年余、人類の叡智を保護し、社会・経済の発展に寄与できるように、初心に帰って努力を続けていきたいと思ひます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員

森 有希

はじめまして。本年度入会の森 有希（もり ゆき）と申します。平成21年11月に弁理士試験に合格し、翌年4月に弁理士登録しました。

私は現在、岐阜市内の特許事務所で、主に意匠業務に従事しております。

最近では、外国出願の増加や、ハーグ協定への加盟など、意匠を取り巻く状況も大きく変化しており、時勢に乗り遅れぬよう日々精進している次第です。

さて、「岐阜」の事務所というと、不便な印象を持たれがちですが、名古屋からはJRの快速電車で17分程の距離で、意外と便利です（と自分では思っております）。

とはいえ、関東、関西方面には、新幹線で出張することになり、移動だけでも結構な時間を費やします。慣れないうちは、この移動時間を勿体なく感じることや、移動だけで疲れてしまうこともありました。しかし、最近では移動時間を快適に過ごすための工夫をするようにしています。

まず手始めに、昨冬、出張用に軽量なトローリーバッグを購入しました。

これが大変便利でして、最近では、たいして仕事の資料が多くないときでも使用しています。ペットボトルやお弁当に始まり、寒さ対策（夏でも冷房のきいた車内は結構寒いのです）のストールや、カーディガン、乾燥対策のマスクや、のど飴、車内で読みたい本や資料など、重さを気にせずに持ち運べるため、否応なく荷物が増加傾向となります。

まるでオフィスごと移動しているような有様ですが、なかなか快適で、今後はモバイル化も推進したいと思っています。

ただ一つ問題なのは、駅の階段の上り下りです。都市部の駅では、意外なほどエレベーターが普及しておらず、トローリーバッグを抱えての移動は骨が折れます。しかし、これも体力づくりだと思って、ポジティブに捉えていきたいと思っています。

…せっかく、このような貴重な機会を頂戴したにもかかわらず、取り留めのない内容となってしまいましたが、日常のささやかなことからマイナスをプラスに変えて、快適な環境を整え、よりよいアウトプットができたかと考えております。

もしお目にかかることがありましたら、移動時間の有意義な過ごし方や、特許庁まで効率的に辿り着けるルート等について、諸先生方のご意見も頂戴できれば大変嬉しく存じます。どうか今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

以 上

会員の広場

新規入会者より

会員 河合 利恵



平成25年度に試験合格、平成26年5月に入会させていただきました河合利恵と申します。

現在、横浜市内にある特許事務所に「拾われて」から4年が経過したところです。「拾われて」と申しますのは、実は、いくつかの事務所に応募してもなかなか採用に至らずにいたところを、現事務所に経理補助の派遣所員として2ヶ月の期限付きで通い始め、その後幸運にも技術担当の正所員として採用してもらったためです。自分がついている！と、毎日働けることがとてもうれしかったことを良く覚えています。

事務所では、主に外国案件（内外約8割、外内約2割）を担当しています。弁理士試験に合格したら国内案件の明細書を書かせてもらえるようになりたい、と願っておりましたが、仕事ができうれしかった量に比例して？、入所当初から担当する外国案件の中間業務が多く、明細書を書く機会をなかなか得られずにいます。担当した案件の結果に一喜一憂し、一人前の弁理士への道は、まだまだ遠く険しいと痛感する毎日です。

大学・大学院では化学（有機合成化学：ターゲットは核酸関連化合物）を専攻し、その後、理化学研究所に6年勤務しました。そこで在籍した研究室でベンチャー企業が立ち上がり、その業務に関して特許に触れたことが、弁理士を目指したきっかけです。

大学院では実験に明け暮れ、学部生時代の4年間は勉学・研究に取り組むとともに、（時にそれ以上に）体育会剣道部に週5日通いました。剣道と研究を通して得た種々の経験（ものの見方、考え方、人との接し方等）は、私の大きな財産であり、現在仕事をする上でも大いに役立っています。

同友会の先生方には、受験機関での受験指導（入門講座から口述試験対策までの全範囲）、口述練習会、合格祝賀会等を通して大変お世話になりました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。そして、私が先生方からしていただいたことの一部でも次の誰かにお返ししたり誰かの役に立てたら、また先生方から今後も様々な教を請えれば、と思い、弁理士同友会に入会させていただこう、と決めました。まだまだ未熟者ですが、今後ともご指導ご鞭撻の程をよろしくお願い申し上げます。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員 吉田 倫太郎

このたび、同友会に入会させて頂きました 吉田 倫太郎と申します。平成23年に弁理士試験合格し、平成24年に弁理士登録を行いました。

私は、大学時代に工業技術院 物質研（現在の産業技術総合研究所）に外部研究生として研究をお手伝いさせていただく機会がございまして、そのときに、ちょうど担当技官が研究成果について特許出願書類を作成している場面に遭遇しました。これが、私が初めて特許というものに触れたときでした。もちろん、このときは弁理士という職業も知らず、特許出願書類を作り上げるのは大変手間のかかることだなあと考えた程度のことでした。

大学卒業後、私は、商社に就職することになり、プラスチック製品の原料である合成樹脂をメーカーや加工メーカー等への販売する職務に携わっておりました。あるとき、プラスチック製部品とは全く関係のない部品に関して特許権侵害のおそれがあるという情報が入り込んできました。プラスチック製部品とは関係のない部品でしたが、完成品自体の生産等も一時的にストップし、その影響を受けて、私も合成樹脂を納入することができず、また回収のために、これから納入しようとするトラックの引き帰しの指示や在庫量の確認や調整などの経験をしたことがあります。このときに、初めて知的財産権は非常に大きな力をもっており、非常に重要なものだと認識し、弁理士になることを決意しました。なお、事件の結論は存じておりませんが、幸いにも、数日後には事態は収束し、通常業務を行うことができました。

現在、私は、平成24年1月に、パートナーと吉田・若林特許事務所を開設し、現在、代表弁理士をしております。弊所は、情報通信・電気・機構等を得意としています。発明者との面談により、発明の本質を捉えながら、発明の変形例やサポート記載等を補充して、特許出願書類を丁寧に作成することを心がけております。事務所経営に当たり、諸先輩の方々にアドバイスを頂きたいと思って、このたび同友会に入会させていただきました。

今後とも、何卒、宜しく願い申し上げます。

以 上

会員の広場

新規入会者より

会員 関 大祐



はじめまして。今年度、弁理士同友会に入会させて頂いた関大祐と申します。

この度は、新規入会にあたり、原稿執筆の機会を頂きましてありがとうございました。この場を借りて、簡単に自己紹介させて頂きたいと思います。

私は、日本大学法学部に入学後に、同大学の弁理士科研究室の説明会に参加したところ、「弁理士は、技術立国・日本の知恵を護る士（サムライ）である。」という担当教授の壮大な言葉に大変感銘を受け、弁理士を目指すことを決意しました。きっかけは単純なものでしたが、弁理士試験の勉強はとても面白く、また研究室の講師を務めておられました弁理士同友会会員の諸先輩方をはじめとする多くの方々のご支援のおかげで、無事に最終合格できました。

その後は、同研究室の先輩のお誘いを受けて、大学在学中に都内のベンチャー企業の知財部門でアルバイトを開始し、そこでは、光学装置関係の特許出願明細書の作成や中間処理、他社に対する警告などの知財関連業務を担当させて頂き、また、特許を活かした企業の経営戦略の考え方などにも触れることができました。

大学卒業後は、都内の特許事務所で勤務を開始し、現在に至ります。主な業務は、特許出願の明細書作成や中間処理ですが、その他にも、特許性に関する先行技術文献の調査や、特許権侵害調査、特許無効審判の代理、特許権侵害訴訟の代理、知的財産を対象としたデューディリジェンス、商標登録出願及び意匠登録出願などなど色々な業務を取り扱っております。

弁理士登録をしてからそろそろ5年が経つのですが、この度、弁理士同友会に入会させて頂いた大きな理由は“仲間づくり”です。業界の中でご活躍されている弁理士の先生方と交流させて頂くことで、その先生方の経験や知恵、さらには今後の弁理士としての在り方などを学び、将来は自分の事務所を開設して独立を目指したいと考えています。また、弁理士同友会では、大学の先輩方が精力的に明るく楽しくご活躍されている姿を拝見しておりましたので、以前より機会があればぜひ入会したいと考えておりました。

まだまだ若輩者ではございますが、弁理士として社会に貢献できるように日々研鑽を重ねていきたいと考えておりますので、諸先生方には末永くご指導頂ければ幸いです。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員 加太 章生

このたび弁理士同友会に入会させていただきました、加太章生と申します。

私は、中堅化学メーカーに勤務している企業内弁理士でございます。

平成17年に現在の会社に新卒入社し、最初は製品の研究開発に勤しみながらも、その職種を続けていくことにやや限界を感じていました。そのような折、入社5年目で知財部への異動を命じられました。

もともと理屈っぽい性格もあり、知財部の仕事に面白みを強く感じたため、この職業なら長く続けられるかもしれないと思い、プロフェッショナルを目指して弁理士試験にチャレンジしました。

結果、平成25年に最終合格することができ、今年（26年）弁理士登録いたしました。

弁理士試験では、平成24年に論文試験を突破したものの、まさかの口述試験敗退を喫し、1年間自主的な口述対策ゼミに参加して対策を行いました。この間、同友会の長期型口述練習会にも参加させていただき、これが同友会入会へのきっかけにもなりました。

私は企業内弁理士ですので、弁理士登録しても他の弁理士の方と積極的に関わったり、研修に参加してさらに専門性に磨きをかけたりしなければ、この資格を生かせないと思っております。そのような考えから、会派には少なくとも一つには所属しようと考えておりました。

上述のように同友会には口述練習会で非常にお世話になり、また、合格祝賀会で接した会員の皆様の暖かさに触れて、同友会への入会を決意いたしました。

会派では、やはり特許事務所所属の方が多数を占めておりますが、特許事務所内弁理士からの視点と、企業内弁理士からの視点の双方で見た上での弁理士業界の理想的な将来像を描けるように、皆様と意見交換や共同活動をさせていただきたいと思っております。

紙幅が余りましたので、私的な面も自己紹介させていただきますと、私は音楽（主に90年代以降の海外のポップミュージック）を聴くのが趣味で、最近はあまり時間もとれませんが、海外のアーティストが来日した際には、ライブを見に行ったりしています。また、Android OS 搭載の端末を買ったりいじったりするのも趣味です。

そのほか私生活では、弁理士試験も実務修習も終わったので、婚活と英語能力向上に燃える毎日です。

このような私ですが、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員 坂口 吉之助



この度、弁理士同友会に入会致しました、坂口吉之助と申します。
どうぞ宜しくお願い致します。

私は、理工系の大学を卒業後、通信機メーカーに就職し、営業職として5年程従事した後、現在勤務しております特許事務所へ転職をしました。弁理士試験には、平成22年に合格し、実務修習を経て、平成23年4月に弁理士登録をしました。

理工系の大学を卒業したにも関わらず、営業職に就いたのは、学生時代、室内に籠って研究に没頭するような生活に馴染めなかったからであり、社会に出たら、多くの人と接しながら働きたいと考えたためでした。しかし、特許事務所に転職してからは、新卒就職時に避けたはずの室内に籠る生活に戻ってしまいました。もっとも、弁理士という職業は、クライアントの開発成果や要望を伺い、それを知的財産として構築し、事業に最大限活かして頂けるよう提案や助言をすることが本来の業務であると思います。そう考えますと、弁理士という職業は、自分が求めている「人との交流」を最も大切にすべき職業であると感じております。

ところで、私が勤めております特許事務所は、スタッフが数名の小規模な事務所であるため、特許出願の代理業務の他、意匠や商標、その他の相談業務や事務的なことに至るまで幅広く担当しなくてはなりません。

また、私が勤める特許事務所には、蓄積された知的財産に関するノウハウが多くあることから、基本的には、これらのノウハウに倣って業務を行うことができますが、今までのやり方が、客観的にみて最適なのだろうか、もっと良いやり方や新しいやり方があるのではないかと、といった疑問や不安を常々感じております。

このように、幅広い知識が必要な立場でありながら、小規模事務所という閉鎖的な環境にあっては、お客様に最適なサービスを提供していくために、大変不安があります。これらの不安を払拭していくには、経験豊富な弁理士の先輩方や、同様の立場の先生方、その他知財業界に関わる方々との幅広い交流が必要であると考えます。

そこで、弁理士同友会の活動を通じ、経験豊富な先生方から元気でフレッシュな先生方まで、多くの先生方と幅広く交流させて頂き、弁理士として成長して行きたいと思っております。何卒、ご指導頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

会員の広場

新規入会者より

会員 川崎 ひかり

1. 自己紹介

大学受験から100%文系です。

法学部出身ではありません。

大学（院）を卒業して現在に至るまで、特許事務所の経験は一度もナシです。

そんな私は、マスコミ業界の法務部門に所属する企業弁理士です。

知財と法務の区別がない環境で、契約書を作ったり、ポスターやCMの絵コンテにダメ出ししたり、「このチョコ買ったときのおまけはXX円まで」と答えたり、ときには取引先とのトラブルの火消をしたり、CMに起用したあのタレントがこんな事をした、うちが作ったイラストを真似した／真似された等々、困った、困った、どうしよう、という現場からの相談に対応するよろず相談所の一員のような仕事をしています。

あ、もちろん、IPDLは何かしらあってほぼ毎日叩いています！

2. なぜ弁理士になったか？

某公共放送のTVドキュメンタリー「プロジェクトX」の影響です。

日本人の技術と文化に惚れて、添い遂げようと心に決めました。

<風の中のスバル〜♪>からはじまる『地上の星』（作詞・作曲：中島みゆき）は、マイ・ベストソングです。

3. 同友会への入会理由

「人」と「イベント」、この二言に尽きます。

- ・長年大変お世話になっているTB所長
- ・伊勢旅行の会食翌日になぜか拝命した「宴会部長」の名付け親のKK先生
- ・どことなくオラフ（雪だるま）を感じる笑顔が素敵なOH先生
- ・フルマラソンをリレーで繋いだピンクの似合うエンペラズの先生方
- ・そして、公私にわたるお付き合いに感謝で頭が上がらない同い年のTBK先生

これほど素晴らしい先生方がいる会派に入らない理由がないと思いました。

4. これからのこと

弁理士になったからこそ出会えた先生方とのご縁を大切に、10年先・20年先を見据えて一歩一歩、たまにはウサギ、最後はカメの気持ちで参ります！

どうぞよろしく願いいたします。

以上

【平成26年度弁理士同友会会務活動報告】

平成26年弁理士同友会総務担当副幹事長 安彦 元

2014年

1月 7日 三役引継会

1月 9日 日本弁理士会賀詞交歓会（東海大学校友会館）

1月10日 日弁新年会

同友会出席者

古谷 史旺 日本弁理士会会長

石川 憲 日本弁理士会副会長

吉村 俊一 日本弁理士会次期副会長

粕川 敏夫 幹事長

小川 眞一 相談役

1月29日 第1回正副幹事長会

2月 6日 八派幹事長会（日本橋 稲田屋）

同友会出席者

吉村 俊一 日本弁理士会次期副会長

粕川 敏夫 幹事長

徳増 あゆみ 副幹事長

2月21日 第1回幹事会・定時総会及び懇親会（商工会館会議室、御旦孤 虎ノ門店）

2月25日 弁理士連合クラブ第1回幹事会・第1回定時総会及び古谷会長を励ます会
（弁理士会館、霞山会館松雪の間）

3月 5日 第2回正副幹事長会

3月14日 東海協議会慰労激励会（ホテルキャッスルプラザ）

弁理士同友会東海委員会（同ホテル）

西日本慰労激励会（リッツカールトン大阪）

同友会出席者

古谷 史旺 日本弁理士会会長

石川 憲 日本弁理士会副会長

吉村 俊一 日本弁理士会次期副会長

粕川 敏夫 幹事長

小川 眞一 相談役

丸山 英一 相談役

安彦 元 副幹事長

徳増 あゆみ 副幹事長

- 3月12日 第1回長期型口述練習会（弁理士会館2階会議室）
- 3月13日 弁理士政治連盟との懇談会（弁理士会館会議室）
- 3月20日 第1回研修会（弁理士会館 3階3-A B会議室）
 講師 町田 正史 先生（本会会員・弁理士）
 テーマ 『技術標準と知的財産』
- 3月26日 第2回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）
- 3月27日 第2回研修会（弁理士会館 3階3-C～F会議室）
 講師 高林 龍 先生（早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授）
 テーマ 『クレーム解釈論，均等論の近時の展開』
- 4月 7日 弁理士同友会50周年記念事業実行委員会（いずもや別館）
- 4月09日 第3回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）
- 4月10日 第3回正副幹事長会
- 4月15日 第1回研修・組織・福利厚生合同委員会（商工会館7階会議室）
- 4月23日 第4回長期型口述練習会（弁理士会館3階会議室）
- 5月 7日 第5回長期型口述練習会（弁理士会館2階会議室）
- 5月 8日 第4回正副幹事長会
- 5月14日 新規登録祝賀会（東海大学校友会館「三保の間」「望星の間」）
 出席者計71名（会員32名、無会派若手4名、新規登録者35名）
- 5月21日 第6回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）
- 6月 3日 第3回研修会（弁理士会館 地下1階A B合同会議室）
 講師 吉田 哲 先生（本会会員・弁理士）
 テーマ 『作用的クレームの日米相違、出願及び権利行使の段階での問題点とその対策』
- 6月 4日 第7回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）
- 6月 7日～8日 旅行会・納涼会（東京湾クルージング、東京ディズニーリゾート）
- 6月12日 第5回正副幹事長会
- 6月18日 第8回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）
- 6月21日～22日 西日本弁理士クラブ旅行会（下呂温泉 「水明館」）
- 同友会出席者
- | | |
|--------|-----------|
| 古谷 史旺 | 日本弁理士会会長 |
| 吉村 俊一 | 日本弁理士会副会長 |
| 粕川 敏夫 | 幹事長 |
| 石川 憲 | 相談役 |
| 小川 眞一 | 相談役 |
| 徳増 あゆみ | 副幹事長 |
- 7月 2日 第9回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）

7月 5日～6日 日本弁理士クラブ旅行会（登別温泉）

同友会出席者

古谷 史旺 日本弁理士会会長
 吉村 俊一 日本弁理士会副会長
 粕川 敏夫 幹事長
 丸山 英一 相談役
 安彦 元 副幹事長

7月10日 第6回正副幹事長会

7月11日 第4回研修会（弁理士会館 地下1階AB合同会議室および東海支部）

講師 張 立岩(Zhang Liyan)先生

(中科専利商標代理有限公司 総経理、日本事務所代表)

テーマ 『中国商標法第3次改正の概要と実務上の留意点』

※東京会場での講義を東海会場でテレビ会議システムを通じて配信

7月16日 第10回長期型口述練習会（弁理士会館3階会議室）

7月16日 福利・組織・広報・50周年合同委員会（龍口酒家 本店）

7月24日 第2回幹事会・第1回臨時総会（弁理士会館）

7月30日 第11回長期型口述練習会（商工会館7階会議室）

8月13日 第12回長期型口述練習会（弁理士会館3階会議室）

8月19日 第7回正副幹事長会

8月27日 第1回短期型口述練習会（弁理士会館地下・2階会議室）

9月 2日 第3回幹事会・第2回臨時総会及び弁理士同友会50周年記念事業実行委員会
 （弁理士会館）

9月 3日 弁理士連合クラブ第2回幹事会・定時総会（弁理士会館）

9月 3日 第2回短期型口述練習会（弁理士会館地下・2階会議室）

9月 6日～7日 弁理士連合クラブ旅行会（三谷温泉 ひがきホテル）

9月10日 第3回短期型口述練習会（弁理士会館2階会議室・商工会館6階会議室）

9月11日 第8回正副幹事長会

9月17日 第4回短期型口述練習会（弁理士会館3階会議室）

9月24日 第5回短期型口述練習会（商工会館6階・7階会議室）

9月30日 口述試験対策講習会（弁理士会館2階会議室）

10月 6日 弁理士同友会50周年記念事業実行委員会（菊池国際特許事務所）

10月 8日 口述練習会（名古屋商工会議所 8階 日本弁理士会東海支部室）

10月 9日 第9回正副幹事長会

10月11日 北海道委員会

北海道研修会（TKP札幌カンファレンスセンター カンファレンスルーム）

講師 吉田 芳春 先生（本会会員・弁理士）

テーマ 『アップル vs サムスン訴訟から学ぶ』

10月15日 口述試験練習会（弁理士会館3階会議室）

- 10月16日 弁理士同友会50周年記念事業実行委員会（ホテルオークラ）
 10月27日 弁理士同友会50周年記念事業実行委員会（弁理士会館）
 11月4日 弁理士同友会50周年記念式典・祝賀会（ホテルオークラ）
 11月14日 第10回正副幹事長会
 11月19日 就職説明会（弁理士会館3階会議室・Sign kasumigaseki）
 11月20日 弁理士連合クラブ第1回臨時総会・第3回幹事会
 （銀座キレイが丘別館7階 Y会議室）
 11月20日 弁理士連合クラブ当選祝賀会
 （コートヤード・マリオット銀座東武ホテル2階「芙蓉の間」）
 11月21日 東海委員会 忘年会、合格祝賀会および就職相談会
 （名古屋観光ホテル 18階 鈴鹿の間）
 11月26日 日本弁理士クラブ当選祝賀会（東海大学校友会館）

同友会出席者

古谷 史旺 日本弁理士会会長
 吉村 俊一 日本弁理士会副会長
 粕川 敏夫 幹事長
 安彦 元 副幹事長
 徳増あゆみ 副幹事長

- 11月26日 第5回研修会（弁理士会館 2階 AB合同会議室）
 講師 上野 達弘 先生（早稲田大学教授）
 テーマ 『著作権法上の現代的課題と将来展望』
 12月3日 当選祝賀会・忘年会（霞山会館）
 12月10日 弁理士同友会50周年記念事業実行委員会（株式会社クリオ）
 12月11日 第11回正副幹事長会
 12月17日 プチ合格祝賀会（グリルコンフィ&ワイン Mr. GRILLMAN）

<入会者（順不同、敬称略）>

寺坂 真貴子	中里 卓夫	市野 要助	森 有希	河合 利恵
吉田 倫太郎	関 大祐	加太 章生	坂口 吉之助	川崎 ひかり
明坂 正博	庄司 薫	鈴木 聡子		

同友会通信

野球同好会 パイレーツ

キャプテン 小島 猛

去年の3位という輝かしい成績を受け、今年は優勝を目指して、今年もパテント杯野球大会に参加しました。

今年は、我がチームが大会の実行委員を仰せつかり、抽選会やその他大会の運営をお手伝いさせていただき関係で、初めて抽選会に参加、見事(?) 1回戦はなしで、敗者復活戦(負けてないですが...)からの登場というクジを引き当てました。

さて、その初戦の敗者復活戦(負けてないですが!)、下記のようなスコアでした。

敗者復活戦結果

調整課	0	0	0	0	2			2
パイレーツ	5	3	2	0	×			10

初回から順調に得点を重ね、10-2で快勝、優勝に向けて良いスタートを切りました。



さて、続いては2回戦です。と思いきや、組み合わせの関係で、2回戦は無し。お盆休みもあって、3週間後の3回戦に登場です。

3回戦試合結果

パイレーツ	2	16	3					21
ケミックス	5	0	0					5

1回の表に2点を先制したものの、その裏に5点入れられて逆転されました。しかし、それで目が覚めたのか、2回の表になんと一挙16点を入れて再逆転、終わってみれば圧勝でした。



さてさて、次は準々決勝です。相手は、昨年度優勝チームの三好ポイントーズです。昨年も対戦して敗れており、今年はそのリベンジに燃えていました。

準々決勝結果

三好ポイントーズ	3	0	1	3	0			7
パイレーツ	6	0	0	0	0			6

1回の表に3点を先制されるものの、その裏にすぐさま6点を取って逆転、しかしその後追加点を奪えず、逆に徐々に相手に得点され、最後は惜しくも1点差で敗れました。ほんとに、あと一歩でした。こうして原稿を書いていると、悔しさがこみ上げてきます。

結局、大会は我々が敗れた三好ポイントーズが優勝するという結果で幕を閉じました。来年こそは、我々が優勝したいです！

とはいえ、若手と中年が混ざったこのチームで、野球を楽しむことも忘れずにいたいと思います。エラーしても、打てなくても、思い切ってプレイして楽しみたいです。



以上

同友会通信

テニス同好会活動報告

会長 神崎 正浩

今年は優勝です！！

昭和の森テニスセンターで行われた弁理士協同組合の主催するテニス大会で、弁理士同友会チームは、なんと優勝しました。実に11年ぶりの快挙です。

この大会は、ダブルス2チームの対戦となります。準決勝、決勝は、いずれも一勝一敗でしたが、とったゲーム数が、相手チームよりわずか1ゲームだけ多かったことから、勝利につながりました。何事もあきらめずに、全力を尽くすことの大切さを実感した一日でした。

表彰式の会場は、ビュッフェスタイルの素敵なレストランです。デザートやフルーツも種類が豊富で、特に女性の参加者に好評でした。ビールを飲むと、とても賑やかになり、他のチームの先生方とテニス談義が始まります。今年は、当方の奥様（神崎裕子）が全勝で、大会のMVPに選ばれました。本人も大変に喜んでおり、良かったです。来年も、連覇を目指して頑張ります。

以上



同友会通信

ゴルフ同好会「桜友会」

弁理士同友会顧問相談役 **長内 行雄**

桜友会会員の長内と申します。本年度の桜友会の活動をご報告いたします。

本年度は3回（第112回～第114回）開催し、そのうちの第113回の大会は、平成26年度弁理士同友会旅行会のレクリエーションの一つとして開催いたしました。全3回の参加者の成績は以下のとおりです。

第112回 桜友会ゴルフコンペ

開催日；平成26年3月29日（土）

開催地；高根カントリー倶楽部

順位	氏名	OUT	IN	グロス	HDCP	ネット
優勝	古谷 史旺	45	46	91	30.0	61.0
準優勝	中村 盛夫	54	48	102	34.0	68.0
3位	田中 雅雄	45	52	97	28.0	69.0
4位	丸山 英一	45	45	90	18.0	72.0
5位	吉村 俊一	46	47	93	18.0	75.0
6位	松下 満	50	53	103	27.0	76.0
7位	石川 憲	55	54	109	32.0	77.0
8位	長内 行雄	55	55	110	33.0	77.0
9位	小島 高城郎	51	45	96	12.0	84.0
10位	仲村 圭代	68	69	137	40.0	97.0
11位	徳増 あゆみ	64	76	140	40.0	100.0

第113回 桜友会ゴルフコンペ

開催日；平成26年6月8日（日）

開催地；八千代カントリークラブ

順位	氏名	OUT	IN	グロス	HDCP	ネット
優勝	井澤 幹	43	42	85	18.0	67.0
準優勝	中村 盛夫	49	50	99	24.0	75.0
3位	竹内 裕	50	44	94	18.0	76.0
4位	吉村 俊一	47	47	94	18.0	76.0
5位	松下 満	46	59	105	27.0	78.0
6位	丸山 英一	46	50	96	18.0	78.0
7位	石川 憲	59	56	115	32.0	83.0
8位	徳増 あゆみ	62	68	130	40.0	90.0
9位	仲村 圭代	66	67	133	40.0	93.0

第114回 桜友会ゴルフコンペ

開催日；平成26年12月7日（日）

開催地；鴻巣カントリークラブ

順位	氏名	OUT	IN	グロス	HDCP	ネット
優勝	吉村 俊一	42	42	84	18.0	66.0
準優勝	松下 満	48	49	97	27.0	70.0
3位	丸山 英一	47	47	94	18.0	76.0
4位	青山 仁	58	55	113	36.0	77.0
5位	石川 憲	58	61	119	32.0	87.0
6位	徳増 あゆみ	70	57	127	40.0	87.0
7位	田辺 恵	65	65	130	40.0	90.0
8位	長内 行雄	71	61	132	33.0	99.0

《こんな会話あるかも》

A；Bさん、もう少し練習したら...

B；失礼な！きっちり練習やっていますよ！

A；「132」はないでしょう。

B；...不覚！

A；ハンデ40の女性会員より打ってるよ。

B；...ヤバ！

以上

同友会通信

女子ゴルフ部「Cheers☆ゴルフ部6年目の活動報告」

部長 徳増 あゆみ

Cheers☆ゴルフ部も創部から6年目を迎えました。今年は Cheers☆所属の三人が結婚式を挙げるという大変にめでたい年でした。ご紹介させていただきますと、4月5日に大橋剛之さん、5月31日に古川友美さん、12月20日に小野友彰さんが、それぞれ挙式されました。そんなお祝い続きの中、Cheers☆は堅調に活動を重ね、夏は明治神宮外苑ゴルフ場での練習会、秋はゴルフ合宿、冬は忘年会と、なんとか例年の活動ラインを守った形です。

今年は、青山先生が Cheers☆に初めて参加してくれました。また非会員でしたがオブザーバーとして昨年から参加されていた鈴木聡子さんが同友会に新規入会され、晴れて Cheers☆の正式部員になりました。

一方、Cheers☆マネージャーにしてオリジナルメンバーの一人である岩田さんが今年、完全復活を遂げ、年内の活動をコンプリートしました。忙しくて参加できなかった皆様、来年以降の復活を心よりお待ちしております☆

では、各行事の詳細を以下のとおりご報告いたします（以下、参加者欄は敬称略）。

8/21（木）弁理士同友会女子ゴルフ部 Cheers☆と弁理士クラブ中堅会とのコラボでゴルフ練習会
場 所：明治神宮外苑ゴルフ場

参加者：同友会員4名（井澤、岩田、駒場、徳増）＋オブザーバー1名（鈴木）
＋弁理士クラブ中堅会関係者5名

岩田マネージャーが窓口になり他会派ゴルフ部とのコラボレーションが実現しました。Cheers☆からは上述の5名が参加し、総勢10名が集結。岩田さん持参の暑さ対策グッズのお陰で暑い中でも快適にプレーでき、井澤コーチにコツを教えてもらいながら終始和やかなムードで進行しました。弁理士クラブに所属する同世代弁理士とも交流が図れる大変ユニークな企画となりました。

小耳に挟んだところでは他会派の間で「同友ガールズ」若しくは「同友女子」なる言葉が流布していて、コラボレーションを希望する団体が後を絶たないとか…。今後こういう企画が増えるかもしれませんね。

10/4（土）、5（日）合宿

場 所：那須カントリークラブ

参加者：同友会員6名（岩田、田辺、徳増、古川、青山、駒場）＋オブザーバー1名

二日で2ラウンドプレーしました。例年、二日目にコンペを開催するのですが、今回は大型台風接近により大雨の予想だったので、急遽一日目に新ペリア方式でコンペ開催しました。

栄えある優勝は Cheers☆初参加の青山先生 (OUT54 IN51)。古川さんは数ヶ月ぶりのゴルフとのことでしたが、堂々の三位入賞 (OUT54 IN51)！岩田さんはニアピンホールであわやホールインワン?!のナイスバーディーでした。とっても可愛いワンピースに身を包んだ田辺さんは安定のプレーを披露。つたない幹事の私を終始サポートしてくれてありがとう！駒場さんはレンタルしたゴルフセットとの相性に苦しんでいましたが、二日目PAR5でのドライバーショットは文句なしのナンバーワンでした！



12/9 (火) Cheers 忘年会 2014

場 所：フラット銀座ナイン店、

参加者：同友会員8名 (青山、岩田、大橋、駒場、鈴木、田辺、古川、徳増)

「シミュレーションゴルフしようよ！」という合宿の会話がもとになって開催しました。おつまみを前に乾杯した後、プレー開始です。場所は大橋さんの鶴の一声(?)で「川奈ホテルゴルフコース」に決定。

開始前はハンデ戦でシビアに争うはずでしたが、ダブルパーになると自動的にホールアウトしてしまうため、なかなかカップまで到達せず、スコアに差が出ない！という何ともぬるい展開になってしまいました。最後の最後で古川さん・岩田さんタッグがカップに入れてホールアウト！その瞬間、皆で大喝采！！田辺さんが用意してくれた賞品は二人に授与されました。その後、二次会に合流した鈴木さんが同友会に入会されました。





〈2014年参加者〉（五十音順、敬称略。）
青山仁、井澤幹、岩田克子、大橋剛之、駒場大視、
鈴木聡子、田辺恵、徳増あゆみ、古川友美 以上

以 上

同友会通信

ジョギング部「エンペランズ」

部長 大橋 剛之

1. 本年度の活動報告

本年度のジョギング部エンペランズの活動について下記の通りご報告申し上げます。

(1) 定例の活動

本年度も、昨年度までと同様、原則月1回金曜日の19時から皇居でランニングの練習会を開催致しました。雨やメンバーの都合が合わなかったこともあり、本年度の練習会は、12ヶ月のうちで全7回の開催となりました。1回の練習会における参加人数は平均して7～8名位でしたが、多いときは15名位集まりました。

活動内容も、昨年までと同様でした。簡単に説明すると、原則月1回金曜日の19時に永田町駅4番出口に集合し、参加者全員で永田町の「アディダスランベース」に移動して着替えを行います。そして、簡単な準備体操を行ってから皇居に向かい、全員で桜田門の広場までゆっくり走って行きます。そして、桜田門の広場でAチーム（2周10キロチーム）とBチーム（1周5キロチーム）とにグループ分けをしてチームごとに皇居を走りました。走り終わった後は「アディダスランベース」に戻り、シャワーを浴びて着替えを済ませ、半蔵門や赤坂見附のお店にて有志で打ち上げを行いました。なお、会派無所属の近年の合格者が参加されたときは、走りながら同友会への勧誘も行いました。

定例の活動は、以上のような感じでした。常連のメンバーにとってはマンネリの活動でしたが、初心者や初参加者にとっては皇居を走ること自体が憧れであり新鮮なものですので、あえてマンネリの活動をしています。また、同じような活動を行っていることで久しぶりに参加される方も安心して参加できるのではないかと考えています。



(2) チームTシャツ及び幟（のぼり）の作成

昨年度の同友会だよりにも書かせて頂きましたが、本年度は、エンペランズのメンバーでレースや駅伝などに挑戦したいなと考えておりましたところ、青山先生のご提案で「全国スイーツマラソン in 東京」（以下、「スイーツマラソン」という。）のリレーマラソンの部にエンペランズのメンバーで参加することがとんとん拍子に決まってしまいました。

レースに参加するからにはチームTシャツを作ろうということで（まずは形から（笑））、早速Tシャツの作成に着手致しました。最初にベースとなる色を決めました。多数決を採りましたところ、ベースとなる色はピンクに決まりました。

次にロゴです。普段エンペランズというチーム名はカタカナ表記しておりますが、チームTシャツではアルファベット表記にすることにしました。ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、エンペランズというチーム名は、普段皇居を走っていることにちなみ、皇居にいる天皇（エンペラー）と走る（ラン）とに由来しております。エンペラー（emperor）とラン（runs）とを単純に組み合わせると emperuns という綴りになりますが、識別力や公序良俗に配慮して（？）、エンペランズのアルファベット表記は、造語チックに「ENPERUNS」（mではなくn）とすることになりました（綴りミスという噂も…）。ついでにエンペランズのキャッチコピー（キャッチフレーズ）も決めてロゴに組み込みました。キャッチコピーは、井澤先生考案の「Do you run?」（「同友ラン」と読みます（笑））に決定致しました。

そして、最後にデザインです。Tシャツ前面は、ゼッケンをつけても邪魔にならないよう、上部にロゴを配するシンプルなデザインとしました。ロゴには、普段走っている皇居の木々をイメージした木のイラストを左右に配しました。Tシャツ背面は、普段走っている皇居のランニングコースマップのイラストとロゴとを大きく全面に配しました。その結果、チームTシャツは、ピンクのTシャツに白と緑を基調としたロゴやイラストがとても映え、素晴らしい出来栄えとなりました。

チームTシャツが素晴らしい出来栄えとなったため、調子に乗って、Tシャツのデザインを流用して、幟（のぼり）も作成してしまいました。幟（のぼり）は、沿道に立てる縦書きのもの、横断幕的にも使えるように横書きのものとの2種類作成致しました。Tシャツのデザインが全て横書きベースでしたので、縦書きの幟（のぼり）のロゴやイラストの配置で多少議論がありましたが、最終的にはじっくりくるデザインに仕上がったと思っています。

なお、チームTシャツ及び幟（のぼり）の作成には、松本先生に多大なご尽力を頂きました（ほぼ丸投げ？）。松本先生におかれましては、50周年記念行事の準備等でお忙しいところチームTシャツ及び幟（のぼり）の作成に多大なご尽力を頂き誠にありがとうございました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。





(3) スイーツマラソン参加

2014年11月16日(日)に、新品のチームTシャツと幟(のぼり)とをひっさげて、我らがエンペランズメンバーでスイーツマラソンのリレーマラソンの部に参加してきました。スイーツマラソンは、コースに給水所ならぬ給スイーツ所があり、水ではなくスイーツを補給しながら走るのが特徴です(笑)。会場は、お台場のシンボルプロムナード公園ランニングコースでした。リレーマラソンの部は、1周約2キロのコースを21周+ α して、合計42.195キロ(フルマラソンの距離)を襷(たすき)リレーして走ります。我らがエンペランズからは、下記の7名が参加しました。1周約2キロのコースですので、第1走から第7走までの7名が1周交代で計3回ずつ襷(たすき)リレーして走りました。

第1走(スターター)の青山先生は、さすがはフルマラソン2時間50分の記録を持つサブ3ランナーです。スタートの混乱の中、先頭集団の少し後ろの絶妙なポジションで、誰よりも颯爽とコースを走り抜けて行きました。

第2走の川崎先生は、元陸上部のプライドからか、速い青山先生の次に走るプレッシャーからか、かなりガチのマジ走りを見せてくれました。

第3走の田辺先生は、他の大会でのリレーマラソンの経験者であり、青山先生からの走りの指導も受け、どんどんペースを上げていきました。

第4走の私(大橋)は、仮装賞狙いでオラフの被り物を被って走りました(笑)。沿道からは大人気で子供の声援はものすごかったのですが、風の抵抗がもの凄く、視界も狭く(言い訳)、順位を大きく下げてしまいました(しかも仮装賞ならず…)

第5走の徳増先生は、懸命に走りながらもみんなのためを思って給スイーツ所から沢山のスイーツを持って帰って来てくれました。

第6走の古川先生は、給スイーツ所でスイーツもしっかり補給し、笑顔でみんなに新婚ホヤホヤの幸せを振りまきながらマイペースで走っていました。

第7走(アンカー)の笹野先生は、花形のアンカーでしたが、最終周回では、(私たちのチームが遅かったため)レースを先に終えた他チームの多くの人々が帰宅の途についてしまい、沿道の応援が少なく、寂しい1人旅での走りとなってしまいました。しかし、ゴール直前で私たちメンバー全員が合流し、全員で一緒にゴールすることができました。

最終結果は、下記のとおりです。

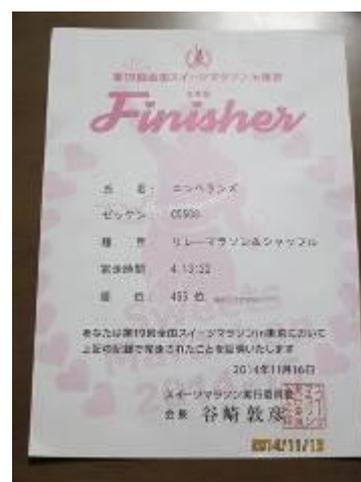
種目：リレーマラソン・シャッフルマラソン／42.195 km

記録：4時間13分22秒／制限時間4時間30分

順位：455位／完走588チーム中

スイーツマラソンへの参加は、記録や順位にはこだわらず、みんなで楽しく襷（たすき）をつなぐことが目的でしたので、大成功だったと思います。お天気にも恵まれ、初めてマラソン大会を経験するメンバーも楽しんでいました。ピンクのチームTシャツも青空に映え、幟（のぼり）もかなり目立っていて他チームからも褒められてしまいました。何よりチームの一体感が生まれたのが大きな収穫です。

参加された皆様お疲れ様でした。そしてありがとうございました。



2. 来年度の活動予定

マンネリとなってしまいますが、来年度も基本的には本年度と同様の活動をしたいと思っています。チームTシャツも出来ましたので、来年度はみんなでお揃いのチームTシャツを着て皇居を走れると思います。また、本年度は開催出来ませんでした。来年度は皇居以外での練習会も開催出来れば良いなと思っています。

3. 最後に

毎年の告知で大変恐縮ですが、ジョギング部エンペランズでは、現在参加者大募集中です。健康のため、痩せるため、運動不足解消に、ブームに乗って、チームTシャツが欲しいから（笑）、などなど動機は何でも結構です。年齢、性別、経験等、一切問いません。初心者、未経験者、お久しぶりの方大歓迎です。ウォーキングでも全く問題ありません。今ならチームTシャツも在庫がありますので（有料です）、是非この機会に一度活動に足を運んでみて下さい。ご連絡お待ちしております。

そして、毎度毎度個人的な話で申し訳ないのですが、私は残念ながら来年（2015年）の東京マラ

ソンは抽選に外れてしまいました。しかし、フルマラソンとして生まれ変わって初めて開催される横浜マラソンの抽選に、なんと当たってしまいましたので、来年は、私の地元横浜の街を走り抜けたと思います。もちろん新しくできたエンペランズのチームTシャツを着て走るつもりですので、2015年3月15日（日）、お時間の許す方は、皆様お誘い合わせの上、エンペランズの幟（のぼり）を持って、沿道で声援を送って頂けると幸いです。

また、残念ながら来年（2015年）の東京マラソンは抽選に外れてしまいましたが、是非再来年（2016年）はエンペランズのみんなでエンペランズのチームTシャツを着て東京マラソンに出たいなと思っています。夏になったら是非東京マラソンの抽選に申し込んでみて下さい。

4. 本年度の主な参加会員（敬称略、順不同）

大橋 剛之（部長）、笹野 拓馬（副部長）、青山 仁、大和田 昭彦、川崎 ひかり、駒場 大視、高下 雅弘、田辺 恵、徳増 あゆみ、中里 卓夫、古川 友美、松本 直子、山下 滋之

（本年度ののべ参加者数約50名）

以 上

平成26年度弁理士同友会役員等名簿

幹事長 粕川 敏夫

副幹事長 (10名)

総務 安彦 元

会計 徳増 あゆみ

三島 広規 人事委員会

茜ヶ久保 公二 日本弁理士会役員協議委員会

中原 文彦 政策委員会, 法規委員会

松本 直子 研修委員会

高下 雅弘 広報委員会, 北海道委員会, 50周年記念事業実行委員会

助廣 朱美 東海委員会, 北陸委員会

駒場 大視 福利厚生委員会

大橋 剛之 組織委員会

幹事 (138名)

愛智 宏 茜ヶ久保 公二 足立 勉 天野 泉 新井 全

飯田 昭夫 五十嵐 和壽 井澤 幹 井澤 洵 石川 憲

石渡 清太 磯野 道造 稲葉 民安 岩田 克子 岩田 享完

大賀 眞司 太田 雅苗子 太田 直矢 大津 洋夫 大塚 明博

大貫 和保 岡田 英彦 小川 眞一 長内 行雄 小野 友彰

恩田 博宣 金久保 勉 川崎 好昭 川津 義人 川俣 静子

神崎 正浩 菊池 新一 菊池 徹 木森 有平 熊谷 隆

黒川 弘朗 桑原 稔 小池 晃 越川 隆夫 小島 猛

小玉 秀男 小林 保 小林 正治 坂口 信昭 坂本 光雄

笹川 拓 佐々木 功 笹野 拓馬 佐藤 大輔 三林 大介

椎原 英一 塩田 伸 志賀 正武 柴田 淳一 清水 修

清水 敬一 下出 隆史 白崎 真二 神保 欣正 杉本 良夫

鈴木 利明 須田 孝一郎 関 昌充 関原 亜希子 高尾 裕之

高野 昌俊 高橋 章 高橋 早百合 竹内 裕 竹山 宏明

田代 和夫	田中 武文	田中 治幸	田中 秀喆	田中 雅雄
田辺 恵	田辺 敏郎	谷口 登	谷山 守	田村 榮一
且 武尚	恒川 圭志	積田 輝正	戸川 公二	戸村 隆
戸村 哲郎	内藤 哲寛	中里 浩一	永田 豊	中畑 孝
仲村 圭代	中村 武司	中村 直樹	中村 政美	中村 盛夫
中山 伸治	成瀬 重雄	新関 和郎	西 和哉	西浦 嗣晴
仁科 勝史	西野 茂美	野口 賢照	羽切 正治	服部 素明
萼 経夫	林 信之	原田 信市	廣江 武典	廣瀬 一
福田 鉄男	藤井 稔也	藤浪 一郎	古川 友美	古谷 史旺
本田 崇	松下 満	松田 克治	松田 忠秋	松原 等
松本 英俊	松本 謙	丸山 英一	宮坂 徹	茂木 康彦
本宮 照久	森 俊秀	八 鍬 昇	山木 義明	山崎 高明
山田 武史	山田 智重	山本 喜一	吉田 精孝	吉田 哲
吉村 俊一	米山 淑幸	若林 広志		

監 事 (2名)

中村 信彦 本田 淳

弁理士同友会顧問等

顧 問 (21名)

岩田 享完	大塚 明博	大貫 和保	岡田 英彦	黒川 弘朗
佐々木 功	清水 修	須田 孝一郎	高橋 章	竹内 守
田中 武文	積田 輝正	中里 浩一	中村 政美	中山 伸治
西野 茂美	仁科 勝史	野口 賢照	萼 経夫	松本 英俊
八 鍬 昇				

相談役（32名）

天野 泉	飯田 昭夫	五十嵐 和壽	井澤 幹	井澤 洵
石川 憲	磯野 道造	小川 眞一	長内 行雄	恩田 博宣
菊池 新一	小池 晃	小林 保	小林 正治	坂口 信昭
坂本 光雄	志賀 正武	高尾 裕之	竹内 裕	田中 秀喆
田中 雅雄	田辺 敏郎	戸村 隆	中畑 孝	原田 信市
古谷 史旺	本田 崇	丸山 英一	山本 彰司	吉田 精孝
吉田 芳春	山崎 高明			

弁理士同友会 50周年記念事業実行委員会（担当副幹事長：高下 雅弘）

委員長	井澤 幹			
副委員長	石川 憲			
委員	磯野 道造	伊賀 誠司	菊池 徹	丸山 英一
	山崎 高明	山田 武史	小島 猛	三島 広規
	森 俊秀	吉村 俊一	笹川 拓	中原 文彦
	安彦 元	古川 友美	小野 友彰	田辺 恵
	山本 喜一	仲村 圭代	岩田 克子	太田 雅苗子
	笹野 拓馬	藤浪 一郎	本田 淳	徳増 あゆみ
	大橋 剛之	佐藤 大輔	山下 幸彦	茂木 康彦
	飯野 智史	関 大祐	大井 一郎	助廣 朱美
	石井 理太	内田 高正	廣江 政典	松本 直子
	落合 憲治	高井 智之	細谷 道代	駒場 大視
	田辺 稜	澤田 優子	小出 泰成	山下 滋之
	河合 利恵	加太 章生		

常任委員会

（1）研修委員会（担当副幹事長：松本 直子）

委員長	笹野 拓馬			
委員	中村 信彦	山田 武史	田辺 恵	澤田 優子

（2）福利厚生委員会（担当副幹事長：駒場 大視）

委員長	岩田 克子			
委員	森 俊秀	小野 友彰	仲村 圭代	関原 亜希子
	大和田 昭彦	高井 智之		

- (3) 人事委員会 (担当副幹事長：三島 広規)
 委員長 中村 盛夫
 委員 長内 行雄 菊池 徹 中原 文彦
- (4) 法規委員会 (担当副幹事長：中原 文彦)
 委員長 中村 信彦
 委員 (平成26年度立ち上げていないため、委員なし)
- (5) 日本弁理士会役員協議委員会 (担当副幹事長：茜ヶ久保 公二)
 委員長 藤浪 一郎
 委員 田辺 恵 須田 守一
- (6) 広報委員会 (担当副幹事長：高下 雅弘)
 委員長 笹川 拓
 委員 大和田 昭彦 古川 友美
- (7) 組織委員会 (担当副幹事長：大橋 剛之)
 委員長 大井 一郎
 委員 飯野 智史 池本 和博 石井 理太 内田 高正
 円城寺 薫 奥富 圭一 落合 憲治 田辺 稜
 中村 英子 藤浪 一郎 細谷 道代 保屋野 光繁
 茂木 康彦 山下 滋之 渡部 仁
- (8) 政策委員会 (担当副幹事長：中原 文彦)
 委員長 伊賀 誠司
 委員 竹内 裕 仁科 勝史 吉田 芳春 長内 行雄
 丸山 英一 山崎 高明 石川 憲 山田 武史
 笹川 拓 恒川 圭志 笹野 拓馬 大和田 昭彦
 井澤 幹 茂木 康彦
- (9) 東海委員会 (担当副幹事長：助廣 朱美)
 委員長 廣江 政典
 副委員長 坂岡 範穂 江間 路子
 委員 岡田 英彦 恩田 博宣 飯田 昭夫 綿貫 達雄
 足立 勉 内藤 哲寛 廣江 武典 福田 鉄男
 小玉 秀男 後藤 昌弘 稲葉 民安 越川 隆夫
 松原 等 金久保 勉 竹中 弘 柴田 淳一

中村 武司	服部 素明	三林 大介	小林 徳夫
恒川 圭志	高荒 新一	武川 隆宣	山本 喜一
太田 直矢	北川 泰隆	早川 雅也	寺坂 真貴子
佐藤 大輔	藤田 隆訓	小早川 俊一郎	加藤 圭一
田林 大介	長谷 久生	森岡 智昭	加藤 浩一
佐久間 卓見	渡邊 豊之	橋本 哲	犬飼 康天
西東 貴士	藤原 純		

(10) 北陸委員会 (担当副幹事長：助廣 朱美)

委員長 川崎 好昭

副委員長 木森 有平

委員 戸川 公二 松田 忠秋 大谷 嘉一 北川 泰隆

(11) 北海道委員会 (担当副幹事長：高下 雅弘)

委員長 古田 和義

委員 中村 直樹 伊藤 隆夫 岩城 全紀 杉山 誠二

石埜 正穂 武部 悟 吉田 一男

平成26年度日本弁理士会役員等

1. 日本弁理士会役員

会長 古谷 史旺
副会長 吉村 俊一
監事 田辺 敏郎
執行理事 小川 眞一
常議員 (2年目) 茜ヶ久保 公二 本田 淳
(1年目) 小川 眞一 田辺 恵
会長室長 山崎 高明

2. 日本弁理士会委員会委員

(1) 福利厚生委員会

委員長 山崎 高明

(2) 防災会議

委員 (2年目) 藤浪 一郎

(3) 例規委員会

委員長 石川 憲
委員 坂口 信昭

(4) 総合政策企画運営委員会

委員 青山 仁

(5) 地域企画調整委員会

委員 木森 有平

(6) 弁理士推薦委員会

委員 粕川 敏夫

(7) 財務委員会

委員長 高尾 裕之
委員 山田 裕輔

(8) 弁理士法改正委員会

委員 伊賀 誠司 菊池 徹

(9) 特許委員会

委員 岩城 全紀

(10) 意匠委員会

委員 高村 隆司 仁科 勝史 河野 隆一 仲村 圭代 岩城 全紀
森 有希

(11) 商標委員会

委員 小出 泰誠 高村 隆司 林 實 金丸 清隆 恒川 圭志
本宮 照久

(12) バイオ・ライフサイエンス委員会

委員 石埜 正穂 金丸 清隆

(13) 著作権委員会

委員 清水 敬一 吉村 公一 木森 有平 湯口 文丸 松本 直子

(14) 貿易円滑化対策委員会

委員 川越 雄一郎 廣江 武典

(15) 不正競争防止法委員会

委員 吉村 公一 廣江 武典

(16) 業務対策委員会

委員 山下 幸彦

(17) 特許制度運用協議委員会

副委員長 中原 文彦
委員 坂口 信昭 中村 英子

(18) ADR推進委員会

委員 浜田 治雄

(19) 技術標準委員会

委員 町田 正史

(20) 情報企画委員会

副委員長 岩田 克子

(21) 知財経営コンサルティング委員会

委員 小寺 正史 大津 洋夫 山田 裕輔 三木 雅夫 保屋野 光繁

(22) パテントコンテスト委員会

副委員長 飯田 昭夫

委員 大坪 勤

(23) 農林水産知財対応委員会

委員 吉田 淳 大津 洋夫 本宮 照久 神崎 正浩

(24) 知財訴訟委員会

委員 浜田 治雄

(25) 企業弁理士知財委員会

委員長 渡邊 豊之

委員 奥富 圭一 森岡 智昭

(26) 役員制度改革委員会

委員 井澤 幹

(27) 組織改革特別委員会

委員 粕川 敏夫

(28) 会員規律に関する特別委員会

委員長 丸山 英一

(29) 選挙管理委員会

副委員長 中村 盛夫

委員 清水 修 本田 崇 山木 義明

(30) 綱紀委員会

委員 萼 経夫 五十嵐 和壽 磯野 道造

(31) 審査委員会

主査 田村 榮一

委員 天野 泉 中村 政美

予備委員 仁科 勝史 大塚 明博

(32) 紛議調停委員会

副委員長 山本 彰司

委員 杉山 一夫

(33) コンプライアンス委員会

委員 坂本 光雄 内藤 哲寛

(34) 継続研修履修状況管理委員会

委員 田中 雅雄 西野 茂美

3. 日本弁理士会研修所

所員(2年目) 中村 信彦 山田 武史 越場 洋 丸山 英一

所員(1年目) 本田 文乃 松本 直子 保屋野 光繁

4. 日本弁理士会中央知的財産研究所

副所長 田村 榮一

5. 日本弁理士会知的財産支援センター

副センター長 森 俊秀 市野 要助

センター員(2年目) 関 昌充 湯口 文丸

センター員(1年目) 大坪 勤 廣江 政典

6. 日本弁理士会知的財産価値評価推進センター

センター員(2年目) 三島 広規 成瀬 重雄

センター員(1年目) 浜田 治雄 小倉 正明 大津 洋夫

7. 国際活動センター

センター員(2年目) 越川 隆夫 新井 全

センター員(1年目) 徳増 あゆみ

8. 広報センター

副センター長 石川 憲 井澤 幹 本田 淳

センター員(2年目) 越場 洋 山本 喜一

センター員(1年目) 笹川 拓 助廣 朱美

同友会会則

第1条（名称、事務所）

本会は、弁理士同友会と称し、事務所を幹事長又は総務担当副幹事長が主宰する特許事務所内におく。

第2条（目的）

本会は、会員相互が弁理士としての職責を全うし、知的財産権制度の発展に寄与するとともに、たがいに親睦と福利の増進及び知性と教養の高揚に努め、弁理士制度並びに日本弁理士会の健全な発展のために協同して尽力することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 知的財産権制度及び弁理士業務等に関する研修会の開催
- (2) 各種講演会、懇親会、趣味の会、見学会等の開催
- (3) 刊行物の発行
- (4) 弁理士試験受験者の指導
- (5) その他、前条の目的を達成するに必要と認められる事業

第4条（組織）

- (1) 本会は、第2条に規定する目的に賛同する弁理士を会員として組織する。
- (2) 本会への入会、退会については、別に定めるところによる。

第5条（役員とその選任）

- (1) 本会には、つぎの役員を置く

幹事長 1名

副幹事長 数名

幹事 若干名

監事 2名

- (2) 役員は、総会において会員中より選任する。

第6条（役員の職務と権限）

(1) 幹事長は、本会を代表し、会務を総理する。幹事長に事故あるときは、副幹事長の互選により選任された者が幹事長の職務を代行する。

(2) 副幹事長は、総務、会計その他の会務を分掌執行する。

(3) 幹事は、幹事会において細則の制定、改廃、その他会務運営に関する重要事項を審議する。

(4) 監事は、会計を監査する。

第7条（役員任期）

- (1) 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 役員は、当該任期が終了した後も後任者が就任するまではなおその職責に任ずるものとする。

第8条（会議の種類と議長）

本会の会議は、総会、幹事会及び正副幹事長会とし、幹事長がこれを召集し、かつその議長となる。ただし総務担当副幹事長は、幹事長の同意を得て幹事会及び正副幹事長会の議長となることができる。

第9条（総会）

- (1) 本会は、毎年2月末日までに定時総会を開催する。
- (2) 幹事長又は幹事会において必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の要求があったとき、幹事長は、臨時総会を可及的速やかに召集しなければならない。

第10条（総会の議決事項）

総会では、事務、会計の報告及び承認、役員を選任及び解任、会則の変更、その他重要事項について審議、議決する。

第11条（幹事会）

- (1) 幹事会は、幹事長が必要と認めるとき、これを召集する。
- (2) 幹事長は、幹事の3分の1以上の要求があったとき、幹事会を召集しなければならない。
- (3) 会員は、幹事以外の者であっても幹事会に出席し、出席幹事の過半数の同意を得て議決に加わることができる。

第12条（幹事会の権限）

幹事会は、細則の制定、改廃、その他会務の運営に関する重要事項を審議、議決する。

第12条の2（正副幹事長会）

正副幹事長会は、幹事長が必要と認めるときこれを召集する。

第12条の3（正副幹事長会の権限）

正副幹事長会は、本会の運営に関する全ての事項について審議、議決する。

第13条（議決）

会議における議事は、出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第14条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金品、その他の収入を以てこれにあてる。

第15条（顧問及び相談役）

- （1）本会は、総会又は幹事会の議決によって第5条に規定する役員のほか、顧問及び相談役をおくことができる。
- （2）顧問及び相談役や、顧問会及び相談役会をそれぞれ組織する。
- （3）顧問会及び相談役会は、幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。

第16条（事務、会計年度）

本会の事務年度及び会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

第16条の2

会務の運営に必要な事項、経費その他については、細則に定める。

第17条（施行日）

本会則は、昭和49年12月4日より施行する。

付 則 本会則の一部改正は、平成6年4月1日より施行する。

付 則 本会則の一部改正は、平成13年10月3日より施行する。

付 則 本会則の一部改正のうち、第16条に関する改正は、平成17年4月1日より施行し（ただし、第16条の規定に拘らず、平成17年度は平成17年4月1日に始まる。）、第9条に関する改正は、平成18年1月1日より施行する。

編集後記

お陰様で、2014年度「弁理士同友会だより」（電子版第5号）の発行が無事完了しました。

今年は、昨年に引き続き、我ら弁理士同友会に属する古谷先生の日本弁理士会会長の任期後半2年目にあたります。弁理士同友会も古谷会長を全力でサポートしている状況であり、各々の記事から精力的に会員の先生方が活動している様子が校正をする中でひしひしと伝わってきました。古谷先生の実行した施策が着実に進行していることが伺え、同友会の会員としても誇らしいものがあります。

また、最近では、組織委員会その他の頑張りもあり、入会者が増えており、新規入会者紹介欄や、スポーツ活動の同好会の記事からもその勢いや、盛り上がりを感じられました。それに関連して同好会の活動写真も昔に比べてぐっと増えて来ました。同好会の活動が活発化している証左とも言えましょう。喜ばしいことです。広報委員会としても編集のし甲斐があります。

今年度も同友会だよりを無事に発行できたのも、広報担当副幹事長の高下雅弘先生、委員の古川友美先生及び大和田昭彦先生の奮闘の賜物です。御礼申し上げます。

また、原稿を執筆して頂きました先生方、特に年末の忙しい中、執筆して頂き、心より御礼申し上げます。

最後になりますが、会員の皆様、是非是非、この同友会だよりを読んで下さい！（今年も言います！）

平成26年度広報委員長

笹川 拓

弁理士同友会だより 第20巻 第1号(電子版第6号)

発行日 2014年12月28日

発行 弁理士同友会

編集・制作 広報委員会



弁理士同友会

背景の楕円は、弁理士道精神を表現しています。三本の太い波形は、弁理士の強い団結力と、弁理士同友会が未来に向かって飛躍、発展してゆく様子を表現しています。